

令和6年版

長野県環境白書



長野県

令和6年版長野県環境白書の発刊に当たって

私たちが暮らす長野県の美しく豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくため、本県では、令和5年3月に、「第五次長野県環境基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）を策定しました。

「共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし」を基本目標に掲げ、「持続可能な社会の構築」、「脱炭素社会の構築」、「生物多様性・自然環境の保全と利用」、「水環境の保全」、「大気環境等の保全」、「循環型社会の形成」の各分野に関する取組を着実に進めております。

令和6年4月には、諏訪湖をはじめとする、県内の河川・湖沼の諸課題に対して先進的な調査研究を行い、水環境の保全に関する情報発信の拠点となる「諏訪湖環境研究センター」を開所しました。

また、県が2050ゼロカーボンに向けた取組の一つとして推進する、住宅等の屋根を利用した太陽光発電（屋根ソーラー）の情報を集約し、一元的に発信するポータルサイト「つなぐ 信州屋根ソーラー」を開設するなど、再生可能エネルギーの普及を推進しています。

さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震を教訓に、流域下水道について耐震化を前倒しで進めるとともに、県内の上下水道事業者に対して耐震化や広域化に向けた支援を行っているところであります。

このほか、令和4年度に国定公園の新規指定候補地の一つに選定された御嶽山について、国定公園への指定申出に向け、関係者との調整を進めているほか、食品ロス削減に向け、大手食品会社と連携し「信州発もったいないキャンペーン」を実施するなど、各分野においても新たな動きがありました。

令和6年版長野県環境白書は、第五次長野県環境基本計画の初年度である令和5年度の県内環境の状況や環境に対する取組などを中心に取りまとめました。県民の皆様に御覧いただき、長野県の環境について理解と関心を高めていただくとともに、2050ゼロカーボンに向けて、様々な環境保全の取組を進める上での参考としていただければ幸いです。

令和7年（2025年）2月

長野県環境部長 諏訪 孝治

目次

第1部 総論

第1章 環境行政の総合的推進

第1節 環境行政の推進体制

- 1 環境行政組織…………… 1
- 2 環境審議会…………… 4

第2節 環境基本条例

- 1 環境基本条例の制定及び考え方…………… 5
- 2 環境基本条例の概要…………… 5

第3節 第五次長野県環境基本計画

- 1 第五次長野県環境基本計画の策定及び位置付け… 6
- 2 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進… 6
- 3 計画の期間…………… 6
- 4 計画の対象分野…………… 6
- 5 計画の推進体制等…………… 6
- 6 第五次長野県環境基本計画のポイント…………… 6

第2部 環境の状況と講じた施策

序章 令和5年度 長野県環境行政の概要

- 1 長野県における環境行政の動き…………… 8
- 2 令和5年度の環境関係施策体系…………… 10
- 3 令和5年度の主要事業一覧…………… 11

第1章 持続可能な社会の構築

第1節 環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進

- 1 環境教育・ESDの推進…………… 13
- 2 啓発活動の推進…………… 16

第2節 パートナリシップによる環境保全活動の推進

- 1 地域における協働の支援…………… 18
- 2 各分野における協働の推進…………… 18
- 3 海外との連携・協力…………… 22

第3節 豊かな自然やライフスタイル等の発信

- 1 信州の魅力発信による移住・交流の促進…………… 22

第4節 環境影響評価による環境保全の推進

- 1 環境影響評価制度の適切な運用…………… 23
- 2 公共事業における環境配慮の推進…………… 24

第5節 環境保全研究所の機能強化

- 1 環境保全に関する調査研究、情報発信の強化… 25
- 2 調査研究等に必要な体制整備…………… 25

第2章 脱炭素社会の構築

【ゼロカーボン社会の実現に向けた取組について】

- 1 ゼロカーボン社会の実現を目指す背景…………… 27
- 2 県議会における動き…………… 28
- 3 県による具体的な取組…………… 29

第1節 徹底的な省エネルギーの推進

- 1 運輸部門（交通）におけるエネルギー効率化… 30
- 2 家庭部門におけるエネルギー効率化…………… 31
- 3 産業・業務部門におけるエネルギー効率化… 33

第2節 再生可能エネルギーの普及拡大

- 1 地域主導型の再生可能エネルギーの促進…………… 37
- 2 太陽光発電…………… 37

- 3 小水力発電…………… 37
- 4 木質バイオマス発電…………… 40
- 5 非木質バイオマス発電…………… 40
- 6 その他の発電…………… 40
- 7 熱供給・熱利用…………… 40
- 8 再生可能エネルギー利用の促進…………… 41
- 9 再生可能エネルギーと地域の調和の促進…………… 42

第3節 総合的な地球温暖化対策

- 1 産業イノベーションの創出支援…………… 42
- 2 エシカル消費の促進…………… 43
- 3 プラスチックの資源循環等の推進…………… 43
- 4 森林整備や木材利用による二酸化炭素の吸収・固定化等の推進…………… 44
- 5 農業生産現場における取組の促進…………… 44
- 6 気候危機に向けた連携と学び…………… 45
- 7 気候変動への適応…………… 45

第3章 生物多様性・自然環境の保全と利用

第1節 生物多様性の保全

- 1 多様な動植物の保全対策…………… 48
- 2 外来種対策の推進…………… 50

第2節 自然環境（生態系）の保全

- 1 自然が有する多面的な機能の向上と活用…………… 52
- 2 持続可能な農林業の推進…………… 53

第3節 自然とのふれあいの推進

- 1 自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理… 57
- 2 自然公園の整備と利用促進…………… 57
- 3 自然体験活動の推進…………… 60

第4章 水環境の保全

第1節 水源の涵養と適正な利活用

- 1 水収支の把握…………… 62
- 2 地下水の涵養…………… 62
- 3 水源地域の保全…………… 63
- 4 水資源の適正な利活用…………… 66

第2節 安心安全な水の保全

- 1 水質監視…………… 68
- 2 発生源対策…………… 69
- 3 河川・湖沼の浄化対策…………… 71
- 4 水に関する災害対策…………… 71

第3節 親しみやすく生物を育む水辺環境の創出

- 1 親水性に優れた水辺づくり…………… 72
- 2 水辺における生態系の保全…………… 72
- 3 水辺の環境保全活動等の推進…………… 73

第4節 水環境保全に係る調査・研究及び情報発信等の推進

- 1 水環境保全に係る調査・研究の推進…………… 74
- 2 水環境保全に係る情報発信・学び等の推進… 74

第5章 大気環境等の保全

第1節 清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保

- 1 大気環境の監視等…………… 76
- 2 アスベスト（石綿）対策…………… 77
- 3 騒音・振動・悪臭の防止…………… 77
- 4 光害（ひかりがい）対策等…………… 78
- 5 放射能対策…………… 79

第2節 化学物質による環境汚染の防止と対策
1 ダイオキシン類対策..... 81
2 その他の化学物質対策..... 81

第6章 循環型社会の形成

第1節 廃棄物の4Rの推進
1 4Rの推進..... 83
2 循環経済への転換の挑戦..... 85
第2節 廃棄物の適正処理の推進
1 廃棄物の適正処理体制の整備..... 89
2 廃棄物の不法投棄等の防止..... 90

第7章 地域の特性を踏まえた取組の推進

1 標高差に着目した施策の展開（垂直ゾーニング）..... 94
2 地域別の特性と実施施策（水平ゾーニング）... 95

資料編

1 関係図表..... 113
2 環境行政年表..... 127
3 市町村における環境基本条例の制定、環境基本計画の策定状況..... 131
4 市町村環境行政組織一覧..... 133
5 環境関係用語の解説..... 140

コラム目次

・野尻湖クリーンラリー..... 26
・産官4団体を主体とする「上伊那ゼロカーボンプラットフォーム」がスタート..... 26
・県庁舎の使用電力の100%再生可能エネルギー化について..... 38
・教室断熱改修ワークショップの開催..... 47
・令和6年4月1日に諏訪湖環境研究センターが開所... 75
・ゼロカーボンミーティング in 木曽を開催しました..... 80
・光害（ひかりがい）の防止に努めましょう..... 82
・給水スポットマップを公開しました..... 87
・～県民挙げて「フードロス」に立ち向かえ！～
「信州発もったいないキャンペーン」..... 88
・プラスチックスマートの推進..... 93
・ゼロカーボンミーティング in 諏訪の開催..... 99
・大北地域ゼロカーボンミーティング
～大北地域と調和した地域ぐるみの取組を考える～... 106
・食品ロスの削減に向けて、長野駅前街頭啓発を実施しました..... 109

信州エコポスターコンクール 2024
入賞作品

・最優秀賞..... 150
<小学生・低学年の部>
金井 泰雅さん（上田市立城下小学校3年）
<小学生・高学年の部>
濱 唯花さん（岡谷市立長地小学校6年）
<中学生の部>
安藤 奈南さん（松本市立波田中学校1年）
・優秀賞
<小学生・低学年の部>..... 36
宮岡 紗冬さん（松本市立開明小学校1年）
<小学生・高学年の部>..... 56
小池 淳貴さん（諏訪市立上諏訪小学校5年）
<中学生の部>..... 74
佐藤 遙乃さん（塩尻市立広陵中学校2年）
・協賛社賞
<小学生・低学年の部>..... 36
笹崎 蘭さん（佐久市立佐久平浅間小学校3年）
<小学生・高学年の部>..... 56
谷林 花梨さん
（大町市立八坂小中学校そよかぜ校舎前期課程6年）
<中学生の部>..... 74
重田 陽名さん（御代田町立御代田中学校2年）

<表紙の写真> 提供：宮坂忠彦さん 撮影場所：諏訪湖

文中で「*」がついた用語は、資料編「環境関係用語の解説」に記載があります。

第1部

総論

第1章 環境行政の総合的推進

第1節 環境行政の推進体制

1 環境行政組織

県の環境行政組織は、昭和39年4月、衛生部環境衛生課に公害係が設けられて以来、総合的な環境施策の推進を図るため、整備拡充されてきました。

平成16年4月1日には、環境保全と自然保護を融合した新たな調査研究を可能とするとともに、環境保全に係る諸施策に対して技術的なサポートを行うなど、行政とより緊密に連携を図っていくため、衛生公害研究所と自然保護研究所を統合し、環境保全研究所を設置しました。

平成20年4月1日には、本庁部局の見直しにより、「生活環境部」から「環境部」へと再編されました。

平成23年4月1日には、喫緊の課題となっている地球温暖化問題などに対応するため、環境政策課の温暖化防止係を温暖化対策課として設置しました。

平成26年4月1日には、省エネルギー化と自然エネルギーの普及拡大の強化のため、「温暖化対策課」を「環境エネルギー課」に改称するとともに、廃棄物の許認可から監視体制までを一体的に推進し、循環型社会の構築を図るため、「廃棄物対策課」と「廃棄物監視指導課」を「資源循環推進課」に改編しました。

また、全ての流域下水道終末処理場の直営化を行うため、平成24年度に、諏訪建設事務所に「諏訪湖流域下水道事務所」を付置し、平成27年度に、「千曲川流域下水道建設事務所」を「千曲川流域下水道事務所」に改組し、安曇野建設事務所に「犀川安曇野流域下水道事務所」を付置しました。平成31年度には、公営企業会計への移行に併せ体制の強化を図るため、諏訪湖流域下水道事務所と犀川安曇野流域下水道事務所を単独現地機関とし、所管を建設部から環境部へ移管しました。

令和2年4月1日には、気候変動*対策に関連する施策を一体的・効率的に推進するため、「環境政策課」と「環境エネルギー課」「地域振興局環境課」を再編するとともに、脱炭素社会推進の取組を実行する「ゼロカーボン推進室」を設置しました。

令和6年4月1日には、水道と生活排水処理までの業務を一体的に行うため、水大気環境課から生活排水課へ水道業務を移管し「水道・生活排水課」に改称しました。

また、県内河川・湖沼の課題解決に向け、環境保全研究所から水質等に関する調査研究部門を移管するとともに、保健福祉事務所から水質検査業務を移管し、「諏訪湖環境研究センター」を設置しました。

令和6年度の組織及び主な所掌事務は、図表1-1-1、図表1-1-2のとおりです。

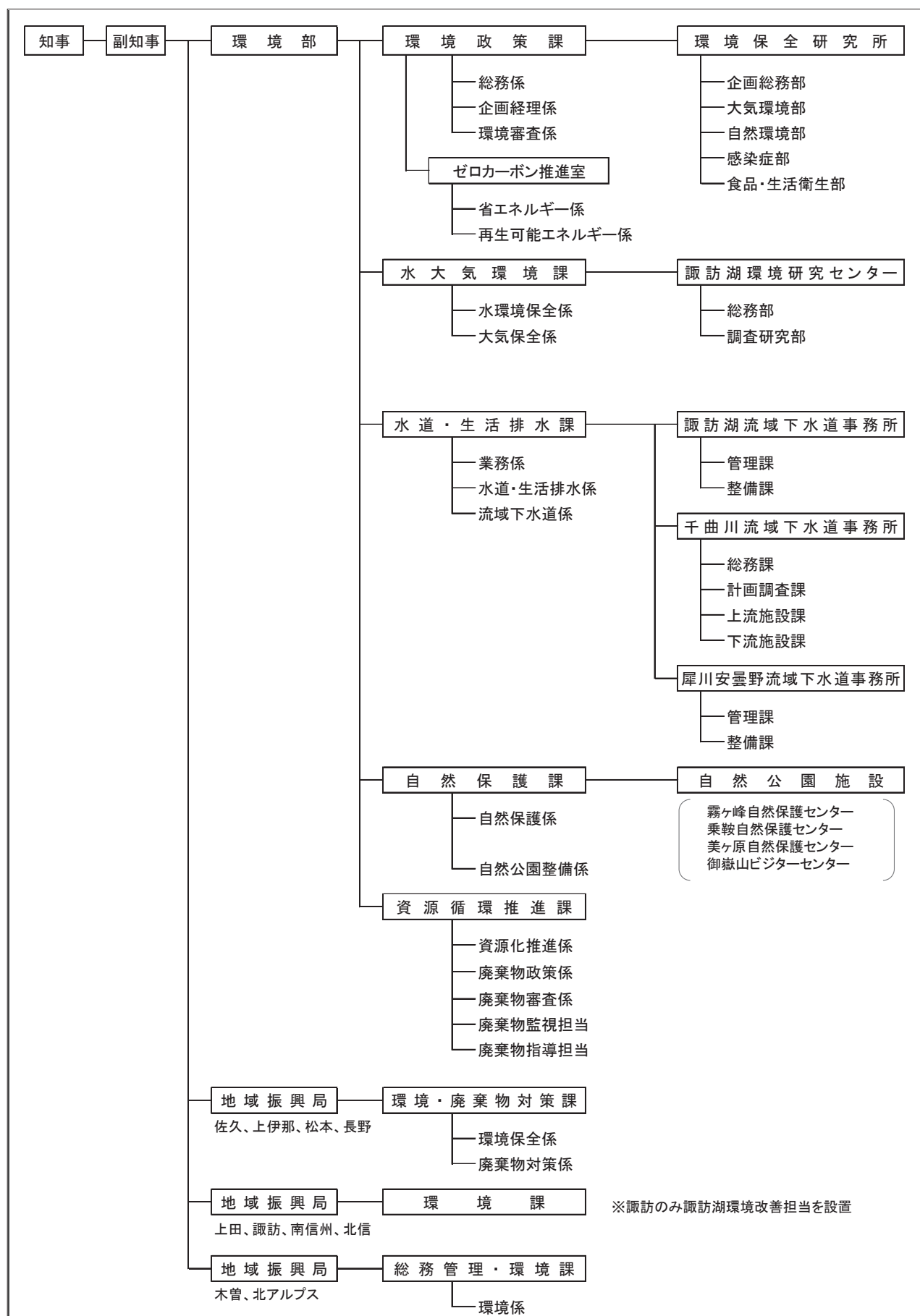
図表 1-1-1 各組織の主な所掌事務

(令和6年4月1日現在)

区 分	課 (室) 所 名	主 な 所 掌 業 務
本 庁	環境政策課	・ 気候変動対策 ・ 参加と連携による環境保全 ・ 環境審査 (環境アセスメント)
	ゼロカーボン推進室	・ 省エネルギー化の促進 ・ 再生可能エネルギーの普及拡大 ・ 環境マネジメントシステム
	水大気環境課	・ 水資源の保全・利活用 ・ 水質及び土壌環境の保全 ・ 大気環境の保全 ・ 公害紛争処理
	水道・生活排水課	・ 流域下水道及び公共下水道事業 ・ 農業集落排水事業 ・ 合併処理浄化槽*設置事業 ・ 水道事業認可及び指導
	自然保護課	・ 自然環境の保全 ・ 自然公園の管理及び整備
	資源循環推進課	・ 廃棄物の資源化の推進 ・ 廃棄物の発生抑制及び適正処理の推進 ・ 廃棄物処理業及び廃棄物処理施設等の許可 ・ 廃棄物処理の監視及び指導
現地機関	環境保全研究所	・ 環境・衛生に関する試験検査及び調査研究 ・ 環境学習の推進
	諏訪湖環境研究センター	・ 水環境及び生態系の保全に関する調査研究 ・ 水質に関する試験検査
	諏訪湖流域 下水道事務所	・ 諏訪湖流域下水道の管理及び維持保全 ・ 諏訪湖流域下水道の調査、設計、施工及び監督
	千曲川流域 下水道事務所	・ 千曲川流域下水道の管理及び維持保全 ・ 千曲川流域下水道の調査、設計、施工及び監督
	犀川安曇野流域 下水道事務所	・ 犀川安曇野流域下水道の管理及び維持保全 ・ 犀川安曇野流域下水道の調査、設計、施工及び監督
地域振興局	総務管理・環境課 環境課 環境・廃棄物対策課	・ 気候変動対策及び再生可能エネルギーの推進 ・ 大気、水質及び自然環境の保全 ・ 上水道及び浄化槽 ・ 廃棄物対策 (環境・廃棄物対策課のみ)

図表 1-1-2 長野県環境行政組織

(令和6年4月1日現在)



2 環境審議会

県では、環境の保全に関する基本的事項、地球温暖化防止に関する事項、水環境の保全に関する事項、自然環境の保全に関する事項、廃棄物に関する事項、鳥獣保護に関する事項など環境の保全に関する重要事項を調査審議するため、環境基本法、自然環境保全法及び長野県環境基本条例に基づき長野県環境審議会を設置しています。

令和5年度の環境審議会の開催状況は、図表1-1-3のとおりです。

図表 1-1-3 環境審議会開催状況

(令和5年度)

開催年月日	審議事項
令和5年6月1日	1 地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定について（中間報告） 2 鳥獣保護区等の指定について（諮問） その他報告事項1件
令和5年7月28日	1 地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定について（答申案） 2 第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンザル管理）の策定について（諮問）
令和5年9月14日	1 鳥獣保護区等の指定について（答申案）
令和6年1月16日	1 第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンザル管理）の策定について（中間報告） 2 聖山高原県立公園計画の変更について（諮問） その他報告事項2件
令和6年3月18日	1 第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンザル管理）の策定について（答申案） 2 聖山高原県立公園計画の変更について（答申案） その他意見聴取、報告事項3件

(資料：環境政策課)

第2節 環境基本条例

1 環境基本条例の制定及び考え方

今日の広範、多岐にわたる環境問題に的確に対応し、本県における今後の環境政策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる条例として、平成8年3月に長野県環境基本条例を制定しました。

この条例では、社会の全ての構成員が共通の認識とすべき基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、施策全体としての方向性を示す基本方針、県の施策の基本となる事項などを定めています。

具体的な施策は、それぞれ個別の条例や要綱などに委ねられています。

2 環境基本条例の概要

環境基本条例の体系は図表1-1-4のとおりです。

図表 1-1-4 環境基本条例の体系

I 前文、目的及び基本理念

〈条例制定の由来、その条例によって立つ精神的基調〉(前文)

- ・ 本県の特性、現状認識
- ・ これまでの環境施策の状況、今後の課題
- ・ 環境に関する県民の権利と責務
- ・ 全てのものの参加と連携の下、自然と人々が共生し、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる郷土を築く。

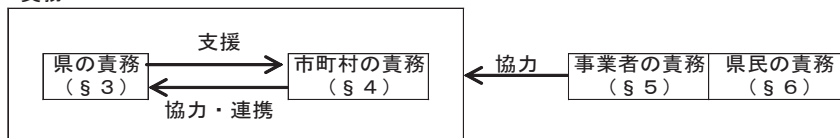
〈目的〉(§ 1)

- ・ 環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- ・ 現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

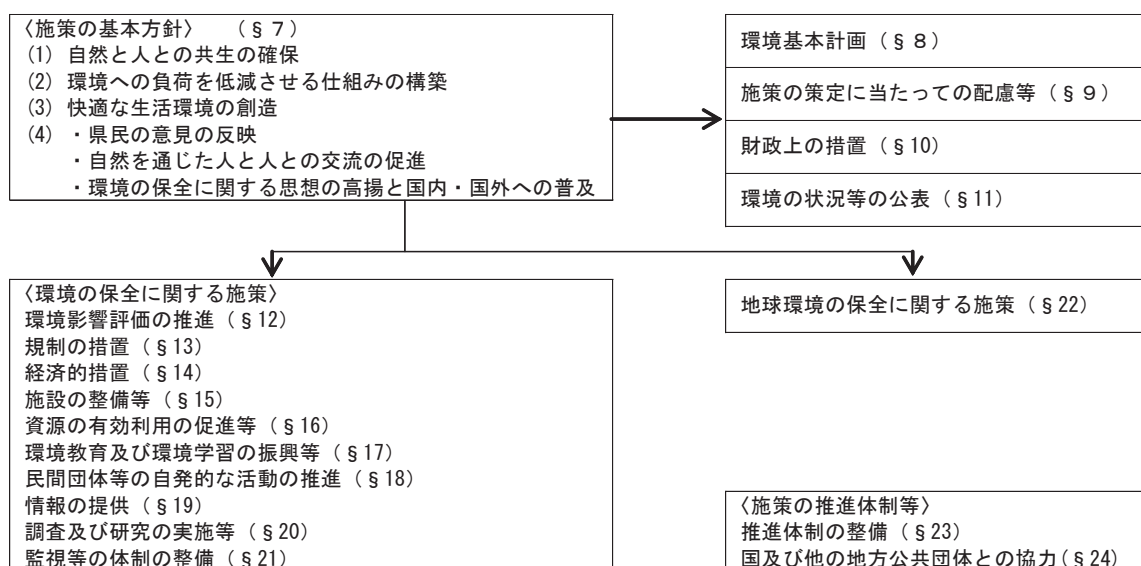
〈基本理念〉(§ 2)

- (1) 健全で豊かな環境の恵沢の享受と将来にわたっての維持
- (2) 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築
- (3) 地球環境保全への取組

II 責務



III 環境の保全に関する基本的施策



IV 長野県環境審議会 (§ 25～§ 33)



第3節 第五次長野県環境基本計画



1 第五次長野県環境基本計画の策定及び位置付け

県では、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第8条の規定により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年3月に第五次長野県環境基本計画を策定しました。

本計画は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年7月25日法律第130号）第8条に規定する本県の行動計画を包含するとともに、本計画における「生物多様性*・自然環境の保全と利用」を「生物多様性基本法（平成20年法律第58号）」第13条の規定による「第二次生物多様性ながの県戦略」として、「水環境の保全」を「長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）」第7条の規定による「第七次長野県水環境保全総合計画」として位置付けています。

計画書の全文は、県のホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/shisaku/5ji/keikaku.html>

2 SDGs*（持続可能な開発目標）による施策の推進

SDGsは、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。

目標の達成に向けては、県民・NPO、事業者、行政機関などすべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められています。また、SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割も求められています。

本計画では、SDGsの視点を踏まえ、あらゆる主体のパートナーシップにより、本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

3 計画の期間

本計画は令和5年度を初年度とし、令和9年度を目標年度とする5年間を対象とした5か年計画です。

4 計画の対象分野

第五次長野県環境基本計画では、基本目標を「共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし」と定め、本県の将来像を実現するためにどのような施策を行っていくかを示しています。

また「持続可能な社会の構築」、「脱炭素社会の構築」、「生物多様性・自然環境の保全と利用」、「水環境の保全」、「大気環境等の保全」、「循環型社会の形成」の6つの分野を本計画の対象としています。

5 計画の推進体制等

計画の推進に当たっては、関係部局で組織する環境管理委員会により、全庁的な取組を展開するほか、県民・NPOを始めとする、あらゆる主体に計画に基づく取組を呼びかけ、多くの県民の行動・参加により、持続可能な社会の実現を目指します。

なお、計画に基づく施策の進捗状況については、環境管理委員会により進捗管理を行い、その状況を本書において公表し、長野県環境審議会へ報告します。

6 第五次長野県環境基本計画のポイント

同時期に策定した本県の総合5か年計画である「しあわせ信州創造プラン3.0」や、「長野県ゼロカーボン戦略」及び「長野県廃棄物処理計画（第5期）」との整合を図り、ゼロカーボン施策を拡充するとともに、限られた資源を無駄なく有効活用するための循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換に向けた施策などを盛り込みました。

また、今回から新たに生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」に当たる「生物多様性ながの県戦略*」としても本計画を位置付け、長野県版レッドリストの改訂等の生物多様性の保全に関する具体的な施策を盛り込みました。

第2部

環境の状況と講じた施策

序章 令和5年度長野県環境行政の概要

1 長野県における環境行政の動き

県では、「全てのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築く」という「長野県環境基本条例」の理念の実現に向けて、各種施策を推進しています。

(1) 持続可能な社会の構築

SDGs（持続可能な開発目標）実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことがビジョンとして掲げられ、「SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である」として、地方自治体においてもSDGs達成に向けた取組を推進することが求められています。

本県はSDGs達成に向けて優れた取組を提案する「SDGs未来都市」として、平成30年6月、他の28自治体とともに全国で初めて選定され、先導的な役割を果たしています。また、企業等が経営戦略としてSDGsを活用することを支援する「長野県SDGs推進企業登録制度」を設けており、民間企業においても自社の中期経営計画やマーケティングにSDGsの視点を組み込むなど、SDGsの実現に向けた取組が活発に行われています。

(2) 脱炭素社会の構築

令和5年度には、令和2年度における温室効果ガス総排出量を「長野県ゼロカーボン戦略 2022（令和4）年度 進捗と成果報告書」にて公表しました。

令和2年度の温室効果ガス*総排出量は13,137千t-CO₂となっています。部門別の温室効果ガス排出量は以下のようにになっています。

・産業部門	2,956千t-CO ₂	・業務部門	2,410千t-CO ₂	・家庭部門	3,085千t-CO ₂
・運輸部門	3,580千t-CO ₂	・廃棄物部門	156千t-CO ₂	・二酸化炭素以外	950千t-CO ₂

再生可能エネルギーの普及拡大状況については、令和4年度の再生可能エネルギー生産量は、3万277TJとなっており、基準年度（2010年度）と比べて、35.7%増加しています。また、令和4年度の再生可能エネルギー*発電設備容量は326.4万kWで、エネルギー種別の内訳は次のとおりです。

・太陽光発電	175.9万kW	・小水力発電（3万kW未満）	98.9万kW
・一般水力発電	67.9万kW	・その他バイオマス*発電等	3.6万kW

(3) 生物多様性・自然環境の保全と利用

本県は複雑な山岳地形や気候によって多様な動植物が生息する自然豊かな地域です。しかしながら、里地里山*利用の衰退、ニホンジカや外来生物*の分布拡大、地球温暖化の影響などにより、多くの野生動植物の生息・生育環境が脅かされています。（生物多様性のホットスポット*）

このような危機的状況を改善するため、県では「第五次長野県環境基本計画」（R5.3 策定）に基づき、本県の生物多様性の保全や持続可能な利用の推進に向けた施策を推進しています。

特に保護することが必要な野生動植物については、「長野県希少野生動植物保護条例*」に基づき、現在15種の「保護回復事業計画」策定を行うとともに、市民団体等による保全活動に対して資金的、人的支援を得る「生物多様性保全パートナーシップ協定*」を県内外の企業等と締結し、多様な主体との協働による保全を推進しています。

また、本県の山岳・高原地域の多くは自然公園*（国立公園5地域、国定公園4地域、県立自然公園5地域）に指定され、その面積は全国で3番目の広さとなっています。年間約3,500万人が訪れるなど、本県の豊かな自然とのふれあいを楽しむとともに、バックカントリースキーやボルダリング、トレイルランなど、山岳の利用形態は多様化しています。一方で、平成24年以降、山岳遭難者数は毎年300人前後と高止

まりしていることから、平成27年度には、長野県登山安全条例を制定するとともに、山岳関係者や行政機関からなる山岳環境連絡会において「山岳の環境保全及び適正利用の方針*」を策定（R4.2改訂）し、安全な登山のための環境整備を推進しています。

（4）水環境の保全

水環境については、現在、そして、将来の世代が、清らかで豊かな水資源を引き続き享受できるよう保全していく必要があり、近年は目的不明な土地取引による地下水への影響や涵養機能の低下による水位の低下などを契機として、水資源の重要性に対する認識が高まっています。

また、現在、県内河川の環境基準*達成率は高い水準で推移しており、湖沼の環境基準達成率は水質改善や環境基準の見直しにより上昇していますが、市街地や農地等の非特定汚染源*からの汚濁負荷*の削減が課題になっています。

こうした中、県では、県民共有の貴重な財産である水資源や水辺環境を保全するため、平成25年3月に水資源保全地域の指定と同地域における土地取引等の事前届出制を盛り込んだ「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」を制定するとともに、「第7次長野県水環境保全総合計画」や「諏訪湖に係る第8期湖沼水質保全計画」を策定し、県民との協働により、水量、水質、流域、水辺など水環境の保全に係る施策を総合的に推進しています。

生活排水対策については、快適で衛生的な生活環境の提供とともに、良好な水環境を保全する上で重要な役割を担っています。県では、令和5年3月に策定した長野県生活排水処理構想（2022改定版）の下、市町村と連携を図りながら、生活排水施設の持続可能な管理経営による良好な水環境の保全への取組を進めています。令和5年度末の汚水処理人口普及率は、98.3%（全国第6位）と、本県的生活排水施設の整備は、概ね完了を迎えています。

（5）大気環境等の保全

大気環境については、光化学オキシダント*を除き、二酸化窒素等常時監視を行っている全ての項目が環境基準を達成しており、概ね良好な状況にあります。

有害化学物質対策については、ダイオキシン類*の環境調査や、焼却施設の排ガス検査を行い、環境基準や排出基準の達成状況を把握し、発生抑制の指導や情報提供を行っています。

（6）循環型社会の形成

「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会とは、第一に廃棄物等の発生抑制（リデュース）が行われ、第二に循環的な利用として、使用済製品・部品等の適正な再使用（リユース）、回収された廃棄物等を原材料として適正に利用する再生利用（マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）が行われ、第三にそれでもやむを得ず循環利用が行われないものについては適正な処分を行い、これらにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であるとしています。

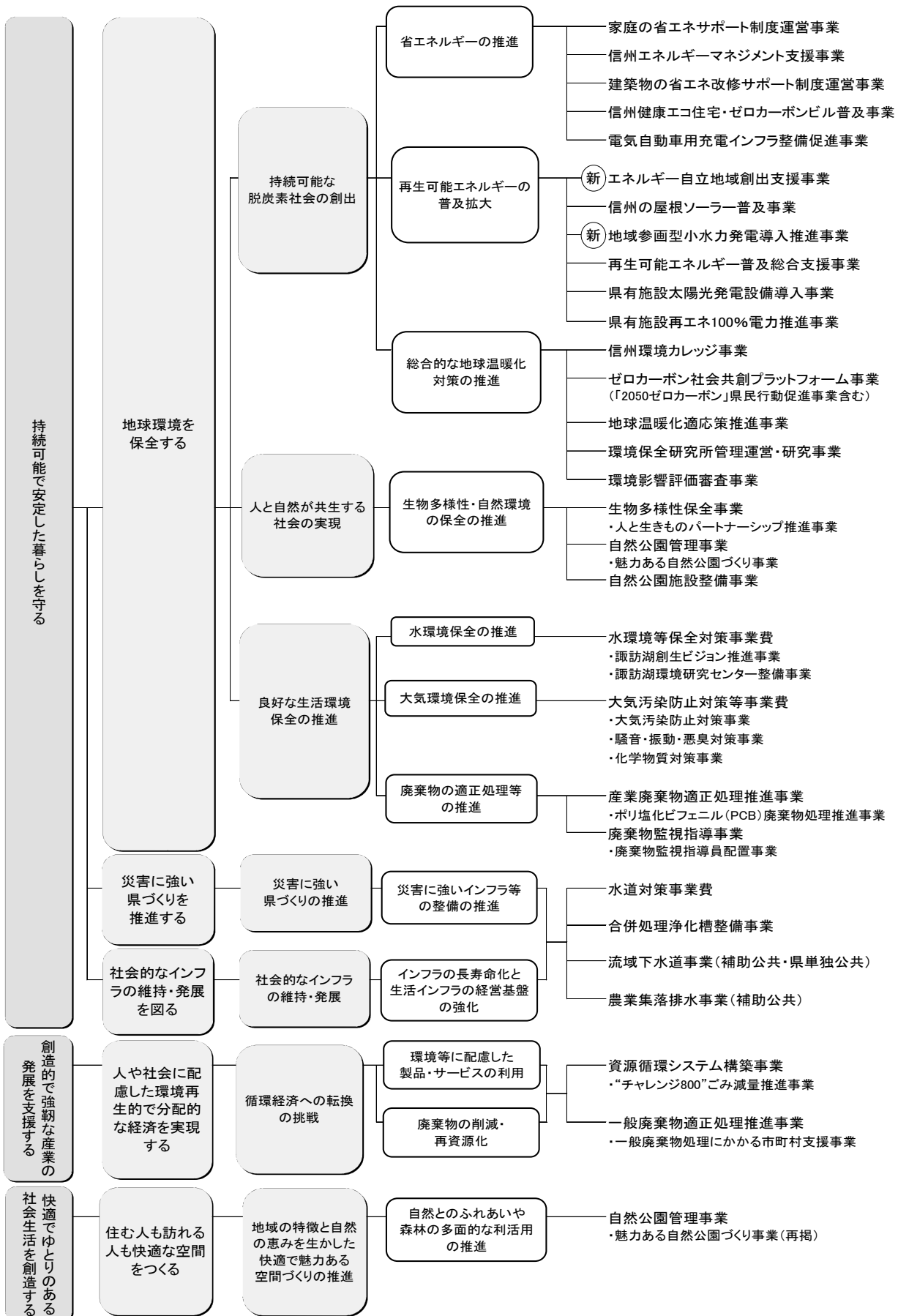
加えて、長野県脱炭素社会づくり条例では、持続可能な脱炭素社会の実現のためにプラスチックの資源循環を推進することとしており、使い捨てプラスチックからの転換（リプレイス）、プラスチック使用量の削減及び分別回収などを進めていくとしています。

この循環型社会の実現のためには、まず、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、使用済製品等の再使用（リユース）の取組を進めることが重要です。県民一人ひとりの意識を高めるため、プラスチック代替製品の利用や食べ残しの削減、使用済製品の繰り返し使用等の身近な取組を促進するとともに、事業者への技術指導や研修会の開催などを通じ、廃棄物の減量化の取組を推進することが必要です。

さらに、不要となったものでも可能な限り資源物としての分別を進め、環境への負荷の少ない方法による再資源化を推進するなど、適切な循環的な利用の一層の促進も必要です。

2 令和5年度の環境関係施策体系

新…新規事業



3 令和5年度の主要事業一覧

事業名	事業内容
信州エネルギーマネジメント支援事業	大規模事業者の省エネ・再エネ導入の取組を促進するとともに、中小規模事業者の温暖化対策への支援を行いました。 あわせて、エネルギー（電気）供給事業者による温室効果ガス削減の取組を促進しました。
電気自動車用充電インフラ整備促進事業	電気自動車（EV）の普及を見据え、「未設置区間ゼロ・電池切れゼロ」の充電インフラ整備を促進することにより、EVによる観光及び県民のEV利用の拡大を図りました。
❶ エネルギー自立地域創出支援事業	ゼロカーボン戦略の中間目標年度である2030年度に先立って「エネルギー自立地域」の創出を目指す市町村（地域）の再生可能エネルギーの導入や省エネ等の各種取組をゼロカーボン社会共創プラットフォームと連携し総合的に支援しました。
信州の屋根ソーラー普及事業	住宅や事業所の屋根での太陽光発電設備及び蓄電池の設置を普及させるため、太陽光発電等の普及に取り組む地域事業者とのパートナーシップにより、県民の多様なニーズに対応し、「信州の屋根ソーラー」を推進しました。
❶ 地域参画型小水力発電導入推進事業	県内に賦存する豊富な小水力発電ポテンシャルを活かし、再生可能エネルギー導入量を増加させるため、地域の合意形成プロセスに県が必要に応じ関与・支援することにより、地域の合意に基づく小水力発電の事業化をゼロカーボン社会共創プラットフォームと連携し促進しました。
再生可能エネルギー普及総合支援事業	地域事業者等が取り組む再生可能エネルギーを活用した発電及び熱利用の事業に対しゼロカーボン社会共創プラットフォームと連携し収益納付型補助金等により支援しました。
県有施設太陽光発電設備導入事業	2030年までに太陽光発電設備を設置可能な県有施設の約6割に設置することを目指し、太陽光発電設備導入を推進しました。
県有施設再エネ100%電力推進事業	温室効果ガス排出量の削減に貢献するため、県有施設で使用する電力を順次再生可能エネルギー由来の電力に転換しました。
信州環境カレッジ事業	気候変動問題をはじめ、県民の環境に対する意識の向上と、実践的な行動を促すため、県民に向けて環境教育に関する情報を一元化して発信するとともに、環境教育に取り組む団体等の活動を支援しました。
ゼロカーボン社会共創プラットフォーム事業	多様な主体が参画し、ゼロカーボン社会の実現を目指すゼロカーボン社会共創プラットフォーム「くらしふと信州」において、気候危機に立ち向かう行動の輪の拡大や気候危機突破プロジェクトなどに取り組みました。
地球温暖化適応策推進事業	気候変動に関する科学的データや適応策の事例などの情報収集・提供等を行う「信州気候変動適応センター」において、気候変動適応に向けた市町村や企業の取組を支援しました。
魅力ある自然公園づくり事業	県内の美しい自然環境を保全し次世代に継承するため、地域関係者や民間事業者等と協働して、自然公園の保護と利用の好循環に向けた取組を推進しました。

事業名	事業内容
諏訪湖創生ビジョン推進事業	「泳ぎたくなる諏訪湖」、「シジミが採れる諏訪湖」に向けた環境改善を推進し、人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖を目指しました。
諏訪湖環境研究センター整備事業	水環境の調査研究の拠点として諏訪湖環境研究センターを整備し、県内河川湖沼の水環境の保全を図りました。
“チャレンジ 800”ごみ減量推進事業	長野県廃棄物処理計画（第5期）で掲げる「県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量 790 g（2025 年度）」を達成するため、県民や市町村等と協働し、プラスチックごみ及び食品ロス削減を主とした取組を推進しました。

第1章 持続可能な社会の構築



第1節 環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進

現状と課題

地域の環境は、行政だけではなく、地域住民が自分たちの手で保全していくことが重要であることから、県では全ての県民が環境に関心を持ち、環境保全活動に参加する意欲や環境問題を解決する能力を高められるよう、それぞれの年齢層に応じ、環境教育に取り組む仕組みづくりを進めています。

施策の展開

1 環境教育・ESD*の推進

(1) ESD（持続可能な開発のための教育）の推進

- 文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクール*をESDの推進拠点として位置付けています。県内のユネスコスクール加盟校は、令和5年度で17校です。（図表2-1-1）

加盟校の主な取組として、食品ロスに関わる活動、苗木の植樹、古紙回収を通して再生紙をつくる活動、いのちを守る森づくり、コカリナづくりを通してユネスコエコパークへの理解を深める活動等を行いました。

図表 2-1-1 ユネスコスクール登録数

（令和6年3月末現在）

幼稚園	小学校	中学校	高校	特支	私立
1	7	4	2	1	2

（資料：学びの改革支援課）

(2) 幼児期・学齢期における環境教育の推進

- 豊かな自然環境や地域資源を保育・幼児教育に積極的に取り入れた「信州やまほいく*」の普及を図ることで、信州で育つ全ての子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備し、「子育て先進県なの」を実現するための取組を行いました。（図表2-1-2）

図表2-1-2 信州やまほいくの状況（令和5年10月末現在）

信州型自然保育認定園	
特化型	普及型
16園	282園

（資料：こども・家庭課）



「信州やまほいく」の活動の様子

- 小・中学校では、学習指導要領に基づき、理科や総合的な学習の時間などを通じて、地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れ、自然環境を大切に、保全しようとする気持ちを育てています。高等学校では、現代社会や理科の授業などで、持続可能な社会の形成に参画するという観点から、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図るなど、環境教育を推進しました。

- 幼児から高校生などが自主的な環境活動に取り組む「こどもエコクラブ*」活動や環境保全研究所の自然ふれあい講座など、実践的な環境教育を推進しました。（図表 2-1-3）

図表2-1-3 「こどもエコクラブ」活動実績（令和5年度）

クラブ数	メンバー数
16クラブ	555人

（資料：環境政策課）

- 環境教育に関わる指導者の養成のため、県総合教育センターにおいて小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員を対象に研修を行いました。
- 自然教育・野外教育の幼稚園、保育園、小・中学校及び高等学校への推進を図ることを目的として設置された自然教育・野外教育推進会議において、令和4年度に作成された「自然教育・野外教育アクティビティとプログラム集」を、県教育委員会ホームページで公開し、活用を推進しました。
- 少年自然の家において、自然体験活動や野生動植物の生態を学ぶなどのプログラムを実施し、子どもたちの自主性、社会性などの「生きる力」や豊かな人間性を育みました。



少年自然の家 自然体験活動

- 次代を担う少年少女がみどりを通じて広く自然を学び、様々な体験を実践することにより、健全な心身の養成に努めるために結成された「みどりの少年団」の活動を支援しています。（図表2-1-4）

図表2-1-4 みどりの少年団登録状況（令和5年度）

	団数	団人数
長野県	179団体	24,650人
全 国	3,071団体	321,012人

（資料：森林づくり推進課）

- 県林業総合センターの体験学習の森では、森林や木材とふれあい、森林・林業についての理解と実践的な知識の普及を図ることを目的とした森林・林業にかかる体験学習などを行っています。また、烏川溪谷緑地では、現在ある自然を守り、多様で豊かな自然を活かしながら利用できる公園づくりを行っています。公園内ではビオトープや林間、水辺の園路などが整備され、環境教育、環境学習の場として活用しています。



県林業総合センターの体験学習の森



烏川溪谷緑地



森林・林業にかかる森の恵みを活用した体験学習の様子

(3) 地域における環境教育、体験機会の場の創出・支援

- 県民の環境保全に対する意識を高めるとともに、将来の環境保全を担う人材育成を図るため、県内の環境教育に関する情報を一元化している「信州環境カレッジ事業」を推進しています。地域講座や学校講座で環境教育の機会を提供するほかインターネット上で学べるWEB講座を公開しています。

(図表2-1-5)



信州環境カレッジ 学校講座の様子
(令和5年度)

図表 2-1-5 信州環境カレッジの実施状況

区 分	地域講座	学校講座	計
登録講座数	92講座	82講座	174講座
受講者延べ人数	7,623人	5,988人	13,611人
経費補助実績	15団体 37講座 719,712円	15団体 163講座 3,044,457円	30団体 200講座 3,764,169円

(資料：環境政策課)

- 環境保全研究所では、公園や雑木林など毎年同じ場所でセミの抜け殻を集め、その種類と数を調べる「自然ふれあい講座 みんなで温暖化ウオッチ～セミのぬけがらを探せ!～」を平成24年度から開催しています。令和5年度は6会場で計115名の参加があり、集めた抜け殻の変化から身近な自然環境と地球温暖化の関係について学習しました。

- “チャレンジ 800” ごみ減量推進事業で取り組んでいる、プラスチックを削減する「信州プラスチックスマート運動」や食品ロスを削減する「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」等の取組における環境教育を実施しました。
- 森林づくり県民税を活用して、「開かれた里山の整備・利用計画」の承認を受けた地域などにおける「開かれた里山」の整備や利用に向けた取組を支援したほか、県内の先行的な事例をまとめた「取組事例集」や里山を訪れる方が安全に利用するために必要な留意事項などをまとめた「安全管理マニュアル」を作成し、普及に努めました。

2 啓発活動の推進

- 環境に対する理解を深めるため6月の環境月間に合わせて全県的な運動を展開しました。(図表2-1-6) また、地球温暖化防止や循環型社会の構築等に向けた取組を推進し、本県の美しく豊かな環境を維持・保全しながら将来の世代に継承するため「信州環境フェア2023」を長野市役所、長野市芸術館で開催し、トークイベントについては、オンライン配信を行いました。

図表2-1-6 環境月間の主な行事

(令和5年度)

行事の名称	内 容
「環境の日」「環境月間」の広報	報道機関、広報誌、ポスター、チラシ等を利用
サマーエコスタイルキャンペーン	夏季の適正冷房、ふさわしい軽装勤務の推進
アレチウリ駆除活動	アレチウリの駆除をホームページで呼びかけ
水道週間	水道水源の水質保全など、県民の理解と協力を求めて啓発
せせらぎサイエンス	水辺環境保全意識の高揚と地域で行う活動を支援
霧ヶ峰草原再生活動	地権者及びボランティアによる外来種駆除を実施
“チャレンジ800” ごみ減量推進事業	市町村と連携したごみ排出量削減の取組や県民への啓発
食べ残しを減らそう県民運動 ～e-プロジェクト～	食品ロス削減を目指すため協力店を募集し、啓発を実施
一般廃棄物・産業廃棄物関係立入検査	適正処理及び維持管理の指導を実施
不法投棄防止パトロール	青色回転灯を装備した公用車等によるパトロール等を実施
信州プラスチックスマート運動の実施	使い捨てプラスチックの削減及び不法投棄防止等の啓発

(資料：環境政策課)

- 県工業技術総合センターでは、県内製造業のLCAの観点からカーボン排出量を算定、可視化する手法について説明会を開催しました。また、公益財団法人長野県産業振興機構では、技術的観点と経済性を両立させながら経営改善を推進できる人材育成をするため、環境対応技術研究会を開催し、県内製造業における環境経営を促進しています。
- また、一般社団法人産業環境保全協会が主催する環境保全基礎研修会、エコアクション21認証取得研修会等と連携し、県内企業による環境対応を促進しています。
- 環境に配慮した消費行動を促すため、県内民放ラジオにて取組事例の紹介や最新情報の発信を行いました。また、県内小売業者と連携し、店舗にエシカルな商品であることを示すPOPを掲示することにより、エシカル消費を実践する機会を提供しました。

- 環境保全に対する理解と関心を深め、環境保全への取組を推進することを目的として、「信州エコポスターコンクール2023」を開催しました。ポスター作品はテレビ番組や県ホームページでの紹介及び県内の各種イベントで掲示するなど、広報活動に活用しました。
(「信州エコポスターコンクール2024」入賞作品を本白書内で掲載しています。掲載ページは目次をご覧ください。)
- 環境保全活動等に功労のあった方々を信州豊かな環境づくり県民会議として表彰し、その内容を信州豊かな環境づくり県民会議が発行する会報誌「環境パートナーシップだより たまき」において発信しました。

第2節 パートナースhipによる環境保全活動の推進

現状と課題

今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体との共創により、環境保全活動を幅広く推進する必要があります。

施策の展開

1 地域における協働の支援

- 「信州豊かな環境づくり県民会議」と連携し、県民が環境保全活動に取り組む契機となる事業を実施することで、持続可能な社会の構築に向けた県民総参加の運動を展開しました。
- 市町村及び公共的団体等が住民とともに自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して交付する「地域発 元気づくり支援金」により、循環型社会構築への意識向上を図る取組や、自然環境をテーマとした学習会の開催などの環境保全活動を支援し、地域の活性化を図っています。(図表 2-1-7)

図表 2-1-7 「令和5年度地域発 元気づくり支援金」要望・採択状況 (令和5年度)(単位:件)

区分	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽	松本	北アルプス	長野	北信
要望	57	41	46	42	61	34	74	37	63	34
採択	40	31	38	41	51	32	46	32	54	28

(注)表の数字は、すべてのテーマにおける要望・採択件数です。

(資料:地域振興課)

2 各分野における協働の推進

(1) 脱炭素社会の構築

- ゼロカーボン社会共創プラットフォーム(くらしふと信州)において、ゼロカーボンに取り組む実践者と、持続可能な地域づくりに取り組むプレイヤーが出会い、より豊かな信州を共に創っていくための「くらしふとカンファレンス」を開催し、脱炭素につながる取組の創発に向けたセッションを行いました。
- 地域主導型の再生可能エネルギーの普及*に向けて、産学官民で構成する「自然エネルギー信州ネット*」と連携し、再生可能エネルギーの情報を広く県民と共有しました。

(2) 生物多様性・自然環境の保全と利用

- 長野県版レッドリスト*(植物編:平成26年改訂、動物編:平成27年改訂)では、およそ10年間で絶滅危惧種が259種も増加するなど、本県に棲む「生きもの」の生息環境が厳しい状況にある実態が明らかになっています。

現在、県内では、様々な市民団体が自然環境の保全活動を続けていますが、個々の取組だけでは、活動資金や人員の面などで限界があります。今後、積極的な活動を展開するには、企業や県民との連携・協力が必要です。このため、県では、社会貢献活動などを目的とした企業や大学などと、資金や人員の提供を軸とした「生物多様性保全パートナーシップ協定」を締結し、様々な主体との協働による生物多様性保全の取組を進めています。(図表 2-1-8)

図表 2-1-8 生物多様性保全パートナーシップ協定 締結実績

(令和5年度)

番号	協 定 締 結 者	協 定 概 要
1	ミヤマ株式会社 ミヤマシジミ研究会 長野県	・ ミヤマシジミの保全に5年間の活動資金支援 ・ 会社敷地内に保護区を整備
2	ミヤマ株式会社 信州生物多様性ネット きずな 長野県	・ 普及啓発活動に5年間の活動資金支援 ・ 生物多様性保全の普及啓発を連携協力で実施
3	林野庁中部森林管理局 長野県	・ 絶滅危惧種の保全等における連携、協力
4	信州生物多様性ネット きずな 長野県	・ 生物多様性保全に関するシンポジウム開催等
5	楽天株式会社 長野イヌワシ研究会 長野県	・ イヌワシ保全に5年間の活動資金支援 〔期間満了〕
6	京浜急行電鉄株式会社 株式会社長野京浜急行カントリークラブ 長野県	・ 子ども達の環境学習活動に毎年活動資金を支 援
7	国立環境研究所 長野県	・ 高山帯へのモニタリングカメラの設置
8	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 長野県	・ 生物多様性保全のノウハウ提供と企業を紹介 ・ 生物多様性保全のモデル事例づくり 〔期間満了〕
9	帝京科学大学 信州生物多様性ネット きずな 長野県、木曽町	・ 木曽町での生物多様性保全の研究、保全活動 への参加、地元学校の環境学習支援
10	保土谷アグロテック株式会社 大同商事株式会社 霧ヶ峰自然環境保全協議会 長野県	・ 霧ヶ峰の自然環境保全に3年間の活動資金支 援
11	松田・南信株式会社 上伊那農業高等学校 長野県	・ アツモリソウ保全に10年間の活動資金支援 ・ 保全活動に必要な機材を供与
12	岡谷エコロータリークラブ 霧ヶ峰草原再生協議会 長野県	・ 霧ヶ峰の草原再生に2年間の活動資金支援 〔期間満了〕
13	サッポロビール株式会社 長野県	・ ライチョウ保護対策の経費を3年間支援
14	日清食品ホールディングス株式会社 安藤百福記念自然体験活動指導者養成センター 長野県、小諸市	・ センター敷地内にビオトープを整備 ・ 小諸市民を対象とした生物多様性関連イベ ントを開催
15	株式会社ニチレイ 富士見町アツモリソウ再生会議 長野県、富士見町	・ ホテイアツモリ保全に3年間の活動資金支援 ・ 保全活動に関する技術供与
16	NTN 株式会社 長野製作所 長野県	・ 上伊那地域のミヤマシジミの保全に5年間の 活動資金支援 ・ 会社敷地内に保護区を整備

17	東海旅客鉄道株式会社 南アルプス食害対策協議会 長野県	・南アルプスの高山植物保全活動への資金支援
18	株式会社コシダテック 株式会社KMC北関東 長野県	・ライチョウの保護対策の経費を5年間支援
19	株式会社医学生物学研究所 ブッポウソウの里の会 長野県	・中川村でのブッポウソウ保護活動に5年間の人的支援及び資金支援
20	株式会社長野ダイハツモーターズ 鬼無里ブナの森を育てる会 長野市 長野県	・鬼無里ブナの森を育てる会が行う奥裾花自然園での保全活動に5年間の人的支援及び資金支援
21	株式会社ホンダカーズ長野中央 ぽんすけ育成会 長野県	・ぽんすけ育成会が行うシナイモツゴの保全活動に5年間の人的支援
22	株式会社アクティオ長野支店 姨捨の棚田オオルリシジミ保存会 長野県	・姨捨の棚田オオルリシジミ保存会が行うオオルリシジミの保全活動に5年間の人的支援及び資金支援
23	飯島建設株式会社 姨捨の棚田オオルリシジミ保存会 長野県	・姨捨の棚田オオルリシジミ保存会が行うオオルリシジミの保全活動に5年間の人的支援及び資金支援
24	寿高原食品株式会社 姨捨の棚田オオルリシジミ保存会 長野県	・姨捨の棚田オオルリシジミ保存会が行うオオルリシジミの保全活動に5年間の人的支援及び資金支援
25	株式会社フジテック 姨捨の棚田オオルリシジミ保存会 長野県	・姨捨の棚田オオルリシジミ保存会が行うオオルリシジミの保全活動に5年間の人的支援及び資金支援
26	株式会社守谷商会 姨捨の棚田オオルリシジミ保存会 長野県	・姨捨の棚田オオルリシジミ保存会が行うオオルリシジミの保全活動に5年間の人的支援及び資金支援
27	更級農業高等学校 姨捨の棚田オオルリシジミ保存会 長野県	・オオルリシジミの生息環境改善に資する活動を姨捨の棚田オオルリシジミ保存会との協働で実施

(資料：自然保護課)

- 民間企業からの寄附金や企業版ふるさと納税*等を活用し、自然公園の登山道整備等を推進するとともに、豊かな自然環境の保全等に取り組んでいます。(図表 2-1-9)

図表 2-1-9 民間企業からの寄附金等状況 (令和5年度)

区分	件数	金額
民間企業からの寄附金	10 件	4,120,487 円
企業版ふるさと納税	6 件	6,568,533 円

(資料：自然保護課)

- 農地・農業用水路等の地域資源や農村環境を保全するため、多面的機能支払事業等を活用し、水路の泥上げや補修、花の植栽、農道への砂利補充など、地域ぐるみで行う共同活動を支援しています。(図表 2-1-10)

図表 2-1-10 地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 (令和5年度)

地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	49,015ha
--------------------------------	----------

(資料：農地整備課)

(3) 水環境の保全

- 地域と企業が連携した新たな形態の森林整備や相互の交流活動を展開するため、地域の森林整備に前向きな市町村等と社会貢献活動に意欲的な企業を県が仲立ちして結び付ける「森林（もり）の里親*」契約を10件締結しました。(図表 2-1-11)

図表 2-1-11 「森林の里親」契約状況 (令和5年度)

企業名	受入者
株式会社モリアゲ	木島平村
ザ・パック株式会社	NPO 地球と未来の環境基金、 富士見町立沢区
シナネン株式会社	C. W. ニコルアファンの森財団
セイコーウオッチ株式会社	佐久穂町



森林の里親契約調印式

(資料：信州の木活用課)

- 水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるとともに、水辺空間を快適に利用できるようグリーンインフラを推進するとともに河川愛護団体等、地域住民、施設管理者、行政機関が一体となって維持管理活動や景観保全活動に取り組んでいます。
- 多面的機能支払事業等を活用して、農業者のみならず地域住民が共同して行う農村の景観づくりを支援しています。また、地域の親子が参加して行う水路の生き物調査など農村の生態系を保全する活動を支援しています。

(4) 大気環境等の保全

- 県内に移流する大気汚染物質の削減に向けて、測定データを注意深く監視していくとともに、関東地域各都県との広域的な連携による微小粒子状物質（PM2.5）*及び光化学オキシダントの発生源寄与の解明を進め、削減対策につなげています。

(5) 循環型社会の形成

- 食品ロスの削減を図るため、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」を実施しています。小売業者、飲食店等と連携し、宴会や家庭での食べ残しをしないように呼び掛ける「残さず食べよう！30・10運動」や、消費期限及び賞味期限間近な食品の購入を呼び掛ける「信州発もったいないキャンペーン」を実施しました。
また、飲食店、宿泊業施設及び小売業者の「食べ残しを減らそう～e-プロジェクト～」協力店の登録は令和5年度末で954店舗となっています。
- 使い捨てプラスチックの削減を図るため、「信州プラスチックスマート運動」を実施しました。生活スタイルの見直しから「3つの意識した行動」を「信州プラスチックスマート運動協力事業者」と連携して呼びかけ、プラスチックごみ削減に取り組みました。また、「信州プラスチックスマート運動協力事業者」の登録は令和5年度末で139事業者678店舗となっています。

- 「きれいな信州環境美化運動」を県民運動として、地域、市民団体、学校、企業、行政などが協働して取り組み、令和5年度は春のキャンペーン期間中に約11万9千人、秋のキャンペーン期間中に約5万4千人が参加し、県全体をきれいにする運動を展開しました。
- 「市町村職員の県職員併任制度」(H17.7～)により、市町村職員も産業廃棄物処理業者等の立入検査を行いました。令和5年度は56市町村、175名の職員に併任発令を行いました。
- 県が委嘱している「不法投棄監視連絡員」によるパトロールの実施や、「不法投棄ホットライン」の設置県が事業者と締結している通報協定等に基づき、不法投棄に関係する情報を収集しました。

3 海外との連携・協力

- 中華人民共和国河北省とは、昭和58年11月に結んだ友好提携協定以降、39年にわたり友好関係を築いてきました。
平成27年3月から平成30年3月まで、中国河北省との友好協力を一層強化するために県環境保全研究所と河北省環境モニタリングセンターとの間で「環境技術交流提携枠組み協定書」を締結し、河北省職員や河北大学教師等を県海外技術研修員として受け入れました。
- 先進モデルとなるドイツ等を参考に、長野県に適したエネルギー自立地域の確立に資する仕組みの検討を進めました。

第3節 豊かな自然やライフスタイル等の発信

現状と課題

信州暮らしの魅力発信やきめ細やかな相談対応などの移住促進策により移住者は増加していますが、自然を活かした豊かな暮らしなど本県ならではのライフスタイルの継続的な発信が必要です。

施策の展開

1 信州の魅力発信による移住・交流の促進

- 移住セミナー等において、豊かな自然環境や美しい景観の中での暮らし、それらを活かした教育等の本県ならではのライフスタイルを全国に向けて発信し、市町村と連携して移住やつながり人口、交流人口の増加を図っています。令和5年度はオンラインも活用し、移住セミナー等を開催することで本県の魅力の発信を図りました。(図表2-1-12)
-

図表 2-1-12 信州の魅力発信による移住・交流施策の実施状況 (令和5年度)

移住セミナー等の開催・参加及び来場組数	50回・1,415人
移住相談件数	9,389件
移住者数	3,363人
都市農村交流人口	403,358人

第4節 環境影響評価による環境保全の推進

現状と課題

環境影響評価制度*（環境アセスメント）とは、大規模な開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、あらかじめ、事業者自らが環境に与える影響を調査・予測・評価するとともに、事業の及ぼす環境影響や環境の保全のための措置などを公表し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、より環境に配慮した事業としていくための手続です。

施策の展開

1 環境影響評価制度の適切な運用

- 環境影響評価法、長野県環境影響評価条例及び長野県環境影響評価指導要綱に基づく手続を実施しました。（図表2-1-13）

また、令和5年度は、環境影響評価条例に基づき環境影響評価技術委員会の審議を行い、審議内容等を踏まえて知事意見等を通知しました。（図表2-1-14）加えて、工事中及び供用開始後の調査結果等を取りまとめて提出された事後調査報告書6件について、環境影響評価技術委員会の審議を行い、環境保全措置が適切に行われていることを確認しました。

図表 2-1-13 環境影響評価手続の実施状況

（昭和58年度～令和5年度）（単位：件）

状 況 事 業		環境影響評価手続実施状況						事業進捗状況				
		県要綱 調査実施 通知書※1	配慮書	方法書	準備書	評価書	計	未着手	工事中	完了	廃止	計
法 道 路 水 力 発 電 所 風 力 発 電 所 太 陽 電 池 発 電 所 新 幹 線 鉄 道 業	道 路			1		4	5	3	2			5
	水 力 発 電 所					2(1)	2			1	1	2
	風 力 発 電 所		1(1)				1				1	1
	太 陽 電 池 発 電 所				1(1)		1				1	1
	新 幹 線 鉄 道					1	1		1			1
	計		1	1	1	7	10	3	3	1	3	10
要 綱 又 は 条 例 に 基 づ く 事 業	道 路					3	3		3			3
	飛 行 場					1	1			1		1
	水 力 発 電 所											
	地 熱 発 電 所											
	風 力 発 電 所			1(1)			1				1	1
	太 陽 光 発 電 所		1(1)	1(1)		1	3		1		2	3
	送 電 線 路					1	1			1		1
	ご み 処 理 施 設			2		7	9	2		7		9
	し 尿 処 理 施 設					1	1			1		1
	廃棄物最終処分場	1(1)				2(1)	3	1			2	3
	ゴ ル フ 場 又 は ス キ ー 場	16(12)			3(1)	24(4)	43	6		20	17	43
複 合 施 設	別 荘 団 地	2(1)				2(1)	4	1	1		2	4
	複 合 施 設					1※2(1)	1				1※2	1
計		19	1	4	3	43	70	10	5	30	25	70
合 計		19	2	5	4	50	80	13	8	31	28	80

（資料：環境政策課）

注）括弧内の数字は、廃止若しくは中断した事業又は対象事業に該当しないこととなった事業の件数

※1：長野県環境影響評価指導要綱において、事業者が対象事業を実施する際に、知事や対象事業を管轄する市町村長に通知する文書

※2：スキー場と別荘団地の複合施設

図表 2-1-14 長野県環境影響評価条例に基づく知事意見等

(令和 5 年度)

区分	対象書類	事業名
条例	方法書	松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備
その他 ^{※1}	中間報告	(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1 号南牧佐久線
その他 ^{※2}	JR 報告書	トンネル工事 2 件 (中央アルプストンネル (尾越)、伊那山地トンネル (豊丘変電所)) 発生土置き場 1 件 (南木曽町内 (尾越)) その他工事 1 件 (天竜川橋りょう工事) 事後調査報告 1 件 (令和 4 年度調査結果)

(資料：環境政策課)

※ 1：環境影響評価方法書に対する知事意見で、詳細な道路線形等が決まった段階で県へ報告するよう求めた事項等

※ 2：中央新幹線建設事業の評価書において事業計画の詳細が決まった段階で県へ報告することとされた事項等

2 公共事業における環境配慮の推進

- 環境影響評価制度が対象としない事業の実施に当たっても、事業が環境に与える影響をできるだけ小さくすることが必要です。県が実施する公共事業のうち、環境影響評価法及び長野県環境影響評価条例の対象規模未満の事業や非対象の事業について、より環境に配慮した内容とするため「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」を定め、事業の実施時に配慮する事項とその達成状況の公表といった環境配慮制度の手続を実施しています。(図表2-1-15)

図表 2-1-15 長野県公共事業等環境配慮推進要綱に基づく環境配慮制度の手続実施状況

(平成 22 年度～令和 5 年度) (単位：件)

事業	状況	公共事業 環境配慮書 (案)	公共事業 環境配慮書	廃止事業	合計
農業農村整備事業		0	32	0	32
治山事業		0	1	0	1
道路事業		0	43	0	43
砂防事業		0	24	0	24
建築事業		0	14	1	15
発電事業		0	5	0	5
合計		0	119	1	120

(資料：環境政策課)

第5節 環境保全に関する調査研究等の強化

現状と課題

県環境保全研究所は、環境の保全及び保健衛生の向上のため、分析・検査を行うとともに、環境保全に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、様々な調査研究に取り組んでいます。その成果を広範な県の施策に反映させるため、調査研究で得られた情報の提供や、普及・啓発を行い、県民に開かれた信頼される研究所を目指しています。

施策の展開

1 環境保全に関する調査研究、情報発信の強化

- 諏訪湖の底質環境の特性に関する調査研究、県内の光化学オキシダントに関する調査研究、廃棄物最終処分場に関する調査研究、気候変動の実態把握と適応策の推進に関する研究などに取り組みました。
(環境保全研究所の令和5年度調査研究テーマ一覧は資料編の資料4参照)
- 研究報告(13題)や情報誌(年4回)の発刊、学術誌等への論文掲載(12題)や学会等での発表(46題)、県民向けのサイエンスカフェ(5回)や信州自然講座(1回)等の情報発信のイベントの開催、県、市町村、市民団体や教育機関などが主催する研修会や観察会などへ講師として職員の派遣(33件)、出前講座(12件)、職場体験学習・インターンシップの受入(58名)などを行いました。

2 調査研究等に必要な体制整備

- 人を対象とする生命科学・医学系研究等を適正に実施するため、倫理審査委員会を令和6年2月に開催し、人を対象とする医学系研究等が適正に実施されているか審査を行いました。また、長野県環境保全研究所が行う業務、調査研究が真に県民益となるよう、長野県外部評価委員会設置要綱に基づき、業務や調査研究等に対し客観的かつ公正な評価を受けるため、令和5年12月に外部評価懇談会を開催し、個別の研究課題(5題)について外部評価を受けました。(図表2-1-16)

図表 2-1-16 外部評価結果

(令和5年度)

担当部	課題名	評価
水・土壌環境部	環境水中の農薬分析方法の効率化に関する研究〈事後評価〉	A
大気環境部	光化学オキシダント汚染の地域的・気象学的要因の解明に関する研究〈事後評価〉	A
循環型社会部	長野県内の河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの実態調査〈事後評価〉	A
自然環境部	情報デザインによる地域自然環境の学びの場の共創〈事後評価〉	A
感染症部	食中毒原因病原体(ウイルスおよび寄生虫)の疫学に関する調査・研究〈事後評価〉	A

※評価：A 適切である／B 概ね適切である／C 一部に改善の余地あり

【コラム】 野尻湖クリーンラリー

野尻湖や周辺の自然保護、水質保全の大切さを知ってもらうため、「野尻湖クリーンラリー」を毎年実施しています。

令和5年度は6月23日に実施し、信濃町立信濃小中学校の5年生に参加いただきました。

子どもたちは、乗船してプランクトンの採集、水温や透明度の調査を行い、身近な野尻湖の新たな発見に感銘を受けていました。改めて水環境の保全の大切さを体感できる機会となりました。



【コラム】 産官4団体を主体とする「上伊那ゼロカーボンプラットフォーム」がスタート

ゼロカーボンの実現に向け、連携して取組を進める基盤として、産官の4団体※を主体とする「上伊那ゼロカーボンプラットフォーム」が令和5年10月10日に発足しました。

また、令和6年2月22日には、このキックオフイベントとして「ゼロカーボン・シンポジウム」が開催され、行政や企業等から多くの方に御参加いただき、立命館大学経営学部教授のラウパッハ・スミヤヨーク氏及び信州大学人文学部准教授の茅野恒秀氏の講演を拝聴するとともに、参加者同士で意見交換が行われました。

今後もイベントを通して、産学官の様々な立場の方との情報交換や連携した取組が期待されます。

※長野県経営者協会上伊那支部、上伊那広域連合
長野県上伊那地域振興局
長野県産業振興機構伊那センター・リサイクルシステム研究会



第2章 脱炭素社会の構築



【ゼロカーボン*社会の実現に向けた取組について】

1 ゼロカーボン社会の実現を目指す背景

世界各地で記録的な高温や大雨、大規模な干ばつなどの異常気象が頻発しており、世界気象機関（WMO）は、これらの異常気象が長期的な地球温暖化の傾向と一致していると発表しています。

そのような中、令和元年10月に発生した台風第19号（通称：令和元年東日本台風）は、長野県内に初めて大雨特別警報が発表されるほどの記録的な大雨をもたらしました。

本県においては、千曲川流域を中心とした河川の氾濫や土砂災害等により、死者、行方不明者、負傷者などの人的被害に加え、広範囲にわたり、住宅、道路・橋梁・河川等の土木施設、鉄道施設、医療施設や社会福祉施設、学校教育施設、商業施設や工場等の事業所、農地・農林業用施設など甚大な被害が発生しました。（図表2-2-1）

また、各地での交通ネットワークの寸断により、通勤、通学のみならず、県外とのアクセスにも支障が生じ、電気・ガス・上下水道などのライフラインも停止するなど、住民生活や経済活動が深刻な打撃を受けました。



（長野市 千曲川流域）



（上田市 上田電鉄別所線）

図表2-2-1 令和元年台風第19号に関する被害等の状況

項 目	被 害
人的被害 (令和3年9月6日現在)	死者 23名 (うち災害関連死 18名) 行方不明者 0名 重傷者 14名 軽傷者 136名
住家被害 (令和3年9月6日現在)	全壊 920棟 1,087世帯 半壊 2,496棟 2,889世帯 一部損壊 3,569棟 3,693世帯 床上浸水 2棟 5世帯 床下浸水 1,358棟 1,625世帯
被害総額 (令和2年9月18日現在)	被害総額 2,766億74百万円 <主に環境部に関連するもの> 下水道(55か所) 381億38百万円 上水道(9事業体) 3億82百万円 自然公園(23か所) 1億23百万円 廃棄物処理施設(8か所) 47百万円 浄化槽(市町村設置型)(5基) 2百万円

2 県議会における動き

世界各国や自治体で「気候非常事態」を宣言し、ゼロカーボンを目指す取組が広がる中、令和元年東日本台風による甚大な被害を受けた本県では、令和元年 11 月県議会定例会において「気候非常事態に関する決議」が可決され、県に対して「気候非常事態」を宣言することが強く求められました。

この決議を受け、令和元年 12 月 6 日、知事と県議会正副議長、各派代表者と共同で記者会見を行い、知事から都道府県では初となる「気候非常事態宣言」を行い、2050 年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること（2050 ゼロカーボン）を決意しました。

気候非常事態宣言 － 2050 ゼロカーボンへの決意 －

世界各地で記録的な高温や大雨、大規模な干ばつなどの異常気象が頻発しており、世界気象機関（WMO）は、これらの異常気象が長期的な地球温暖化の傾向と一致していると発表している。

この 10 月に日本を襲い本県にも甚大な被害をもたらした台風第 19 号をはじめ、近年、我が国で頻発する気象災害の要因は気候変動にあると言われている。

気候変動は地球上の人間社会の存続を脅かしており、この非常事態を座視すれば、未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐことはできないという強い危機感を抱かざるを得ない。

2015 年 12 月に採択された「パリ協定」を受けて政府は長期戦略を策定し、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げた。

地球温暖化対策に先駆的に取り組んできた本県は、本年の主要 20 カ国・持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合の開催地となり、合わせて「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」を世界に向けて発信した。

気候変動に対する地方政府や非政府組織の果たす役割の重要性が世界的に強調されているなかで、本県は国際社会から先導役となることが期待されている。

今こそ将来世代の生命を守るため、気候変動対策としての「緩和」と災害に対応する強靱なまちづくりを含む「適応」の二つの側面に取り組んでいかななくてはならない。

よって、本県は、ここに気候非常事態を宣言するとともに、2050 年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを決意し、県民一丸となった徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、さらにはエネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進め、もって本県の持続的発展を期するものとする。

令和元年（2019 年）12 月 6 日

長野県知事 阿部 守一

また、令和元年 6 月に軽井沢町で開催された G 2 0 関係閣僚会合における「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」や、「気候非常事態宣言」などの取組を踏まえ、令和 2 年 9 月定例会において、全国で初めて、2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標に掲げた議員提案の「長野県脱炭素社会づくり条例」が可決・成立しました。

3 県による具体的な取組

本県の「気候非常事態宣言」を国際的にPRするため、令和元年11月にスペイン・マドリードで開催されたCOP25（国連気候変動枠組条約第25回締約国会議）へ職員を派遣し、宣言に至った経緯や、本県が取り組んできた環境エネルギー戦略の取組を発信しました。

COP25最終日の小泉環境大臣のスピーチでは、「台風で大きな被害を受けた長野県が、県レベルで初の、気候非常事態宣言と2050年ネットゼロを宣言したのは、自治体というノンステートアクターが覚醒した象徴だ」とのコメントをいただき、世界に向けて本県の取組を紹介いただきました。

令和2年4月1日には「気候非常事態宣言」の理念を具体化するため、「長野県気候危機突破方針」を策定し、2050ゼロカーボンに向けて今後の県の気候変動対策についての基本方針を示しました。

令和3年6月8日、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）であり、長野県脱炭素社会づくり条例に基づく行動計画である「長野県ゼロカーボン戦略」（計画年度2021～2030年度）を策定しました。基本目標を「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」とし、温室効果ガス正味排出量を2030年度に2010年度比で6割削減、2050年度には実質ゼロとする高い数値目標を掲げました。目標実現に向けて、「交通」、「建物」、「産業」、「再生可能エネルギー」、「吸収・適応」、「学び・行動」の6つの重点分野ごとに取組を進めていきます。

なお、令和3年11月2日に英国・グラスゴーで開催されたCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）のジャパンパビリオンにおける関連イベントに阿部知事がオンラインで登壇し、「長野県ゼロカーボン戦略」に加えて、脱炭素化を目指す全国知事会を通じた国と地方との連携について世界に発信しました。

また、令和5年11月には、県をはじめ国等の施策や人口増減の影響等を定量化し、十分な効果が見込まれる施策や、加速化が必要な部門を明らかにした上で、施策効果の高い「重点施策」を新たに掲げるなど、「長野県ゼロカーボン戦略」に掲げた2030年度目標を達成するためのシナリオとして「長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ」を策定しました。

第1節 徹底的な省エネルギーの推進

現状と課題

本県においては、明治34（1901）年以降の年平均気温が、短期的な変動はあるものの、全体的には右肩上がりの傾向にあります。

地球温暖化防止のためには、再生可能エネルギーへの転換や省資源・省エネルギーはもちろん、ライフスタイルや社会・経済システムを温室効果ガスの排出の少ない構造に変えていく必要があります。

施策の展開

1 運輸部門（交通）におけるエネルギー効率化

(1) 自動車使用に伴う環境負荷の低減

- EVやFCVへの転換を着実に進めるため、「長野県次世代自動車インフラ整備ビジョン」*等により、「未設置区間ゼロ・電池切れゼロ」の充電インフラ等の整備を促進しました。

図表2-2-2 県内の充電インフラ等の整備状況 (令和5年度末)

区分	充電器		水素ステーション 整備箇所数 ^(※) (単位：箇所)
	整備口数 (単位：口)	うち急速	
県内	1,179	274	1
国内	36,508	11,045	152

(資料：ゼロカーボン推進室)

※：開所数（令和6年7月現在）：出展 一般社団法人次世代自動車振興センター「水素ステーション整備状況」

図表2-2-3 県内のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付状況 (単位：台)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
EV	168	131	147	110	278	324	258	172	200	1,260	1,147
PHV	262	186	191	127	471	315	232	265	383	699	883
FCV	—	0	0	0	0	1	1	3	5	2	1

(出典 一般社団法人次世代自動車振興センター「統計 都道府県別補助金交付状況 電気自動車等」)

- 県の公用車は、更新時に原則として全てEV・FCVへ転換し、2030年度までに特殊車両等を除き100%電動化を目指します。

図表2-2-4 公用車の次世代自動車の導入状況 (令和5年度末) (単位：台)

区分	台数
EV	81
FCV	1

(資料：ゼロカーボン推進室)

(2) 環境負荷の低い交通手段への転換

- 自動車から自転車、徒歩、公共交通利用などの環境負荷の低い交通手段への自主的な転換を促進するため、事業者や市町村等と協力し、「事業活動温暖化対策計画書制度*」及び「信州スマートムーブ通勤ウィーク」を実施するとともに、「モビリティ・マネジメント*」の取組を推進しています。

(図表2-2-5) (図表2-2-6)

図表2-2-5 信州スマートムーブ通勤ウィーク実施状況

(令和5年度)

参加事業所数 ^(※1)	160事業所
参加人数	39,119人
削減した燃料使用量 ^(※2※3)	33,818L
削減した二酸化炭素排出量 ^(※4)	78.5t-CO ₂ (約7,692世帯が1日に排出する量に相当 ^{※5})

(資料：ゼロカーボン推進室)

※1 県、県教育委員会、県警分については、それぞれの全機関で1事業所として集計

※2 平均燃費11.6km/Lにより算出：出典 省エネルギーセンター【家庭の省エネ大辞典】

※3 エコドライブによる燃費向上率は10%に設定(ふんわりアクセル「eスタート」で10%程度燃費が改善)

※4 二酸化炭素排出係数 2.32t-CO₂/kLにより算出

：出典 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」

※5 家庭からの二酸化炭素排出量：3,730kg-CO₂/年度(2021年度)により算出

：出典 温室効果ガスインベントリオフィスウェブサイト

図表2-2-6 県民一人当たり公共交通機関利用回数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
47.9回/人	33.9回/人	35.6回/人	40.6回/人

(資料：交通政策課)

(3) 環境負荷の低いまちづくり

- 環境への負荷低減や自然環境の保全等にも資するものとして、自転車の安全・快適な利用を進めるため、「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」が制定・施行されています。

環境負荷の低い交通手段としての自転車活用に関する施策については、令和5年3月に「第2次長野県自転車活用推進計画」を策定し、総合的かつ計画的に推進しています。

- 環境に配慮したまちづくりの推進に向け、令和3年度に立ち上げた全県レベルの法定協議会及び広域圏ごとの地域別部会において、地域にとって最適な公共交通となるよう広域的な公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を進めています。
- 機能的な都市構造と誰もが暮らしやすい快適な都市環境を創出するため、都市機能の集約、更新を図る市街地整備事業を支援するとともに、安全・安心で歩いて暮らせる魅力的で賑わいのあるまちづくりとまちなか居住を推進するため街路事業を行っています。

2 家庭部門におけるエネルギー効率化

(1) 家庭用機器の高効率化と効率的利用

- 家庭における温室効果ガスの排出削減に向けた省エネ・節電行動の支援や、高効率機器への転換促進のため、電気、ガス、燃料等のエネルギー供給事業者や電気機器器具等の小売事業者と県民が接する機会を活用する「家庭の省エネサポート制度」を平成25年度から実施しています。これは、保守点検や検針など通常の事業活動で家庭を訪問する際、省エネアドバイス、簡易診断等を行い、実効性の高い省エネ行動の定着を目指すものです。令和5年度は、195,361件の省エネアドバイスを実施しました。直接的なアドバイスに加え、間接的なインターネットによるアドバイスも行っています。

(2) 住宅の高断熱・高気密化

- 長野県ゼロカーボン戦略で掲げた目標達成に向け、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大を加速するため、令和4年3月に長野県地球温暖化対策条例の一部を以下のとおり改正し、建築物の環境エネルギー性能等検討制度に基づき、省エネに配慮した建築物の普及促進に努めました。

建築物の環境エネルギー性能等の検討結果の届出対象を拡大

建築物を新築しようとする者は、環境への負荷の低減を図るための措置などについて検討義務が課されており、その検討結果を届け出る建築物の対象を「床面積2,000㎡以上」から「床面積300㎡以上」に拡大しました。(令和5年4月1日施行)

住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設

住宅を新築しようとする者が省エネ性能等に関する情報を取得し、省エネ等に精通した事業者を選択することができるよう、住宅（床面積300㎡未満）の新築に当たり、その設計者に「省エネ計画概要書」の提出を義務付け、その内容を公表する制度を創設しました。(令和5年4月1日施行)

省エネ計画概要書報告・公表制度



建築物環境エネルギー性能等検討制度

建物を建てる際に、建築事業者による建築物の定量的なエネルギー性能（年間エネルギー消費コスト）に係る情報提供に基づき、建築主がより省エネ性能に配慮した建築物の選択ができるよう促します。

建物を建てる際に、建築事業者による再生可能エネルギー設備に係る情報提供に基づき、建築主が再生可能エネルギー設備を導入することを促進します。

特に大規模な建築物（10,000㎡以上）は、有効利用可能エネルギー（排熱等）の活用も検討対象になります。

戸建住宅も対象になります。建物を新築する際には、300㎡以上の住宅・非住宅は検討結果を建築主が届出、300㎡未満の住宅等は同内容を住宅等設計者が報告します。

床面積の合計	環境エネルギー性能検討			再生可能エネルギー設備の導入検討			有効利用可能エネの導入検討
	性能検討義務	性能表示の努力義務	届出・報告義務	再エネ設備導入検討義務	設備表示の努力義務	届出・報告義務	検討義務（届出義務）
10,000㎡以上	○	○	○（届出）	○	○	○（届出）	○（届出）
2,000㎡～10,000㎡未満	○	○	○（届出）	○	○	○（届出）	-
300㎡～2,000㎡未満	○	○	○（届出）	○	○	○（届出）	-
10㎡～300㎡未満	○	-	○（報告）	○	-	○（報告）	-
10㎡以下文化財など	-	-	-	-	-	-	-

住宅等：一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿

- 環境に配慮された住宅の整備推進のために、県産木材を活用し信州健康ゼロエネ住宅の基準に適合した住宅の新築工事や、省エネ改修工事などへの助成のほか、信州健康ゼロエネ住宅サイトによる事例の発信や高性能住宅に関する技術普及のための講習動画配信等により、住まい手・つくり手の意識啓発を図っています。(図表2-2-7)

図表 2-2-7 信州健康ゼロエネ住宅助成金の利用実績（令和5年度）

区分	新築		リフォーム	
	債務分	現年分	債務分	現年分
件数	55件	174件	19件	81件
金額	43,800千円	202,500千円	8,901千円	32,829千円

※債務分：令和4年度に交付決定（着工）し、令和5年度に事業完了したもの

※現年分：令和5年度に交付決定（着工）かつ事業完了したもの

- 既存建築物の環境エネルギー性能の簡易的な診断を民間事業者と連携して行い、具体的な省エネ改修の検討に必要な情報を提供することにより省エネ改修を促進しています。

3 産業・業務部門におけるエネルギー効率化

(1) 事業者の省エネ取組の促進

- 「事業活動温暖化対策計画書制度」により、温室効果ガスの排出量が一定規模以上の大規模事業者について取組状況を把握し、現地確認により省エネ等の助言を行い、効果の高い対策の実施を促すことで温室効果ガスの一層の排出削減を図っています。

また、一定規模未満の中小規模事業者に対する省エネの取組を促進するため、専門家による簡易省エネ診断を実施し、併せて、省エネ診断促進事業補助金により、国事業の省エネ最適化診断及び省エネお助け隊の診断料に対する補助を行いました。

図表2-2-8 事業活動温暖化対策計画書制度対象事業者の温室効果ガス総排出量（単位：千t-CO₂）

区分	基準年度 (R元年度)	第一年度 (R2年度)	第二年度 (R3年度)	第三年度 (R4年度)	R4年度とR元年度 (基準年度)の差
エネルギー 起源CO ₂	3,169	3,035	3,163	2,926	▲243
その他ガス	200	198	207	223	23
自動車	72	65	68	69	▲3
合計	3,441	3,298	3,438	3,218	▲223 (▲6.5%)

（資料：ゼロカーボン推進室）

- 県機関においては、長野県独自の環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」の運用を通じた、PDCAサイクル*による効果的な進捗管理を行うことで、環境に配慮した取組を実施しました。温室効果ガスについては、令和5年度の県機関からの排出量は61,592t-CO₂で基準年度（平成22年度）比では22.5%減少し、前年度比較では7.7%減少しました。

- 県工業技術総合センターは「長野県産業振興プラン*」に基づき、LCAの観点から、県内企業によるカーボン排出量可視化・削減の取組を支援し、県内製造業の持続的発展と「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に繋げることを推進しています。令和5年度は、削減の取組を10件支援しました。

この取組の支援拠点となる県工業技術総合センター環境・情報技術部門（松本市）に整備している、県有施設初のZEB*（Net Zero Energy Building）性能を有する「AI活用/IoTデバイス事業化・開発センター」により、AI・IoT化及びデジタル化そのものではなく、これらの先端技術により収集したデータの効果的な活用を促進し、県内製造業の競争力及び課題解決力の強化に向けた取組を推進しています。

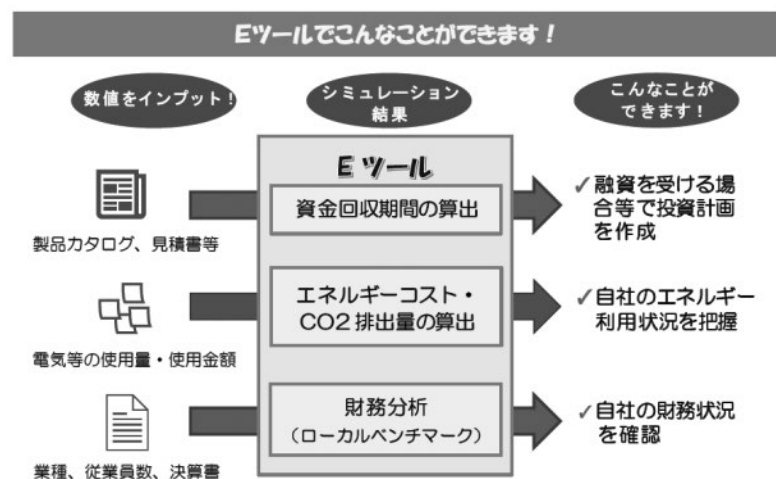


AI活用/IoTデバイス事業化・開発センター
(平成31年4月開所)



共同研究事例
ワイン用ぶどうの糖度予測(長野県農業試験場)

- カーボンニュートラルの達成に向けた世界的な潮流の中で、国際的なサプライチェーンの一部を構成する県内事業者においても、CO₂排出量やエネルギーコストの削減を求められています。
このような中、県では、県内事業者がCO₂排出量やエネルギーコストを削減することにより収益構造を改善していただくことを目的として、これから導入しようとする省エネ設備等の資金回収期間やCO₂排出削減量などをシミュレーションして導入の判断材料にできる、長野県オリジナルの「エネルギーコスト削減促進ツール(Eツール)」を開発し、令和6年3月28日から県ホームページにおいて無償での提供を開始しました。
また、省エネ設備の導入等を後押しするため、長野県中小企業融資制度の信州創生推進資金(ゼロカーボン・次世代産業向け)において貸付利率を1.4%から1.1%に引き下げました。



令和5年度 県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量等について

○令和5年度 温室効果ガス排出量

61,592 t-CO ₂	令和4年度比	▲ 7.7 %減
	平成22年度比	▲ 22.5 %減
	(基準年度)	

項 目	H22	R3	R4	R5	実 績	
					前年比 R5/R4(%)	基準年比 R5/H22(%)
温室効果ガス総排出量(t-CO ₂)	79,518	66,818	66,743	61,592	▲ 7.7	▲ 22.5
エネルギー起源CO ₂	77,933	65,539	65,513	59,177	▲ 9.7	▲ 24.1
その他	1,585	1,280	1,230	2,415	96.3	52.4

(目標は基準年度比)

○エネルギー使用量内訳

項 目			平成22年度	令和4年度	令和5年度	熱量換算 (MJ)	R5/R4 増減(%)	R5/H22 増減(%)
エ ネ ル ギ ー 使 用 量	電気の使用	(MJ)	1,229,801,294	1,074,883,028	1,022,364,019	1,022,364,019	▲ 4.9	▲ 16.9
		(kWh)	123,350,180	107,811,738	102,544,034	1,022,364,019		
		庁舎等の使用量(kWh)	89,854,230	80,229,685	78,035,219	778,011,133	▲ 2.7	▲ 13.2
		道路維持管理(kWh)	14,988,761	17,230,633	15,118,026	150,726,719	▲ 12.3	0.9
		信号機等交通安全設備(kWh)	18,507,189	10,351,421	9,390,789	93,626,166	▲ 9.3	▲ 49.3
	燃料の使用(公用車分除く)(MJ)		319,358,151	254,432,341	249,998,317	249,998,317	▲ 1.7	▲ 21.7
	A重油(L)		1,785,510	999,202	889,221	34,768,541	▲ 11.0	▲ 50.2
		灯油(L)	4,815,613	3,525,919	3,429,013	125,844,777	▲ 2.7	▲ 28.8
		都市ガス(m ³)	1,222,946	1,524,558	1,532,468	66,355,864	0.5	25.3
		LPG(kg)	192,745	169,991	177,185	9,000,998	4.2	▲ 8.1
		ガソリン(L)	29,634	31,851	35,516	1,228,854	11.5	19.8
		軽油(L)	45,868	32,695	33,445	1,260,877	2.3	▲ 27.1
		ジェット燃料(L)	274,934	244,653	314,398	11,538,407	28.5	14.4
	公用車燃料(MJ)		116,276,183	82,076,649	83,339,535	83,339,535	1.5	▲ 28.3
	ガソリン(L)		2,918,118	2,108,811	2,064,078	71,417,099	▲ 2.1	▲ 29.3
		軽油(L)	400,767	241,692	316,245	11,922,437	30.8	▲ 21.1
	合計(MJ)		1,665,435,628	1,411,392,018	1,355,701,872	1,355,701,872	▲ 3.9	▲ 18.6

○その他使用量

紙類使用量(千枚)	167,202	170,981	154,976	154,976	▲ 9.4	▲ 7.3
上水道使用量(m ³)	885,000	758,877	755,114	755,114	▲ 0.5	▲ 14.7
可燃ごみ排出量(t)	1,214	1,090	1,055	1,055	▲ 3.2	▲ 13.1

○温室効果ガス排出量

温室効果ガス総排出量(t-CO ₂)	79,518	66,743	61,592	61,592	▲ 7.7	▲ 22.5
--------------------------------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

※基準年度は平成22年度(2010年度)

(2) 業務用建物におけるZEBの普及等

- ZEB Ready以上等の認証を取得し工場等を新增設する企業について、通常より高い助成率で支援を実施しています。令和5年度は4件の助成金認定を行い、県内の工場等の省エネルギー化の推進に努めました。
- 県有施設の照明のLED化を推進するとともに、エネルギー多消費施設にESCO*を活用するほか建築物の断熱化や省エネ機器の採用など、公共施設のエネルギー消費量の削減を図りました。新築・改築する施設は原則ZEB・ZEHとし、令和5年度は、8施設をZEB・ZEHとしました。

(3) エネルギー供給事業者の再生可能エネルギー導入の促進

- 県内に電気を供給する事業者における脱炭素化や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を促進するため、「エネルギー供給温暖化対策計画書制度*」に基づく計画や実施状況報告の公表等を行っています。なお、令和5年度の対象事業者は91事業者でした。

信州エコポスターコンクール 2024
入賞作品（小学生・低学年の部）



優秀賞 みやおか 宮岡 さと 紗冬さん

（松本市立開明小学校 1 年）



協賛社賞 きさざき 笹崎 らん 蘭さん

（佐久市立佐久平浅間小学校 3 年）

第2節 再生可能エネルギーの普及拡大

現状と課題

県内における再生可能エネルギー生産量は増加傾向にあるものの、「長野県ゼロカーボン戦略」に掲げる再生可能エネルギーを3倍以上に拡大する目標の達成のためには、エネルギー自立地域づくりをはじめとした市町村と地域による主体的な取組の促進に加え、建物の屋根における太陽光発電や地域の参画により行われる小水力発電などの地域と調和した再生可能エネルギーの普及拡大が必要です。

施策の展開

1 地域主導型の再生可能エネルギーの促進

- 地域のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーを活用する取組を行う民間事業者等に対し、「再生可能エネルギー普及総合支援事業」を実施しています。
令和5年度は、小水力発電1件の支援を行いました。
- 産官学民連携の協働ネットワークである「自然エネルギー信州ネット」や自然エネルギー地域協議会等と連携し、地域での再生可能エネルギーの活用に取り組む市町村や事業者等に対する情報提供や専門家の紹介等の支援を行いました。また、道府県知事や民間事業者により構成される「自然エネルギー協議会」の場を活用した国に対する規制改革の提案等を行っており、令和5年度にも再生可能エネルギーの普及拡大のための政策提言を行いました。
- 「ゼロカーボン社会共創プラットフォーム（くらしふと信州）」において、エネルギー自立地域の創出を目指し、市町村と企業とのマッチングイベントを開催しました。県内6市村が参加し、企業側からは脱炭素に資する38のソリューション提案があり、地域の脱炭素化を推進しました。

2 太陽光発電

- 「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」において、住宅や事業所等の建物ごとの発電量や二酸化炭素削減量、売電収入などを可視化することにより導入を促すとともに、地域の事業者情報や市町村の補助金情報を併せて掲載し、信州の太陽光に関する情報をワンストップで提供しました。
- 住宅における「エネルギー自立」を支援するため、太陽光発電の普及に積極的に取り組む地域の事業者として県が認定した「信州の屋根ソーラー認定事業者」とともに、太陽光発電設備、蓄電池及びV2Hの設置を支援する「既存住宅エネルギー自立化補助金」や、民間事業者と連携し、太陽光発電設備や蓄電池の購入事業者を募り、一括発注による低価格での設置を目指す「グループパワーチョイス（共同購入）」により、住宅の建物屋根における太陽光発電の普及促進を目指しました。
- 温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーの活用を拡大するため、県有施設の屋根を活用した自家消費用の太陽光発電設備を設置しました。（県庁議会棟ほか11施設に合計236kW設置）

3 小水力発電

- 事業地選定や合意形成に県が関与・支援することにより、地域と調和した小水力発電の事業化を地域主導で推進しています。令和5年度は新規の水力発電事業の候補地点を掘り起こすため、市町村等からの情報や希望等も踏まえて、企業局とともに現地調査を8市町村実施するとともに、水力発電事業の事業化を目指す民間事業者等へのヒアリングや相談対応をしました。

- 部局連携により構成する「小水力発電キャラバン隊」等により、手続・技術面の課題解決を支援しています。
- 県企業局において、新しい発電所の建設と基幹発電所の大規模改修等による出力増強等を進めるとともに、平成 30 年度から取り組んでいる新規電源開発地点発掘プロジェクトにより、市町村及び県庁内の関係部局とも連携しながら、新たな水力発電所の建設を推進しています。
令和 5 年度末現在、県内に 23 の水力発電所を有し、最大出力の合計は 10 万 4,655kW で、全国の公営電気事業者の 24 者の中で 9 番目の規模となっています。(図表 2-2-9)
また、令和 5 年度の発電電力量は県内世帯の約 8 % (約 6 万 1 千世帯分) に相当する 2 億 2,120 万 8 千 kWh にのびります。

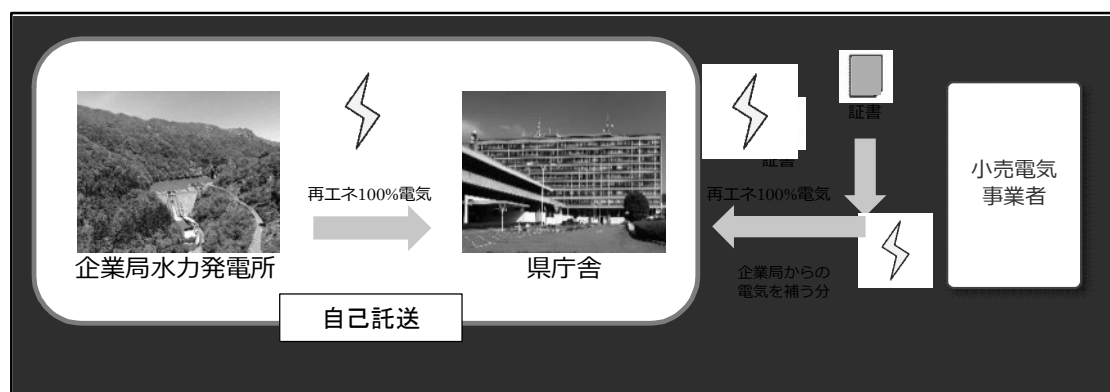
【コラム】

県庁舎の使用電力の 100%再生可能エネルギー化について

県は、「2050 ゼロカーボン」の実現のため、令和 5 年 7 月 1 日から、県庁舎で使用する電気を、企業局水力発電所で発電した再エネ電気の自己託送と、非化石証書の購入により、全て再生可能エネルギーに切り替えました。

このうち、都道府県庁舎への自己託送は、全国初の取組です。

この取組により、県庁舎で約 2,000 t / 年の温室効果ガスが削減される見込みです。この削減量は、県の庁舎等から排出される温室効果ガスの約 3 % に相当します。



図表 2-2-9 企業局発電所一覧

(令和5年度)

発電所名		所在地	形式	運転開始	最大出力 (kW)	年間発電 電力量 (千kWh)	最大 使用水量 (m³/s)	最大 有効落差 (m)	水車型式	関連事業
南信発電管理事務所管内	美 和	伊那市 (高遠町)	ダム式	昭33.2.11	12,200 (2台)	43,807	26.00	58.85	立軸 フランス	三峰川総合開発事業 (治水・かんがい・発電)
	春 近	伊那市	ダ ム 水路式	昭33.7.14	23,600 (2台)	103,824	19.00	151.80	立軸 フランス	〃
	西天竜	伊那市	水路式	昭36.12.1	3,200 (2台)	18,100	5.56	63.95	横軸 フランス	西天竜幹線導水路改修事業 (かんがい・発電)
	四 徳	上伊那郡 中川村	水路式	昭39. 2. 7	1,800	5,382	1.37	165.00	横軸 フランス	南向土地改良事業 (かんがい・発電)
	小渋第 1	下伊那郡 松川町	ダム式	昭44. 3. 1	3,000	9,697	8.00	46.10	立軸 カプラン	小渋川総合開発事業 (治水・かんがい・発電)
	小渋第 2	下伊那郡 松川町	ダ ム 水路式	昭44. 3. 1	7,000	30,583	8.00	99.90	立軸 フランス	〃
	小渋第 3	下伊那郡 松川町	ダム式	平12. 4. 1	550	3,110	0.88	83.41	横軸 クロスフロー	小渋ダム水環境改善事業
	与田切	上伊那郡 飯島町	水路式	昭61. 4. 1	6,300	23,763	2.40	321.32	横軸単輪二射 ペルトン	
	大 鹿	下伊那郡 大鹿村	水路式	平 2. 5. 1	10,000	43,998	4.50	266.40	立軸単輪四射 ペルトン	
	大鹿第 2	下伊那郡 大鹿村	水路式	平11. 4. 1	5,000	21,913	1.70	356.22	横軸単輪二射 ペルトン	
	奥木曾	木曽郡 木祖村	ダム式	平 6. 6. 1	5,050	20,758	4.70	125.12	横軸二輪両掛 フランス	木曾川水系水資源開発基本計画 (治水・上水道・工業用水・発電)
	高 遠	伊那市 (高遠町)	ダム式	平29.4.1	199	1,498	1.10	23.20	横軸 フランス	
	横川蛇石	上伊那郡 辰野町	ダム式	令2.4.1	199	1,512	1.40	17.89	横軸 フランス	
	信州もみじ湖	下伊那郡 松川町	ダム式	令3.6.1	199	1,100	0.47	52.00	横軸 フランス	
	くだものの里 まつかわ	下伊那郡 松川町	ダム式	令3.4.1	380	2,100	1.23	40.30	横軸 フランス	
	小渋えんまん	下伊那郡 松川町	ダム 水路式	令3.4.1	199	1,160	0.29	93.00	横軸 フランス	
	奈良井	塩尻市	ダム式	昭59.4.1	830	5,100	2.50	41.80	横軸 フランス	
	松川ダム	飯田市	ダム式	昭61.5.1	1,200	3,200	2.50	60.10	横軸 フランス	
北信発電管理事務所管内	菅 平	上田市 (真田町)	ダ ム 水路式	昭43.12.1	5,400	18,145	2.40	276.05	横軸 フランス	神川総合開発事業 (かんがい・上水道・発電)
	裾 花	長野市	ダム式	昭44.5.15	15,500	55,248	18.00	98.35	立軸 フランス	裾花川総合開発事業 (治水・上水道・発電)
	奥裾花	長野市 (鬼無里村)	ダム式	昭54. 2. 1	1,700	4,031	4.00	53.68	横軸 フランス	裾花川上流河川総合開発事業 (治水・上水道・発電)
	奥裾花第 2	長野市 (鬼無里村)	ダム式	平29.4.1	999	5,745	2.53	48.17	横軸 フランス	
	豊丘ダム	須坂市	ダム式	平6.5.1	150	700	0.40	54.90	横軸 クロスフロー	
計		23発電所			104,655	424,474				

※ 美和発電所、春近発電所、小渋第3発電所、与田切発電所及び豊丘ダム発電所は大規模改修工事に伴い運転停止中です。
年間発電電力量は、平年の発電電力量です。天候や改修工事などにより変動します。

4 木質バイオマス発電

- 本県は、全国第3位の森林面積を誇る豊かな森林資源があり、県内の森林の蓄積は年間約 150 万³増加していますが、令和5年度の素材生産量は 62 万 9 千³（うち、エネルギー利用は 19 万³）で年間増加量の約 42%の利用にとどまっており、製材利用に加えて、エネルギーでの活用策が必要となっています。

このため、県では、木質バイオマス発電等において、未利用材を活用しながら効率的に森林整備を行うための取組を進めるとともに、建築等に使用しない低質材等の活用を進めています。

5 非木質バイオマス発電

- 犀川安曇野流域下水道では、下水汚泥の処理過程において汚泥の減容化を行う際に発生する消化ガス（メタンガス）を有効利用する取組として消化ガス発電を行っており、令和5年度の発電量は約 140 万 kWh と、これにより処理場の消費電力量の約 3 割を賄いました。

また、諏訪湖流域下水道では、令和4年度に、下水道事業において県内初となる民設民営による消化ガス発電事業を開始しました。県は発電事業者に消化ガスを売却し、発電事業者は発電設備の設置及び発電・売電を行っています。

6 その他の発電

- 自然環境保全や地域経済活動との両立に配慮しつつ、地熱発電等の適地において調査・検討が実施されるよう関係機関と連携して対応しています。

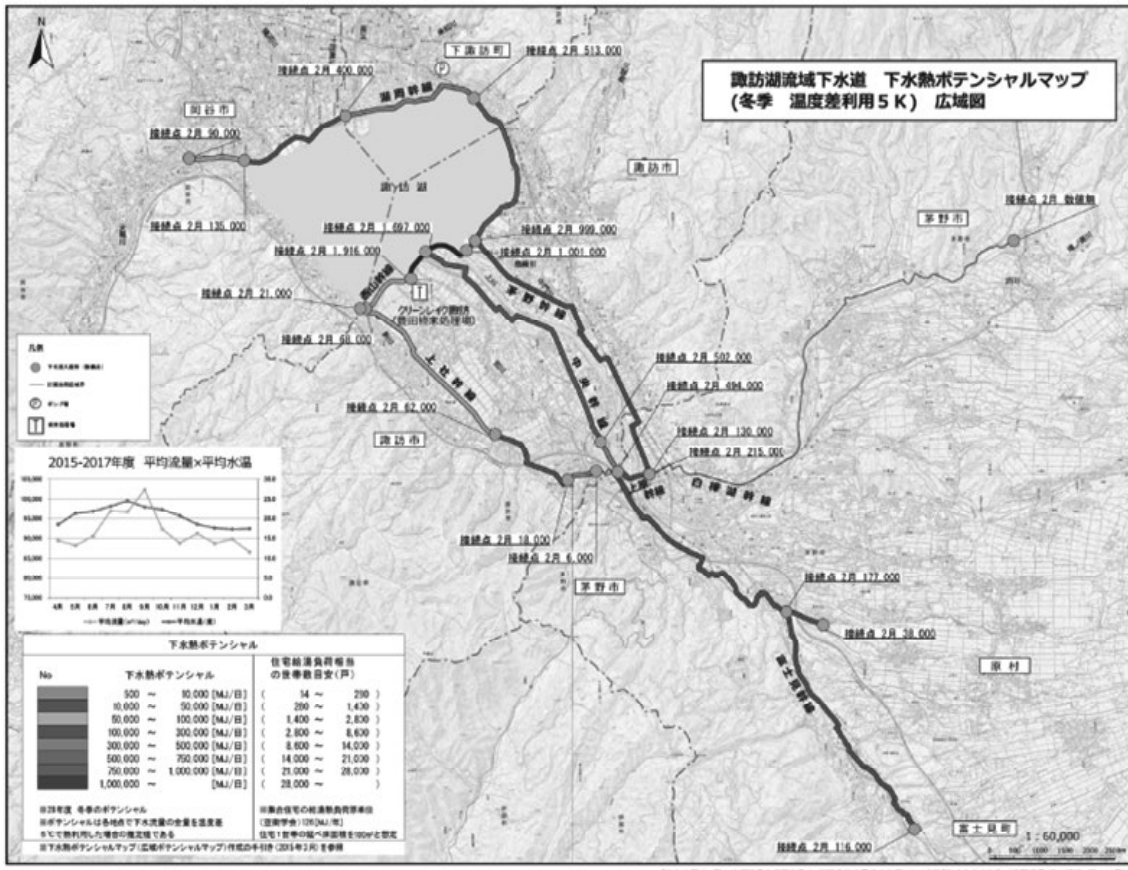
7 熱供給・熱利用

- 熱利用事業に係る可能性調査に対する支援等により、地域の再エネポテンシャルの活用に向けた取組を後押ししています。

- 下水道管を流れる下水の水温は、大気に比べ年間を通して安定しており、冬は温かく、夏は冷たいという特質があります。この温度差の熱エネルギーを下水熱といい、県では、流域下水道管に内在する下水熱の賦存量や存在位置を「見える化」した「流域下水道下水熱ポテンシャルマップ」を公表しています。

引き続き、流域下水道管路周辺施設で冷暖房や給湯等へ下水熱利用の促進を図っていきます（図表 2-2-10）。

図表2-2-10 下水熱ポテンシャルマップ（諏訪湖流域下水道）



（資料：水道・生活排水課）

8 再生可能エネルギー利用の促進

- 再生可能エネルギー電気への希望する事業者の皆様を支援するため、県と協定を締結した事業者と連携し、非化石証書の共同購入を実施しました。
- また、県有施設における再生可能エネルギー100%電力の利用の推進などにより、家庭・事業所における再生可能エネルギー電気等の利用を促進しました。

図表 2-2-11 再生可能エネルギー100%電気の共同購入実施状況（令和5年度）

参加事業者数	非化石証書による CO ₂ 削減相当量※
3 事業者	1,267t-CO ₂

※温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第七号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量（令和四年三月三十一日）（／経済産業省／環境省／告示第四号）の規定による非化石電源二酸化炭素削減相当量の算定方法による

図表 2-2-12 県有施設の使用電力の再生可能エネルギー100%化実施状況（令和5年度）

施設数	非化石証書による CO ₂ 削減相当量
131 施設	5,631t-CO ₂

※県庁舎は、令和5年7月1日より企業局水力発電所で発電した再エネ電力を、自己託送により、県庁舎へ供給するのに併せて、非化石証書を調達し、令和5年7月から令和6年3月までの県庁舎の使用電力を再エネ100%化

9 再生可能エネルギーと地域の調和の促進

- 環境、防災、景観等に配慮した再生可能エネルギー事業を促進し、事業の実施に当たっては、環境影響評価制度の運用、林地開発許可の届出、景観育成基準*の徹底を指導しています。
また、本県を象徴する豊かな自然や農村といった景観資源の保全を図るため、再生可能エネルギー事業を含む一定規模を超える行為については景観法に基づく届出制度の対象とし、さらに一定の要件を満たす行為は眺望点からの完成予想図等を届出の添付書類として義務付けています。(図表 2-2-13)

図表 2-2-13 景観法に基づく届出件数（景観行政団体市町村分を除く）（令和5年度）

区分	重点地域	その他地域	計
届出総数	1,352件	45件	1,397件
うち太陽光発電事業件数※	6件	17件	23件

※重点地域は20㎡、その他地域は1,000㎡を超える行為が対象

（資料：都市・まちづくり課）

- 「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」により、特に地上設置型太陽光発電事業について、適正な設置に関する事項を定めることで、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、地域と調和した事業を推進しています。また、「自然エネルギー信州ネット」と連携して市町村の促進区域の設定を後押しするとともに、促進区域内における太陽光発電事業に対して収益納付型補助金による支援を行い、促進区域への事業誘導を図ります。

第3節 総合的な地球温暖化対策

現状と課題

近年、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン類*など）により地球温暖化が進行しており、このままでは自然及び人間社会に大きな影響がもたらされることが予想されます。こうした気候変動を「緩和」するための取組として、これまで温室効果ガスの排出抑制や森林整備による二酸化炭素吸収の増加などの施策が推進されてきました。

一方で、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動に原因があるとされる異常気象が全国で頻発していることから、既に生じている、または将来予測される気候変動に対し、被害の回避・軽減等を図る「適応」の取組が求められています。

施策の展開

1 産業イノベーションの創出支援

- ゼロカーボン分野に係る技術的課題の調査研究を通じ、新たな技術開発プロジェクトを創出するため、研究会を設置・運営。また、技術開発に対する経費の一部を補助し、県内企業によるイノベーションの創出を支援しています。令和5年度は8件の研究会運営及び6件の技術開発支援をしました。
- ZEB Ready 以上等の認証を取得し工場等を新增設する企業について、通常より高い助成率で支援を実施しています。令和5年度は4件の助成金認定を行い、脱炭素社会の実現に貢献し得る企業の誘致活動を展開しました。
- 県南信工科短期大学の電気システム学科では、「環境・エネルギー有効利用」に関する講義等を行っており、実際に企業で起こり得る問題を実習に取り入れています。(図表 2-2-14)

例えば、コンプレッサ、ヒートポンプ、インバータの有効活用のほか、太陽光発電における出力電力の最大化や日照データに基づくパネルの角度調整、燃料電池による水素利用に関する実習、環境や人間工学に配慮した工業製品の設計に係る演習を実施しました。

図表 2-2-14 県南信工科短期大学校における環境・省エネルギー有効活用に関する講義等の実施状況
(令和5年度)

講義・実習名	学習時間
環境エネルギー概論	54 時間
環境システム技術	36 時間
環境エネルギー実習	72 時間
合 計	162 時間

(資料：産業人材育成課)

- 長野県SDGs推進企業登録制度の普及・啓発を行い、県内企業がSDGs達成を経営の中心に取り入れる中で、再生可能エネルギー利用やゼロカーボンへの意識醸成を図っています。令和5年度は、新たに407者を登録しました。
- 県内産業における水素利活用の方向性を検討するため、令和6年2月に産学官で構成する「長野県水素利活用検討プロジェクトチーム」を設置しました。
- 県企業局の電気（水力発電所による電力）と水（川中島の地下水）を用いた100%再生可能エネルギー由来の県内で初めてとなる水素ステーションを平成31年度に整備し、再生可能エネルギーの安定供給や災害時の電源供給の有用性等、実証実験に取り組んでいます。
また、FCVを所有する県内企業と協定を締結し、発生した水素の利活用について実証を行っています。



川中島水素ステーションとFCV

2 エシカル消費の促進

- 環境に配慮した消費行動を促すため、県内民放ラジオにて取組事例の紹介や最新情報の発信を行いました。また、県内小売業者と連携し、店舗にエシカルな商品であることを示すPOPを掲示することにより、エシカル消費を実践する機会を提供しました。
- 学校給食での有機農業で生産された農産物の活用を支援するとともに、リーフレットを活用した有機農産物のPRを実施しました。

3 プラスチックの資源循環等の推進

- プラスチックの資源循環を推進するため、「信州プラスチックスマート運動」を実施しました。生活スタイルの見直しから「3つの意識した行動」を呼びかけ、プラスチックごみ削減に取り組みました。また、「信州プラスチックスマート運動協力事業者」の登録は令和5年度末で139事業者678店舗となっています。
- フロン類の確実な回収、破壊を促進するため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)」（フロン排出抑制法）、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14

年法律第 87 号)」「(自動車リサイクル法)」、「特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)」「(家電リサイクル法)の適正な執行に努めました。

4 森林整備や木材利用による二酸化炭素の吸収・固定化等の推進

- 森林 CO₂吸収評価認証制度について、地球温暖化防止等、森林の多様な機能の持続的発揮に資することを目的とし、平成 20 年度から森林(もり)の里親促進事業等、環境先進企業等の支援により整備する森林の CO₂吸収量を評価・認証しています。(図表 2-2-15)

図表 2-2-15 森林の CO₂吸収評価認証制度 認証実績 (令和 5 年度)

対象間伐等面積	認証量
429ha	2,019t-CO ₂ /年

(資料：森林づくり推進課)

- 公共事業、森林づくり県民税*活用事業などにより木材利用を進めるとともに、県内外での県産材製品の普及活動を行い、建築用材や家具などへの木材使用を推進しました。

森林の多面的機能の持続的発揮及び資源の循環利用等を図るため、間伐等の森林整備を計画的に進めました。(図表 2-2-16)

図表 2-2-16 木材利用や森林整備の実施状況 (令和 5 年度)

建築用材、家具等の木材使用量	森林整備面積
87千m ³	5,780ha

(資料：森林づくり推進課、県産材利用推進室)

5 農業生産現場における取組の促進

- 先進技術の開発やその普及のための実証試験等を実施し、有機農業の産地づくりの推進を行いました。
- 化学合成農薬だけに頼らず生物(天敵)農薬の使用や、堆肥を含む有機質混合肥料等の活用による水稲やハクサイでの化学肥料の低減技術など、有機農業にも活用できる環境にやさしい農業技術を開発しました。(3件)
- 環境にやさしい農業の実践者を増やすため、農業者や市町村担当職員等を対象とした各種研修会等で「みどりの食料システム法*」に基づく認定制度について周知を行い、順次農業者を認定しました。(周知回数：5回、新規認定者：34名)
- 有機農業産地づくりや、学校給食での有機農産物等の活用に関心のある市町村職員・学校栄養教諭等を対象に研修会を開催し、先進事例紹介やほ場見学、意見交換を実施しました。(1回・21名参加)
- 生物(天敵)農薬等の現地実証を実施するとともに、成果情報等については、農業者等を対象とした研修会で周知しました。(実証地区7か所、研修会：1回・81名参加)
- 温暖化が農畜産物の生産環境に与える影響についての解析や評価を行うとともに、温暖な環境下においても高品質な農畜産物が安定的に生産できる新たな品種や栽培技術の開発を推進しています。(5課題試験中)
- 温室効果ガスの削減(ゼロカーボン)に向け、乳牛ふん尿由来の堆肥製造時に発生する温室効果ガス

を削減できる技術や、水田でのメタン発生を抑制する水管理技術を開発（3件）しています。

- 炭素貯留の取組を推進するため、果樹せん定枝の炭化専用機器を活用した実演会及び、各農業農村支援センターにおいて、炭化専用機器の貸出を実施したほか、ゼロカーボンの啓発を各地域にて実施しながら炭化専用機器の導入を支援しました。

6 気候危機に向けた連携と学び

- 県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進するため、信州環境カレッジ事業にて「ゼロカーボンCMコンテスト 2023」を開催し、26 作品の応募がありました。入賞した6 作品をホームページに掲載したほか、最優秀賞はテレビCMとして放映しました。



「ゼロカーボンCMコンテスト 2023」入賞作品

- ゼロカーボン社会共創プラットフォーム（くらしふと信州）において、ゼロカーボンに取り組む実践者と、持続可能な地域づくりに取り組むプレイヤーが出会い、より豊かな信州を共に創っていくための「くらしふとカンファレンス」を開催し、脱炭素につながる取組の創発に向けたセッションを行いました。



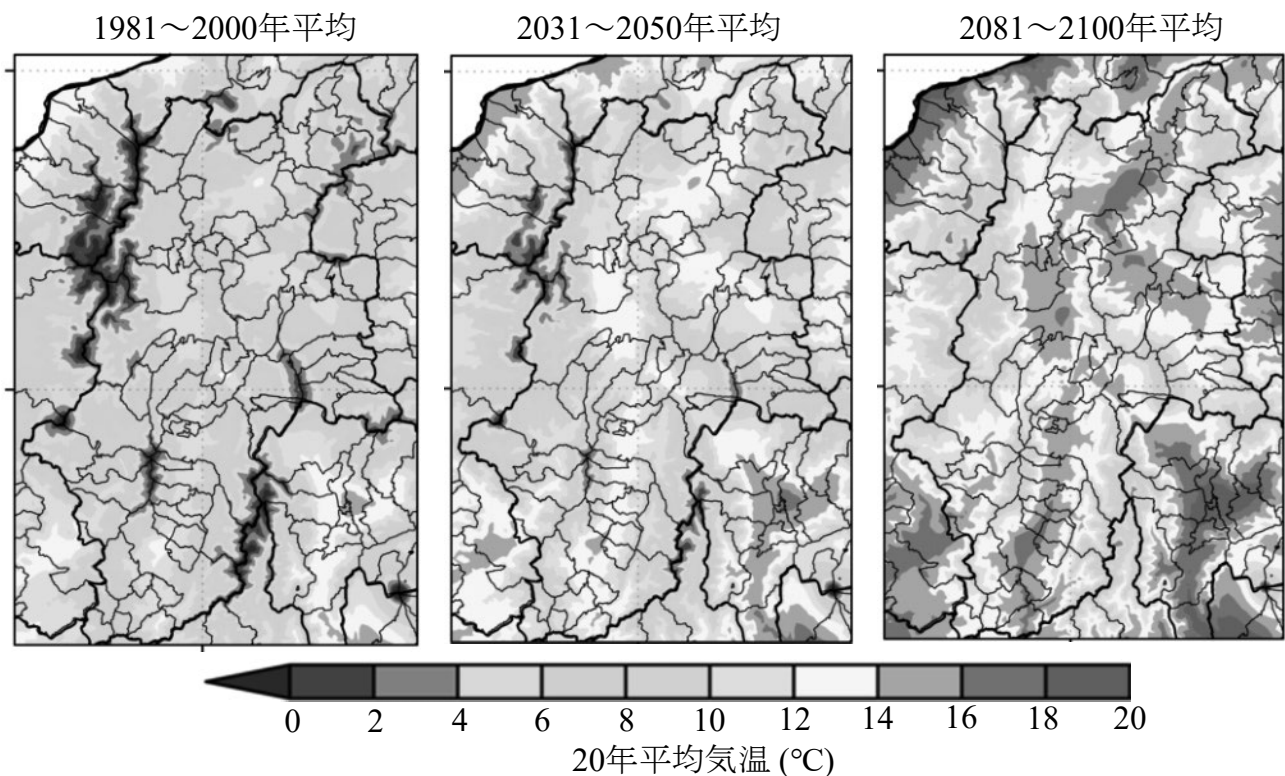
くらしふとカンファレンスの様子

7 気候変動への適応

(1) 気候変動の影響把握と将来予測

- 気候変動適応法に基づき、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的な助言を行う拠点として、平成31年4月に信州気候変動適応センターを設置しました。令和5年度は、IPCC第6次評価報告書に基づく最新の気候予測値(NIES2020)の取得・解析を進めるとともに(図表2-2-17)、出前講座、依頼講演、ホームページ等を通じた情報発信の実施、市町村の気候変動適応計画策定の支援を行いました。

図表2-2-17 N I E S 2020による長野県における年平均気温の将来予測（モデルはMIROC6、シナリオはSSP5-8.5）



（資料：環境保全研究所）

- 県内の気象情報を保有する、国や県等の48機関で構成する「信州・気候変動モニタリングネットワーク*」において気象データを収集・統合し、将来の気候変動への適応に必要な基盤情報の整備を進めるとともに、気象観測データのない山岳地等において独自の観測を実施しました。また、国の研究機関や大学と連携して県内の気候変動の影響把握と予測の研究に取り組み、農業、災害、健康、生態系など様々な分野における影響評価を進めました。
- 産学官52機関で構成する「信州・気候変動適応プラットフォーム*」において、気候変動影響予測に即した適切な技術開発及び政策立案を促進しました。

(2) 気候変動影響への適応策の推進

- 気候変動に適応する製品・技術・サービスを創出するため、「信州・気候変動適応プラットフォーム」において気候変動の影響評価や予測情報に関するニーズ・シーズを共有し、主に農業・防災・生態系・健康分野において適応策の検討や社会実装を分野横断的に推進しています。
- 県内市町村に対して、気候変動適応計画策定等のために情報提供等の支援を行いました。



【コラム】 教室断熱改修ワークショップの開催

令和6年8月6日と7日の2日に渡り、飯山市主催の教室断熱改修ワークショップが、飯山市立城北中学校で開催されました。県の地域発元気づくり支援金を活用したこの取組は、県内の公立中学校として初めての試みになります。

中学生・高校生を含む延べ34人が参加し、講師の㈱エネルギーまちづくり社・竹内昌義さんと内山章さんから断熱改修の技術と知識を学びながら、2つの普通教室の窓や壁、天井の断熱化の作業を実施しました。

作業に当たっては、北信建設事務所建築課や北信地域振興局環境課の職員のほか、6日の午前には阿部守一長野県知事が参加してサポートを行いました。

参加者からは、「作業が面白く、興味を持った」「サーモカメラでの測定で、断熱改修実施前と後で明確な違いが出て驚いた」等の意見や感想があり、今後、北信地域や県内全体の学校、住宅、事業所等の断熱化を進めていくきっかけになることが期待できる取組となりました。



断熱改修作業の様子

第3章 生物多様性・自然環境の保全と利用



第1節 生物多様性の保全

現状と課題

美しい景観や食材、文化など私たちは豊かな自然環境から様々な恩恵を受けている一方で、開発行為や里地里山での人間活動の縮小、外来生物の侵入、地球温暖化等により、生物の多様性が失われつつあります。

本県の大きな標高差、複雑な地形・地質、貴重な高地湿原、多様な土地の利用形態等が生物の生息環境を育んでおり、今後、多種多様な動植物が生息・生育し、世界的にも重要な生物多様性を保つため、希少野生動植物*の保全、外来種の駆除等の対策により、生物多様性の保全に取り組んでいく必要があります。

施策の展開

1 多様な動植物の保全対策

- 世界の中でも日本は「生物多様性のホットスポット」と評価されており、複雑な山岳地形や気候等をもつ本県においても生物多様性の保全がより重要なものとなっています。このため、県では、この世界的にも貴重な本県の生物多様性を脅かしている課題を的確に捉え、自然と共生する社会を実現するため、平成24年2月に県民、自然保護団体、事業者、研究機関などが広く連携して取り組む基本的な計画として「生物多様性ながの県戦略」を策定し、本県の生物多様性の保全と、持続可能な利用を推進するための施策に取り組んできました。

さらに、近年の生物多様性を取り巻く環境の変化や国の生物多様性保全の取組指針を踏まえ、令和5年3月に「第五次長野県環境基本計画」を策定し、「生物多様性・自然環境の保全と利用」の生物多様性関係を「第二次生物多様性ながの県戦略」に位置付けました。

- 長野県内の生物多様性について、環境保全研究所を中心に大学や民間研究機関などとも連携し、その保全において重要な地域（白馬岳周辺・中信高原・ハケ岳周辺等）を中心に、科学的な調査・分析を推進しています。
- 長野県版レッドリスト（植物編：平成26年改訂、動物編：平成27年改訂）では、絶滅のおそれのある種数（危惧種数）は、維管束植物804種（県内在来約3,000種中、およそ27%）、脊椎動物で98種（県内在来447種中、21.9%）に上るなど、多くの野生動植物の生息・生育が脅かされています。絶滅の危機にある野生動植物の現状をより多くの人に知ってもらい、生物多様性の保全に対する関心や理解を促すために、令和5年度は約10年ぶり2度目となる長野県版レッドリストの改訂に着手しました。

また、県内には、このような野生動植物を守るために活動している市民団体が複数ありますが、活動資金や人材不足といった課題を抱えている団体も少なくありません。そこで県では、これらの団体と社会貢献活動などを目的とした企業や大学などを繋ぎ、市民団体への資金や人員の提供を軸とした「生物多様性保全パートナーシップ協定」を締結するなど、多様な主体との協働による生物多様性保全の取組を進めています。

- 里地里山は、集落を取り巻く森林、農地、ため池、草原等を構成要素とし、多くの野生生物と信州な

らではの暮らしや文化を育む役割を果たしてきました。しかし、近年の産業構造等の変化や農山村の過疎化・高齢化により里地里山における人の活動が縮小したことに伴い、適正に管理されていない森林や草地、荒廃農地の増加やニホンジカなどの野生鳥獣による被害拡大等によって、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化が危惧されています。県では県民、関係機関などと連携しながら美ヶ原高原や霧ヶ峰高原において草原の保全活動を行っているほか、諏訪湖の水辺環境改善のための保全活動を行っています。

さらに、自然環境が優先される自然公園等においては、希少野生動植物保護監視員*や自然保護レンジャー*等によって、自然公園内の利用マナーやルールなどの啓発活動を行っています。

- 県民の生物多様性に対する理解を深めるため、保全の取組を紹介する講演会等を実施し、普及啓発を行っています。令和5年度は「第9回きずなフォーラム」を開催し、116名の方が参加しました。

- 「長野県希少野生動植物保護条例」により、捕獲・採取、踏み荒らし及び開発行為等から守るべき希少野生動植物を「指定希少野生動植物」として80種を指定し、そのうち、特に緊急に保護を図る必要がある20種を「特別指定希少野生動植物」として指定しています。(図表2-3-1)

県は、指定希少野生動植物のうち、その個体の繁殖の促進、生息地等の保全・回復・再生が必要な種については「保護回復事業計画」を策定し、県、市町村、NPO、民間団体等の幅広い主体が連携して事業に取り組むこととしています。また、策定後一定年数を経た計画については、保全対策の進捗管理と併せ計画の有効性を確認するため、内容の評価検証を実施しています。

さらに、希少野生動植物の保護施策の実効性を確保していくためには、県民等の自発的な活動の促進が不可欠であることから、希少野生動植物の現状や保護に関する情報発信を通じた普及啓発活動を推進しています。

図表 2-3-1 指定希少野生動植物等の指定状況 (令和5年度)

分類	指定希少野生動植物	特別指定希少野生動植物
維管束植物	52 種	うち 14 種
脊 椎 動 物	9 種	うち 2 種
無脊椎動物	19 種	うち 4 種
計	80 種	うち 20 種

(資料：自然保護課)

- 国の特別天然記念物で、県鳥にも指定されているライチョウは、生息数(推計)が1980年代には3,000羽、2000年代には2,000羽弱程度まで減少しました。

こうした状況を踏まえ、県では、全国に先駆けて保護回復事業計画を策定し、生息の状況把握のための調査や、ライチョウ保護支援者の養成等の保護対策を進めてきました。

しかし、令和元年度に県環境保全研究所(主機関)、森林総合研究所、高知大学及び東京農業大学の研究グループは、地球温暖化の影響等によりライチョウの生息に適した高山植物が半世紀後に消滅すると予測しており、依然としてライチョウを取り巻く環境は危機的状況であるといえます。

そこで県では、ライチョウ保護の関係者だけでなく、行政、専門家、県民等の様々な人と協力し、より一層ライチョウ保護を推進するため、令和2年度から「ライチョウ保護スクラムプロジェクト」を開始しました。プロジェクトでは、ライチョウ保護に携わる高度専門技術者の養成(延べ15名)を行うとともに、登山者からライチョウの目撃情報を収集するスマートフォンアプリ「ライボス」の開発や、多くの人々がライチョウの生態等について学び、保護への理解を深めるための学習動画を制作しました。

プロジェクトに必要な資金は、クラウドファンディング型の寄付金(募集期間令和2～3年度：寄付金総額12,691,875円)を活用しました。令和5年度には3回目となるクラウドファンディングを開始

し、県内外から多くの寄付が集まっています。(募集期間：令和5年11月30日～令和6年8月31日)
寄付を通して環境保全意識の高揚が図られるとともに、環境保全活動の裾野が広がることが期待されます。

- 長野県内の生物多様性の状況について、環境保全研究所を中心に大学や民間研究機関などとも連携し、その保全において重要な地域を中心に、科学的な調査・分析を推進しています。令和5年度は、貴重な高山植生が残る白馬岳など北アルプス北部地域へのニホンジカ侵入状況のモニタリング、霧ヶ峰で発生した林野火災による動植物への影響調査などを実施し、効果的な保全対策を検討するために関係機関と情報を共有しました。

2 外来種対策の推進

- 日本には様々な外来生物が人間活動によって持ち込まれて、生態系に対する大きな脅威となっており、また、それが農林水産業や人間生活に被害を及ぼす場合もあります。こうした特定外来生物は本県にも入り込んでおり、令和6年3月末現在で28種類が確認されています。(図表2-3-2)

外来生物の増加を背景に平成17年に制定された「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」が令和5年に改正されたことを踏まえ、県では国や市町村と連携し、地域の主体的かつ継続的な駆除活動を支援するとともに、外来種の生態や駆除技術等の知識の普及に取り組んでいます。
平成29年から開始した「外来生物戦略構築事業」では、人の健康や生態系、農林水産業に与える影響の大きい外来種を中心に外来生物の現状把握と分析を行い、駆除方針の策定や効率的な防除等の対策を推進しています。また、外来種30種の対策を取りまとめた「長野県版外来種対策ハンドブック」を令和元年度に作成し、県のホームページで公開するとともに、関係機関へ配布する等、各主体が行う外来種対策を促進しています。

図表 2-3-2 長野県内で確認された特定外来生物

(令和5年度)

区 分	全 国	長野県	長野県内で確認されている特定外来生物
哺乳類	25 種類	2 種類	アライグマ、アメリカミンク
鳥類	7 種類	4 種類	ガビチョウ、ソウシチョウ、カオグロガビチョウ カナダガン※1
爬虫類	22 種類	2 種類	カミツキガメ、アカミミガメ
両生類	15 種類	1 種類	ウシガエル
魚類	26 種類	6 種類	カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス ガー科魚類、チャネルキャットフィッシュ
クモ、サソリ類	7 種類	1 種類	セアカゴケグモ※2
甲殻類	6 種類	2 種類	ウチダザリガニ、アメリカザリガニ
昆虫類	27 種類	4 種類	セイヨウオオマルハナバチ、アカボシゴマダラ アカカミアリ※3、ツヤハダゴマダラカミキリ
軟体動物等	5 種類	—	
植物	19 種類	6 種類	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ オオカワヂシャ、アレチウリ アゾラ・クリスタータ、オオフサモ
計	159 種類	28 種類	

※1 カナダガンは県内では根絶している

(資料：自然保護課)

※2 セアカゴケグモはR1.8に確認されて以降8例確認

※3 アカカミアリはH30.4に確認された1個体のみ

- ヒアリやツヤハダゴマダラカミキリなどの外来種は、車や荷物等に付着して県外から侵入するため、国等との情報共有や合同調査等による連携など効率的な施策を推進しています。
- 工事の緑化の際に、特に環境への配慮を必要とする場所においては、植物の種子を含まない無種子タイプの資材を用いることにより、周辺に自生する植物の自然侵入と定着を促し外来植物による影響の軽減に努めています。

第2節 自然環境（生態系）の保全

現状と課題

水源の涵養など、森林の公益的機能*の発揮が期待され、機能増進が必要な森林については、計画的に保安林*の指定を進め、公的な整備や伐採の制限などにより森林の保全や機能増進を図っています。

特に、水源林の保全を積極的に進めるため、法的な規制が及んでいない水源林については、市町村などと連携し保安林の指定を計画的に進める必要があり、長野県環境基本計画では、自然と人とが共に生きる郷土を目指すため、自然公園等の優れた自然環境の保護・保全と同様に、農山村地域などにおける身近な自然環境の保全も重要な施策としています。

施策の展開

1 自然が有する多面的な機能の向上と活用

- 2022年（令和4年）12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、2030年（令和12年）までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。ネイチャーポジティブ*実現に向けた目標の一つとして位置付けられた「30by30*」の達成に向け、OECD*拡大が求められています。

これを踏まえ、県では、生物多様性関連イベントにおける自然共生サイト*の周知啓発、「生物多様性保全パートナーシップ協定」の拡充、長野県版レッドリスト改訂、ライチョウ等の希少な動植物の保護、登山道の整備や環境配慮型トイレ*の普及等に取り組んでいます。また、県環境保全研究所において、長野県の生態系の豊かさや生物多様性を脅かす要因などを解説するパンフレット「長野県の生物多様性」を作成・配布し、生物多様性保全の普及啓発に取り組んでいます。

- 森林セラピー基地*等の利用を促進するとともに、産業・観光、健康面での連携を進め、地域資源として活用を図るため、森林セラピー基地等への施設整備やガイド等の育成を支援しています。

（図表2-3-3、2-3-4）

図表 2-3-3 森林セラピー基地等への施設整備支援の実施状況（令和5年度）

事業箇所	南箕輪村、松川町、阿智村、上松町、小谷村、信濃町、飯山市
事業内容	修景伐採、歩道補修、看板補修等
事業費	15,116,000円
補助額	9,020,301円

（資料：信州の木活用課）

図表 2-3-4 森林セラピー基地等でのガイド育成事業等実施状況（令和5年度）

事業内容	ガイド人材育成及びコーディネーター人材育成のための研修会の実施等
事業費	2,647,000円

（資料：信州の木活用課）

- 多面的機能支払事業等を活用し、農業者のみならず地域住民が参加して行う用水路等の補修や直営施工による工事など、地域ぐるみで行う施設の長寿命化のための活動を支援しています。
- 棚田や農業用水路等有する美しい景観などの魅力を観光資源として活かすため、令和5年度は新たに3箇所で棚田や周辺の観光情報を紹介する「棚田ガイド・カード」の作成等の取組を支援しています。

- 烏川溪谷緑地では、現在ある自然を守り、多様で豊かな自然を活かしながら利用できる公園づくりを行っています。公園内ではビオトープや林間、水辺の園路などが整備され、環境教育、環境学習の場として活用されています。



カタクリ観察会の様子



子ども向け環境学習会の様子

2 持続可能な農林業の推進

(1) 農業・農村の振興

- 地域で古くから伝承されてきた野菜の品種特性や食文化を調査し、「信州の伝統野菜」として品種の選定や伝承地栽培認定を行い、新たに1品種を選定、3品種を伝承地栽培認定しました。
- 農地・農業用水路等の地域資源や農村環境を保全するため、多面的機能支払事業等を活用し、水路の泥上げや補修、花の植栽、農道への砂利補充など、地域ぐるみで行う共同活動を支援しています。
- 農業水利施設などの農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農業者や施設管理者、地域住民が一体となった保全管理活動を支援し、将来にわたる維持管理体制の構築に取り組んでいます。令和5年度は、農業用水を安定供給するために重要な農業水利施設を12箇所整備しました。
- 農業用水路やため池などの整備に当たっては、「長野県農業農村整備環境対策指針」等に基づき、施設管理者と調整しながら、地域の状況に応じて、農村景観や生態系の保全などの周辺環境との調和に配慮しています。
- 有機農業産地づくりや、学校給食での有機農産物等の活用に関心のある市町村職員・学校栄養教諭等を対象に研修会を開催し、先進事例紹介やほ場見学、意見交換を実施（1回・21名参加）
- 市町村等が地域ぐるみで取り組む、生産・流通・消費まで一貫した有機農業産地づくり（オーガニックビレッジの創出）を支援（飯田市、飯綱町）
- 有機農家や関心のある生産者、消費者、流通業者、行政担当者等を対象に、有機農産物の認証制度と学校給食での有機農産物等の活用推進をテーマとした研修及び意見交換会を開催（1回・140名参加）
- 安全安心で持続的な農業につながるGAP（農業生産工程管理）の考え方に基づく農家指導等による安全安心な農産物生産や、マーケットニーズに応じた国際水準GAPの認証の取得を推進しました。
- GAPを「知る」、実践「する」、認証を「とる」の推進のため、各地域でGAP研修会を開催（27回・延べ624名参加）するとともに、国際水準GAPの理解醸成及び普及を図るため、生産者、実需者及び消費者を対象としたGAPフォーラムを開催（1回・64名参加）

- 国際水準GAP取得を目指す農業者を支援する体制強化を図るため、GAP指導員の資質向上に向けたJGAP指導員基礎研修およびASIAGAP基礎差分研修、GAPシンポジウムへの参加誘導や、GAP指導者スキルアップ研修等を開催（7回・延べ計43名参加）
- 国際水準GAPの認証に取り組む個別生産者の取得支援（認証費用の一部助成）を実施（4件）
- 地下水涵養などの農業・農村が持つ多面的機能を適切に維持・発揮させるため、日本型直接支払制度*等を活用した農地の保全と有効利用を推進しています。（図表2-3-5）

図表 2-3-5 地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積（令和5年度）

日本型直接支払制度（多面的機能支払及び中山間地域農業直接支払）の取組面積	49,015ha
中山間地域農業直払事業実施市町村及び面積	69市町村 9,236ha

（資料：農村振興課）

（2）林業の振興

- 森林の多面的機能*の持続的発揮及び資源の循環利用を図るため、間伐等の森林整備を計画的に進めました。（図表2-3-6）

図表2-3-6 森林整備面積の推移

（単位：ha）

H7	H17	H27	R元	R2	R3	R4	R5
9,767	16,013	15,221	10,992	9,652	8,822	7,130	5,780

※H7～R4は間伐面積、R5は間伐以外の施業も含めた森林整備面積

（資料：森林づくり推進課）

- 県産材製品を木造住宅や公共建築物等へ安定的に供給していくための加工流通体制の整備や、木質バイオマス利用施設の整備などに対して支援し、62万9千㎡の木材を生産しました。
- 森林の多面的な機能を維持し、将来にわたる森林整備が継続できるよう、林業に対する労働力の確保を進めるとともに、総合的な視野で地域の森林づくりや林業をけん引する人材の育成に努めました。（図表2-3-7）

図表2-3-7 林業の担い手確保のための取組実施状況（令和5年度）

共同就職説明会・森林のしごとガイダンス	2回開催、43名参加 （延べ49業体参加）
就業支援見学会	計6回開催、9名参加
就林セミナー・移住就業相談会等	計6回開催、55名参加
高性能林業機械メンテナンス研修	2回開催、33名参加



（資料：信州の木活用課） 就林セミナー 銀座NAGANO（R5年6月）

- 森林の多面的な機能の持続的な発揮や、山村地域の活性化のため、集約化の推進、林内路網の整備及び高性能林業機械の導入支援等により、林業の振興を図っています。（図表2-3-8）

図表2-3-8 林業振興のための取組実施状況

(令和5年度)

高性能林業機械導入	路網整備
10台	199km

(資料：信州の木活用課)

(3) 野生鳥獣による被害抑制

- 野生鳥獣の生息数増加や生息地域の拡大に伴う農林業への被害及び自然環境への影響を軽減するため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止柵の新たな設置を支援するとともに、協議会等が行うICT（情報通信技術）等機材を活用した生息状況調査や、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う緩衝帯の整備を支援しました。
- 集落主体の取組を支援する行政職員の育成を目的として「野生鳥獣被害対策研修」を実施し、野生鳥獣被害対策チーム（地域振興局林務課、農業農村支援センター等で構成）等を対象とした基礎研修をオンラインで実施しましたほか、電気柵設置や鳥害防除、捕獲手法に関する実地研修を実施するとともに、集落支援の出発点となる集落環境診断の手法を習得するための研修会を松本市梓川地区の集落において実施しました。
- 野生鳥獣による農林業被害は、令和5年度では約7億7千5百万円^(※)と高いレベルで推移し、また自然植生への影響も大きな問題となっており、適切な野生鳥獣の保護管理が求められています。県では防除対策・捕獲対策・生息環境対策の3つの項目を被害対策の基本に据え、また副知事を本部長とする野生鳥獣被害対策本部会議を設置し、本県の自然・農林業を野生鳥獣から守る部局連携の総合的な被害対策の推進を行っています。(図表2-3-9)

図表2-3-9 農林業被害額の推移

(単位：千円)

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5 ^(※)	対前年比
農業	540,704	499,503	495,984	476,813	480,324	534,767	111.3%
林業	254,723	240,387	245,907	254,739	257,688	239,907	93.1%
計	795,427	739,890	741,891	730,637	738,012	774,674	105.0%

(※速報値)

(資料：森林づくり推進課)

- 県の現地機関では、部局横断的に対策の指導に当たる被害対策チームを設置し、「野生鳥獣に負けない集落づくり」に向け、市町村や関係団体の協力のもと、被害防除対策や有害鳥獣の捕獲の適正実施に努めています。(図表2-3-10)

図表2-3-10 野生鳥獣の捕獲数

(単位：頭)

	R元	R2	R3	R4	R5	対前年比
カモシカ	59	67	56	60	50	83.3%
シカ	26,827	30,431	30,652	29,306	29,216	99.7%
サル	1,929	2,827	1,910	1,835	1,676	91.3%
クマ	334	315	253	227	401	176.7%
イノシシ	6,855	3,550	3,064	3,972	5,216	131.3%

(資料：森林づくり推進課)

- 新規狩猟者向けのハンターデビュー講座の開催等により、減少している狩猟者の育成・確保を図る取組をしています。(図表2-3-11)

図表2-3-11 狩猟免許所持者数の推移

(単位:人)

区分	R元	R2	R3	R4	R5
網	192	193	191	184	168
わな	4,560	4,603	4,565	4,307	3,638
第1種	3,732	3,727	3,531	3,277	2,820
第2種	68	72	74	83	59
計	8,552	8,595	8,361	7,851	6,685

(資料:森林づくり推進課)

- 捕獲した野生鳥獣の有効活用を図るため、食肉処理施設の充実への支援を行うとともに、安全でおいしい信州ジビエの供給体制の確保と需要の創出を図ります。

信州エコポスターコンクール 2024
入賞作品 (小学生・高学年の部)



優秀賞 こいけ あつき
小池 淳貴さん
(諏訪市立上諏訪小学校 6年)



協賛社賞 たにばやし かりん
谷 林 花梨さん
(大町市立八坂小中学校 6年)

第3節 自然とのふれあいの推進

現状と課題

本県は豊かな自然に恵まれ、多様な利用者が自然とのふれあいを楽しむ一方で、利用者の踏みつけによる植生破壊などの問題も生じており、日ごろから身近な環境問題に関心を持ち、環境保全へ意識を高める必要があります。

起伏に富んだ地形や複雑な気候がもたらした、本県の多様で貴重な自然環境を後世に残すとともに、保全とのバランスを考慮した利用を進め、豊かな自然に親しむ機会の充実を図ることが必要です。

施策の展開

1 自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理

- 県立自然公園が地域の要望により指定された経緯を踏まえ、市町村、土地所有者、保護・利用関係者等から構成される「県立自然公園地域会議」を各公園に設置し、関係者との協働により、自然環境の保全と適正な利用を目指した公園管理を行うこととしています。
- 令和5年度は、御嶽山地域の国定公園化に向け、バスツアー等機運醸成の取組を行った他、地元の関係者で構成する「御嶽山自然公園保護利用協議会」を新たに設置するとともに、隣接する岐阜県との「御嶽山地域自然公園連絡会議」を開催し、課題等の共有を図りました。また、環境省が実施した御嶽山自然環境調査に同行し、歴史的建築物や希少な野生動植物の生息等について確認しました。
- 県では、自然公園法に基づく規制等により自然環境保全に取り組むとともに、自然公園等の区域を除く県土の約68%に当たる約91万haを自然環境保全条例に基づく大規模開発調整地域に指定し、ゴルフ場、スキー場、ホテル・旅館等の建設や別荘団地の造成などで一定規模を超える開発を行う際には、事前の届出と自然環境への配慮を規定した自然保護協定を締結するよう事業者に義務付けることで、乱開発を抑止し、県民の身近な自然環境を保全しています。
- 自然公園や県の自然環境保全地域*、郷土環境保全地域*、その他知事が定める地域における自然保護に関する知識などの普及啓発を図るため、自然保護レンジャー389名が利用者の指導を行っています。また、貴重な野生鳥獣・希少野生動植物や高山植物などを保護するための各種指導員を置き、保護監視活動や啓発活動を行っています。(図表2-3-12)

図表2-3-12 各種指導員の人数 (令和5年度)

名 称	人 数
鳥獣保護管理員	124 人
自然保護レンジャー	389 人
自然公園指導員	79 人
希少野生動植物保護監視員	92 人

(資料：森林づくり推進課、自然保護課)

2 自然公園の整備と利用促進

(1) 登山道・トイレ・道標等の整備

- 自然公園の利用者が多様化する中、優れた自然環境を保全するとともに、多くの利用者が快適に自然

と触れあうことができるよう、登山道、公衆便所、園地、道標等の整備や老朽化した公園施設（木道、橋梁、道標等）の改修を実施し、自然公園施設利用者の安全性、利便性の向上に努めています。（図表2-3-13）

表2-3-13 自然公園の施設整備の状況

（令和5年度）

公園名	市町村	事業概要	事業主体
中部山岳 国立公園	松本市	上高地徳沢公衆便所改修	松本市
	松本市ほか	涸沢歩道ほか 14 箇所 案内板・道標設置	北アルプス登山道等 維持連絡協議会
	大町市	高瀬烏帽子岳線ほか 3 箇所 登山道・道標改修	大町市
		鷲羽岳東乗越ほか 1 箇所 登山道整備	（一社）ネオアルプス
	大町市ほか	白沢登山道ほか 2 箇所 登山道・道標整備	北アルプス北部山小屋組合
上信越高原 国立公園	栄村	鳥甲山登山線道路（歩道） 登山道整備	栄村
	東御市	池の平湿原遊歩道 木道整備	東御市
	山ノ内町	志賀山回遊道路（歩道） 木橋改修	山ノ内町
妙高戸隠連山 国立公園	長野市	戸隠連峰登山道 登山道整備	長野市
八ヶ岳中信高原 国定公園	諏訪市	七島、八島線道路（歩道） 木道改修	諏訪市
	茅野市	日の岳登山道ほか 6 箇所 登山道整備	茅野市
		中岳分岐ほか 1 箇所 案内板・道標改修	諏訪地区 山岳遭難防止対策協会
	塩尻市	高ボッチ山園地 木柵改修	塩尻市
	佐久穂町	白駒の池周辺歩道 木道改修	佐久穂町
	立科町	竜ヶ峰、見晴台園地 木道改修	立科町
		白樺湖園地 木道改修	
中央アルプス 国定公園	駒ヶ根市	空木岳駒石コース線道路（歩道）改修	駒ヶ根市
		檜尾野営場、トイレ整備	
		駒ヶ岳縦走線道路（歩道）道標整備	
	飯島町	千人塚園地 公衆トイレ整備	飯島町
御岳 県立公園	木曽町	黒沢線ほか 3 箇所 登山道整備	木曽町
三峰川水系 県立公園	伊那市	鹿嶺高原 公衆トイレ改修	伊那市

（資料：自然保護課）

- 「山岳の環境保全及び適正利用の方針」に基づき、山域ごとの行政・山小屋関係者等による連絡調整会議において取組や課題等を共有して、地域の実情に応じ整備が必要な箇所を中心に登山道の整備を進めています。

- 県内には、令和6年3月末現在、トイレがある山小屋は137箇所あります。このうち、環境配慮型トイレ（浄化槽・汲み取り方式等）は121箇所と、全体の約88%を占めています。

県では、第四次長野県環境基本計画（参考指標）において、環境配慮型トイレの整備率を令和4年度までに88%まで増加させることとしており、目標を達成することができました。引き続き環境省や県単独の補助制度を活用して環境配慮型トイレの整備を促進していきます。（図表2-3-14）

図表2-3-14 県内の山小屋のし尿処理状況

（令和5年度）

トイレがある山小屋数	し尿処理方法の区別	
	環境配慮型（浄化槽・汲み取り方式他）	自然浸透処理
137箇所	121箇所	16箇所

（資料：自然保護課）

- 中高年者、ツアー登山者、外国人登山者など幅広い利用者が登山道を利用しており、自然公園の利用促進のため、ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れ、利用しやすい安全な登山道の整備、国際化に対応するための多言語表記の道標の整備を進めています。

- 民間企業からの寄附金や企業版ふるさと納税等を活用し、自然公園内の登山道整備等を推進するとともに、豊かな自然環境の保全に取り組んでいます。【再掲】

(2) 自然公園施設の機能強化

- 県内にある5箇所*の県営自然公園施設（自然保護センター、ビジターセンター）では、植物、地質、気象、文化（人と自然との共生）等に関する写真パネル・模型の展示や、職員・ボランティアによる自然ガイダンスを実施し、来場者に自然の魅力やお役立ち情報などを発信しています。（図表2-3-15）
※うち1箇所（志賀高原自然保護センター）は令和6年4月1日付けで山ノ内町へ移管しました。

- 長野県霧ヶ峰自然保護センター及び長野県立御嶽山ビジターセンターについては、令和4年度から指定管理者制度を導入し、親子学習会やナイトツアーなど、民間のノウハウを活かした魅力ある体験プログラムを提供しています。



長野県立御嶽山ビジターセンター



長野県霧ヶ峰自然保護センター

図表2-3-15 県営自然公園施設利用者数（令和5年度）

名 称	利用者数（累計）
長野県霧ヶ峰自然保護センター	15,527人
長野県乗鞍自然保護センター	7,759人
長野県美ヶ原自然保護センター	6,999人
長野県志賀高原自然保護センター	40,526人
長野県立御嶽山ビジターセンター	10,000人

（資料：自然保護課）

3 自然体験活動の推進

- 環境保全研究所では、公園や雑木林など毎年同じ場所でセミの抜け殻を集め、その種類と数を調べる「自然ふれあい講座 みんなで温暖化ウオッチ～セミのぬけがらを探せ！～」を平成24年度から開催しています。令和5年度は6会場で計115名の参加があり、集めた抜け殻の変化から身近な自然環境と地球温暖化の関係について学習しました。
- 豊かな自然環境や地域資源を保育・幼児教育に積極的に取り入れた「信州やまほいく*」の普及を図ることで、信州で育つ全ての子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備し、「子育て先進県なごの」を実現するための取組を行いました。（図表2-3-16）

図表2-3-16 信州やまほいくの状況（令和5年10月末現在）

信州型自然保育認定園	
特化型	普及型
16園	282園

（資料：こども・家庭課）



「信州やまほいく」の活動の様子

- 里山や河川敷など地域の身近な自然を活かしたウォーキング・コースや健康イベントの紹介等を通じ、地域での体を動かす取組、健康づくりの取組を支援します。
- 県少年自然の家において、子どもたちの自主性、社会性などの「生きる力」や豊かな人間性を育むとともに、野生動植物の生態を学ぶことをプログラムとする自然体験キャンプ等を実施しました。

図表 2-3-17 少年自然の家の利用実績（令和5年度）

施設名	令和5年度利用者数（人）	前年度比（％）
望月少年自然の家	13,241	124.1
阿南少年自然の家	10,647	133.6

（資料：生涯学習課）

- 本県の豊かな自然環境を活かした登山やトレッキング等のアウトドア観光を推進しています。また、本県を訪れる登山者が登山を安全に楽しめるよう、遭難の未然防止を含めた安全登山の取組を進めています。
- エコツーリズム*の考え方に基づく自然ガイド人材を育成するため、令和元年度から、県内でガイドとして活躍している方やガイドを始めたいと考えている方を対象に「エコツーリズムガイド講習会」を行っています。令和5年度は、伊那合同庁舎及び周辺フィールドにおいて開催し、県内外から30人の方が参加しました。



- 長野県の生物多様性の豊かさや自然の魅力を体験することで、自然に対する理解の促進及び環境保全の機運醸成を図るため、令和4年度から、将来の保護活動の担い手となり得る小学生を対象に親子学習会を開催しています。

令和5年度は、長野県霧ヶ峰自然保護センターの周辺フィールドにおいて2日間開催し、合計50の方が参加しました。



第4章 水環境の保全



第1節 水源の涵養と適正な利活用

現状と課題

本県には、日本海に注ぐ信濃川（千曲川・犀川）、太平洋に注ぐ天竜川や木曽川などの多くの川が縦横に流れ、豊かな水源を有しており、水質などの保全に努める必要があります。

近年、水田面積の減少や市街地の進展により、地下水の浸透量が減少してきています。また、人口減少、過疎化、高齢化により森林、農地等において必要な手入れがされていない地域もあり、森林や農地等が持つ地下水の涵養機能の低下などが危惧されています。

施策の展開

1 水収支の把握

- 市町村ごとの水収支解析や課題等を整理した水資源実態調査及び市町村が実施している地下水位調査等に基づき、市町村と連携し、流域内の水循環が保たれるよう、水源の保全・涵養、生活用水、農業用水、工業用水等を適正に利活用する取組を推進しています。

2 地下水の涵養

(1) 森林

- 水源の涵養機能*など、森林の公益的機能の発揮が期待され、機能増進が必要な森林については、計画的に保安林の指定を進め、公的な整備や伐採の制限などにより森林の保全や機能増進を図っています。特に、水源林の保全を積極的に進めるため、法的な規制が及んでいない水源林については、市町村などと連携し保安林の指定を進めています。

水源の涵養や災害の防備などを目的とした保安林は年々増加しており、令和5年度末までの指定面積は、県内の森林面積の55%を占めています。保安林の目的別の構成を見ると、水源の涵養を目的とした保安林の割合が保安林全体の72%となっています。（図表2-4-1）

図表 2-4-1 保安林面積の推移

（単位：ha）

区分	S62	H9	H19	H29	R4	R5
水源の涵養	359,840	381,136	405,659	419,211	422,583	422,673
災害の防備	131,658	141,038	(134) 150,703	(134) 158,017	(134) 160,165	(134) 160,224
保健・風致	(23,113) 966	(24,969) 849	(27,512) 755	(27,963) 758	(27,981) 759	(27,981) 759
計	(23,113) 492,464	(24,969) 523,023	(27,512) 557,117	(28,097) 577,986	(28,115) 583,507	(28,115) 583,656
森林面積 （5条森林）	1,065,222	1,057,234	1,056,846	1,058,006	1,057,159	1,056,404

注1）（ ）内は他の保安林との重複分

（資料：森林づくり推進課）

- 地域と企業が連携した新たな形態の森林整備や相互の交流活動を展開するため、地域の森林整備に前向きな市町村等と社会貢献活動に意欲的な企業を、県が仲立ちして結び付ける「森林の里親」契約を10件締結しました。【再掲】
- (2) 農村部
 - 農業水利施設などの農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農業者や施設管理者、地域住民が一体となった保安全管理活動を支援し、将来にわたる維持管理体制の構築に取り組んでいます。令和5年度は、農業用水を安定供給するために重要な農業水利施設を12箇所整備しました。
 - 地下水涵養などの農業・農村が持つ多面的機能を適切に維持・発揮させるため、日本型直接支払制度等を活用した農地の保全と有効利用を推進しています。(図表 2-4-2)

図表 2-4-2 地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 (令和5年度)

地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	49,015ha
--------------------------------	----------

(資料：農地整備課)

- (3) 都市部
 - 道路・河川の整備や維持管理に当たっては、周辺の地下水位に影響を及ぼさないよう配慮しています。
 - 雨水貯留タンクや雨水浸透ます等、雨水貯留浸透施設の設置について、一般家庭、事業場及び公共施設への普及を推進しました。

3 水源地域の保全

- 水資源を保全するため、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地域(重要な水源地域)の指定と同地域における土地取引などの事前届出制により、いつ、誰によって、どのような目的で水源地域の土地の取引などが行われるか、常に把握し、適切に指導・監視しています。令和5年度末現在、延べ23水源が指定されています。(図表 2-4-3)

図表 2-4-3 水資源保全地域の指定状況

(令和5年度)

広域圏名	市町村名	地区名	水源数	指定年度
佐 久	小海町	小海町五箇水資源保全地域	1	H25
	佐久市	佐久市協和川瀬水資源保全地域	1	H27
		佐久市協和寺久保水資源保全地域	1	
		佐久市協和合の沢水資源保全地域	1	H28
		佐久市春日湯沢水資源保全地域	1	
		佐久市赤谷水資源保全地域	1	H29
		佐久市香坂水資源保全地域	1	R2
	南相木村	南相木村栗生水資源保全地域	1	R2
		南相木村立原水資源保全地域	1	
		南相木村鳥の向水資源保全地域	1	
		南相木村三川水資源保全地域	1	
上伊那	駒ヶ根市	駒ヶ根市吉瀬水資源保全地域	2	H26
		駒ヶ根市大曾倉水資源保全地域	3	
		駒ヶ根市中山水資源保全地域	1	
		駒ヶ根市中曾倉水資源保全地域	1	
		駒ヶ根市上割水資源保全地域	1	
		駒ヶ根市北割水資源保全地域	2	H27
諏 訪	下諏訪町	下諏訪町汁垂水資源保全地域	1	H27
松 本	筑北村	筑北村栃平水資源保全地域	1	H27
計	6市町村	19 地域	23 水源	

(資料：水大気環境課)

- 「長野県水環境保全条例」において、水道水源を保全するため、特に必要な区域を市町村長の申出又は要請により水道水源保全地区として指定し、保全地区内におけるゴルフ場の建設や廃棄物の最終処分場の設置などについて、知事への事前協議を行うこととしています。
- 令和5年度末現在、延べ46地区が指定されています。(図表2-4-4)

図表2-4-4 水道水源保全地区の指定状況

(令和5年度)

広域圏名	市町村名	地区名	面積 (ha)	指定年度
佐 久	南牧村	所沢水道水源保全地区	265	H6
	北相木村	横屋沢水道水源保全地区	48	H7
		寄沢水道水源保全地区	4	H13
上 田	上田市	余里水道水源保全地区	30	H8
	長和町	大沢水道水源保全地区	53	H8
		上組水道水源保全地区	25	H8
		北沢水道水源保全地区	60	H8
	青木村	田沢水道水源保全地区	44	H7
		臼川水道水源保全地区	39	H10
上伊那	伊那市	猪鹿水道水源保全地区	290	H11
		大沢水道水源保全地区	180	H13
	駒ヶ根市	吉瀬水道水源保全地区	12	H26
		大曾倉水道水源保全地区	12	H26
		中山水道水源保全地区	2	H26
		中曾倉水道水源保全地区	7	H26
		上割水道水源保全地区	5	H26
		北割水道水源保全地区	23	H27
	辰野町	大沢水道水源保全地区	40	H11
	飯島町	山ノ田水道水源保全地区	118	H11
南信州	飯田市	水荒沢水道水源保全地区	21	H5
		金七沢水道水源保全地区	157	H9
	阿智村	長九郎沢水道水源保全地区	67	H6
	平谷村	大松沢水道水源保全地区	40	H6
	根羽村	萁野水道水源保全地区	110	H7
	売木村	岩倉水道水源保全地区	32	H12
	天龍村	風吹山水道水源保全地区	15	H11

木 曽	南木曽町	妻籠水道水源保全地区	85	H11
	木曽町	岩井ノ沢水道水源保全地区	84	H7
		桧尾水道水源保全地区	69	H8
	木祖村	塩沢水道水源保全地区	191	H7
	大桑村	木村沢水道水源保全地区	13	H9
		野尻水道水源保全地区	121	H12
松 本	安曇野市	黒沢水道水源保全地区	161	H6
	筑北村	四阿屋水道水源保全地区	165	H7
北アルプス	大町市	一津水道水源保全地区	112	H12
長 野	長野市	大清水水道水源保全地区	23	H5
		左右水道水源保全地区	8	H10
		尾倉沢水道水源保全地区	83	H11
		下祖山水道水源保全地区	133	H13
	須坂市	豊丘水道水源保全地区	99	H5
	高山村	鞠子水道水源保全地区	174	H6
		屋知水道水源保全地区	145	H9
		防風沢水道水源保全地区	140	H13
		油久保水道水源保全地区	38	H18
	小川村	桐山・鳥立水道水源保全地区	190	H7
北 信	山ノ内町	かつら・二ノ沢水道水源保全地区	31	H8
計	27 市町村	46 地区	3,764	

(資料：水大気環境課)

- 地域の水資源と水の大切さに対する理解を深めるため、水の日及び水の週間に、県庁 1 階ロビーにてパネル展示による啓発活動を行いました。
- 水源地域について、保安林指定による公的管理を推進するとともに、保全が必要な水源林については間伐等の森林整備を推進しました。

4 水資源の適正な利活用

- 河川の水量は、農業、発電、水道などの利水のほか、水質、水生生物、景観などに影響を及ぼさない等、渇水時に確保すべき流量の維持に努めています。

- 水害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して行う流域治水の取組を進めるほか、小雨等による河川流量の減少時の適切な水の利活用など、河川流量の変化に応じた取り組みを進めています。
- 許可水利権*について、更新時に適正な取水量であるか確認を行っています。また、慣行水利権*について、許可水利権への切替えを指導し、取水量の把握に努めています。
- 発電ガイドライン該当発電所に係る発電取水については、許可水利権者に流水の正常な機能が維持される流量の放流が行われるよう指導しています。
- 水道法に基づき水道事業者に対する立入検査等を行い、清潔な環境を維持するよう指導しています。また、水道原水事故が発生した場合には、関係機関からの迅速な情報収集及び関係課との情報共有に努め、必要に応じ関係機関へ対応について指導・助言を行っています。あわせて、クリプトスポリジウムなどの病原性微生物への対策では、水源の汚染危険度を4段階のレベルに分け、必要な対策をとるよう指導しています。（図表2-4-5）

図表2-4-5 水道原水汚濁の発生、対応状況の推移

（単位：件）

年度		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
原因	油濁	14	35	55	31	15	21	20
	薬品その他	3	2	2	0	1	0	0
	合計	17	37	57	31	16	21	20
対応	給水停止・制限	0	0	2	0	1	0	0
	取水停止・制限	8	8	7	5	3	5	10
	継続	9	29	48	26	12	16	10

（資料：水道・生活排水課）

（注）「給水停止・制限」には飲用制限を含む。また、「給水停止・制限」と「取水停止・制限」が重複する場合は、「給水停止・制限」に計上

- 県の企業誘致ホームページに市町村産業団地等の用地情報を集約し、1日における取水可能量を公表するとともに、市町村と密な情報共有等による連携を行い、地域特性や地域資源等を活かした企業立地を促進しました。

第2節 安心安全な水の保全

現状と課題

県内河川のBOD*の環境基準達成率は高い状況で推移しており、概ね良好な水質が保たれていますが、湖沼は農地や森林等の非特定汚染源から流入する汚濁負荷量の削減が進んでいません。諏訪湖においてはヒシ*の大量繁茂が課題となっているほか、貧酸素水域の拡大による底生生物への影響など、生態系に関する課題も生じています。

また、地下水の概況調査における環境基準達成率は高い状況で推移していますが、一部地域では重金属、揮発性有機化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染も確認されています。

施策の展開

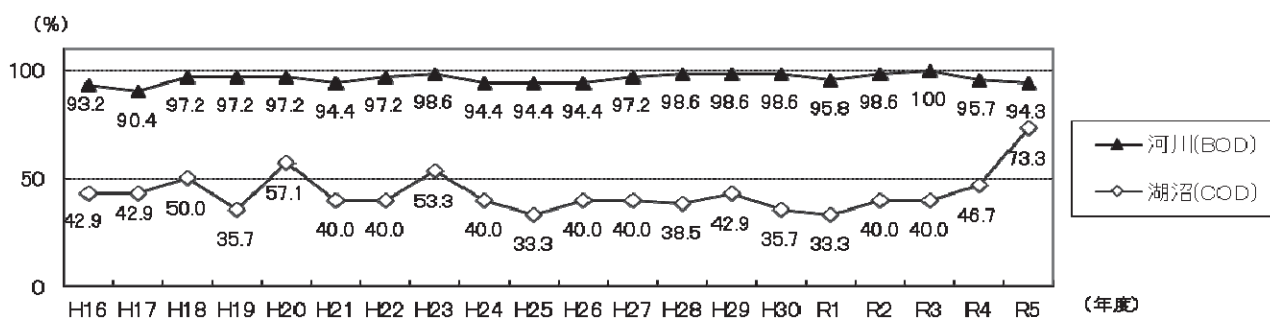
1 水質監視

- 水質汚濁防止法の規定に基づき水質測定計画を定め、環境基準の類型指定がなされている県内の河川・湖沼について、国、水質汚濁防止法の政令市である長野市及び松本市並びに独立行政法人水資源機構とともに水質監視を実施しています。

令和5年度は、水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされている43河川及び15湖沼の100地点で水質測定を実施し、環境基準の達成率は河川が94.3%、湖沼が73.3%でした。また、人の健康の保護に関する項目について、砒素が夜間瀬川の2地点及び蓼科湖で環境基準を超過しましたが、自然由来によるものと考えられます。

なお、河川・湖沼とも、水生生物の保全に関する項目について、環境基準を超過した地点はありませんでした。(図表2-4-6)

図表2-4-6 環境基準(BOD・COD*75%値*)達成率の経年変化



(資料：水大気環境課)

- ゴルフ場が設置されている周辺河川において、農薬の使用状況等を勘案し、農薬について水質測定を実施しています。令和5年度は7河川について実施し、水質保全目標値を超過した地点はありませんでした。
- 県内の地下水の汚染状況を把握するため、山岳地域等を除いた地域をメッシュで区切り、ローリング方式による概況調査を実施しています。
なお、汚染が判明した地点については、汚染範囲や汚染原因を特定するため汚染井戸の周辺調査を実施するとともに、継続監視調査を実施しています。

- 水質汚濁事故発生時には、関係する水道事業者へ連絡するとともに、消防・市町村等関係機関と連携して被害拡大を防止する体制を整えています。
また、一般家庭等に対して、市町村・消防署の関係機関と連携し、油類や農薬等の漏えい防止の啓発を行いました。
- 毒物劇物を取り扱う事業場に対し、毒物劇物の管理体制の徹底を指導し、水質汚濁事故の未然防止に取り組みました。

図表 2-4-7 毒物劇物取扱業者数及び監視件数 (令和5年度)

業種	対象施設数	監視件数
製造業者	21	32
輸入業者	9	17
販売業者	1,340	638
業務上取扱者	71	8

(資料：薬事管理課)

2 発生源対策

(1) 特定汚染源*

(7) 生活排水対策

- 本県の污水处理人口普及率は98.3%(令和5年度末)であり、全国6位の高い水準にあります。より多くの方々に快適で衛生的な生活を送っていただくよう、下水道等の未普及地域の早期解消に引き続き取り組みます。
また、生活排水処理に伴い発生する汚泥は有用な資源であり、下水道施設から排出される汚泥については、その全量が農地利用若しくはセメント原料などとして有効に利活用されています。

- 人口が減少する中、下水道事業などの経営基盤の強化、経営の健全化、事業の効率化を図り、浄化槽の適正な維持管理を推進するとともに、単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への整備を促進します。合併処理浄化槽を整備する者には、市町村を経由した間接補助事業として、国費及び県費による助成を行っています。

(4) 事業場排水対策

- 水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び良好な生活環境の保全に関する条例の特定施設を設置する工場又は事業場について531件の立入検査を実施し、排水基準の適合状況等について確認を行うとともに、不備事項に対して93件の改善指導を行いました。
- 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場について、立入検査を実施し、構造等規制の適合状況を確認するとともに、不備事項に対して改善指導を行いました。
- 河川への油類流出等の水質汚濁事故発生時は、水域ごとに設置されている水質汚濁対策連絡協議会(国土交通省・県・関係市町村等)及び各地区の連絡網を通じて、消防・市町村・水道事業者など関係機関と連携し被害の拡大防止に努めており、令和5年度は100件の水質汚濁事故発生が報告されました。(図表2-4-8)

図表 2-4-8 水質汚濁事故原因と発生件数の推移

(単位：件)

事故原因 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
油類の流出	94	72	55	62	110	97	84
薬品等の流出	1	2	1	5	10	2	3
その他・不明	28	24	6	17	35	18	13
合計	123	98	62	84	155	117	100

(資料：水大気環境課)

(ウ) その他の汚染源対策

- 地下水の概況調査について、令和5年度は、環境基準達成率が95.7%でした。環境基準を超過した井戸については、井戸所有者及び周辺住民に対して地下水の利用上の注意喚起を行うとともに汚染井戸の周辺調査を実施しました。(図表 2-4-9)

図表 2-4-9 汚染井戸周辺地区調査環境基準超過状況

(令和5年度)

物質名	調査 地点数 (箇所)	基準超過 地点数 (箇所)	調査結果 (mg/ℓ)	【参考】環境基準 (mg/ℓ)
ふっ素	1(1)	0(0)	0.42	0.8

(資料：水大気環境課)

- 水産試験場において、国の内水面養殖管理指針に基づく適正な飼育管理等を養殖事業者に指導しています。
- 家畜排泄物について、県及び市町村・JA等関係機関で組織する「家畜排せつ物及び臭気対策等支援チーム」による233戸の畜産農家への巡回指導を実施し、適正な処理を推進するとともに、堆肥化研修会を2回開催し、堆肥などバイオマスの利活用を促進しました。

(2) 非特定汚染源

- 降雨等に伴う土壌侵食*や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、間伐等の森林整備を進めるとともに、計画的な伐採、再造林を行いました。

図表2-4-10 再造林面積(単位：ha)

年度	R5
面積	434

- 化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上削減して栽培を行う「信州の環境にやさしい農産物認証」への取組支援や、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)」(通称「みどりの食料システム法」)に基づき化学肥料・化学合成農薬の使用低減等に取り組む農業者の認定などを通じ、生産者の意識啓発を行います。
- 環境にやさしい農業の実践者を増やすため、農業者や市町村担当職員等を対象とした各種研修会等で「みどりの食料システム法」に基づく農業者認定制度について周知し、申請のあった農業者を順次認定している(周知回数：5回、新規認定者：34名)。

3 河川・湖沼の浄化対策

- 諏訪湖では、「諏訪湖創生ビジョン*」に基づき、水草の除去による栄養塩類*の直接除去、上川における河口部への沈殿ピットの設置と植生水路の設置による栄養塩類の湖内流入防止を組み合わせた浄化対策を進めています。また、平成30年度からは、湖底からの窒素・リンの溶出抑制に効果のある覆砂工法を実施しています。
- 環境基準の達成率が低い湖沼の類型指定について、水質及び利水状況等の変化を踏まえた検討を行い、一部湖沼の類型指定を変更しました。また、湖沼水質保全特別措置法では、湖沼の水質の保全を図るため、汚濁が著しく、利水上重要な湖沼を指定湖沼として国が指定（全国11湖沼）し、水質の保全に関する対策を総合的・計画的に進めています。県内では諏訪湖と野尻湖が指定されており、湖沼ごとに湖沼水質保全計画を策定し、計画に基づく対策を行っています。
- 諏訪湖については、湖沼水質保全計画をはじめとする関連計画を一体的にまとめた「諏訪湖創生ビジョン」に基づき、生態系の保全や水辺整備等と併せて水質保全対策を進めています。また、県内河川・湖沼の水環境保全に関する調査研究、情報発信及び環境学習の拠点である「諏訪湖環境研究センター」を整備しました。
- 野尻湖については、湖沼水質保全計画に基づき、下水道への接続促進等により特定汚染源からの負荷の削減を図るとともに、環境にやさしい農業や森林整備の推進等により流出負荷の削減を図っています。また、水生植物のモニタリングについて、地域住民による主体的な取組が推進されるよう支援、啓発に取り組んでいます。

4 水に関する災害対策

- 防災事業を計画的に実施することにより、水害等の自然災害に対する防災・減災対策を推進しています。
- 「長野県水道ビジョン*」に基づき、水道施設の耐震化に係る国庫補助金等の活用に係る協議、助言及び災害に関する研修を実施し、持続的な水道水の供給体制を確保する取組を進めました。

第3節 親しみやすく生物を育む水辺環境の創出

現状と課題

アレチウリは、県内の主要な河川敷のほぼ全域にまん延し、耕作放棄地、林道沿いにも分布が拡大し、従来の植生や生態系への影響が懸念されています。

また、オオクチバス、コクチバス及びブルーギルは繁殖力が旺盛で魚食性が強く、漁業や生態系に悪影響を与えています。このため、これらの外来魚は「外来生物法」の「特定外来生物」に指定され、全国的に飼育、運搬、野外へ放つことが原則禁止されています。さらに、県では、内水面漁場管理委員会の指示により、県内の河川、湖沼を対象に再放流を禁止しています。

施策の展開

1 親水性に優れた水辺づくり

- 河川が本来有している生物環境及び多様な河川景観を保全・創出するとともに、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮した河川改修事業を実施し、より親しみやすい水辺整備を推進しています。
- 「諏訪湖創生ビジョン」に基づき、地域住民及び関係機関と連携し、諏訪湖の水質保全や生態系保全、観光振興の取組を進めるとともに、自然環境に配慮した水辺整備、サイクリングロードの整備等を行っています。



諏訪湖におけるヒシの手作業による除去作業

2 水辺における生態系の保全

- 河川等の整備に当たっては、上下流の河床の連続性の確保を図るため、落差工を設けないなど、可能な限り河床高低差の無い構造の計画とし、地域の生態系を保全しています。
- 農業用水路やため池などの整備に当たっては、「長野県農業農村整備環境対策指針」等に基づき、施設管理者と調整しながら、地域の状況に応じて、農村景観や生態系の保全などの周辺環境との調和に配慮しています。
- 漁業協同組合等が実施するオオクチバス等駆除への水産試験場による技術的支援や、外来魚等食害防止対策事業による駆除等に要する経費の一部支援を実施しています。
- アレチウリの駆除に当たっては、住民、民間団体、自治体等の連携による駆除活動を推進しており、令和5年度は、延べ21,607人の参加がありました。



アレチウリ駆除作業の様子

3 水辺の環境保全活動等の推進

- 水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるとともに、水辺空間を快適に利用できるよう河川愛護団体等、地域住民、施設管理者、行政機関が一体となって維持管理活動や景観保全活動に取り組んでいます。

- 多面的機能支払事業等を活用して、農業者のみならず地域住民が共同して行う農村の景観づくりを支援しています。また、地域の親子が参加して行う水路の生き物調査など農村の生態系を保全する活動を支援しています。
- 水の日、水の週間、河川愛護月間を中心に、各種イベントや広報活動を通じて水環境保全に対する意識を高め、美化活動を推進しました。(図表 2-4-11)

図表 2-4-11 各種イベントの活動内容 (令和5年度)

アレチウリ駆除活動参加者	年間延べ 21,607 人
河川敷の草刈り・ごみ拾い参加者	年間 838 団体、延べ約 130,000 人
水環境保全パネル展示	8月1日～8月4日、県庁1階ロビー

(資料：水大気環境課、河川課)

- 水の大切さを再認識し、水環境を保全する意識の高揚を図るとともに、地域の活性化に役立てるため、平成 22 年 1 月に「信州の名水・秘水*」選定委員会により、湧水などの中から特に優れたもの 15 箇所を「信州の名水・秘水」として選定しました。また、環境省では、昭和 60 年に「名水百選」、平成 20 年「平成の名水百選」を選定し、県内から名水百選に 3 箇所、平成の名水百選に 4 箇所が選定されています。(図表 2-4-12)

また、水生生物の観察など水辺における自然とのふれあいを通じて、身近な河川の状況(水質)を把握し、水環境保全意識の向上に資する取組として「せせらぎサイエンス(水生生物調査)」の普及を推進しています。

図表 2-4-12 長野県内の「名水百選、平成の名水百選*」一覧

区分	地 域	市町村名	名 称
名水百選	南信州	飯 田 市	猿庫の泉
	松 本	安曇野市	安曇野わさび田湧水群
	北アルプス	白 馬 村	姫川源流湧水
平成の 名水百選	南信州	飯 田 市	観音霊水
	木 曽	木 祖 村	木曽川源流の里 水木沢
	松 本	松 本 市	まつもと城下町湧水群
	北 信	木島平村	龍興寺清水

(資料：水大気環境課)

第4節 水環境保全に係る調査・研究及び情報発信等の推進

現状と課題

県内河川のBODの環境基準達成率は高い状況で推移しており、概ね良好な水質が保たれていますが、湖沼は農地や森林等の非特定汚染源から流入する汚濁負荷量の削減が進んでいません。諏訪湖においてはヒシの大量繁茂が課題となっているほか、貧酸素水域の拡大による底生生物への影響など、生態系に関する課題も生じています。

このため、県内河川・湖沼の水質と生態系の課題解決に向け、水質及び生態系の一体的な調査研究を進めるとともに、人々の水環境保全意識を高めるため、情報発信や学びの支援等を図ります。

施策の展開

1 水環境保全に係る調査・研究の推進

- 水環境保全に係る調査研究を効率的かつ効果的に実施するため、諏訪湖環境研究センターを整備しました。
- 諏訪湖内の底泥について、6～7地点でりん、窒素等の底泥溶出量、底泥酸素消費速度(SOD)の測定を行い、諏訪湖の底質環境の特性把握を進めました。また、野尻湖沿岸域の水草帯の復元状況及び経時変化を把握することを目的に、湖岸の23地点および湖内島(弁天島)岸1点の計24地点について調査を行い、すべての地点でクロモ、ヒルムシロ属等の水草が確認されました。

2 水環境保全に係る情報発信・学び等の推進

- 環境保全に関する幅広い情報を県内外にわかりやすく発信し、県民をはじめとする多くの人々の水環境に係る学びを支援するなど、水環境保全意識を高めるため、諏訪湖環境研究センターを整備しました。

信州エコポスターコンクール 2024 入賞作品（中学生の部）



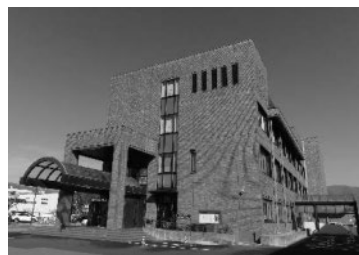
優秀賞 さとう はの 遙乃さん
(塩尻市立広陵中学校2年)



協賛社賞 しげた ひな 陽名さん
(御代田町立御代田中学校2年)

【コラム】令和6年4月1日に諏訪湖環境研究センターが開所

諏訪湖を中心に県内の河川・湖沼の水質と生態系を一体的に調査研究するため、諏訪湖畔(岡谷市)にある男女共同参画センター(あいとぴあ)の建物を全面改修し、諏訪湖環境研究センターが開所しました。



諏訪湖環境研究センター

センターの役割は、以下の4つです。

- 1 課題の多い諏訪湖をはじめ、県内河川・湖沼の水環境を保全するため、現状の把握と課題解決に向けた研究を強化していきます。
- 2 県内の河川・湖沼など、水環境保全についての情報を発信する拠点になります。
- 3 地域に根差し、住民の皆さんの学びを幅広く支援します。
- 4 研究や学びのネットワークを形成し、総合的に取組を進めていけるよう、連携のコーディネート役を担います。

これらの役割を果たすべく、関係機関(信州大学、水産試験場、建設事務所等)と連携し調査研究の充実を図っていきます。また、調査研究で得られた科学的知見は、ホームページ等で情報発信していくとともに、常設展示スペースを活用した学びの支援につなげていきます。



生態系保全
(希少種メガネサナエ)



水質保全(諏訪湖の透明度測定)

○諏訪湖環境研究センター常設展示について

■自由見学エリア

諏訪湖の特徴や現況を小学生のお子さんでも、分かりやすく学ぶことができます。
開庁日の9時から16時まで、どなたでもご見学いただけます。



エントランスホール

■事前予約エリア

映像視聴や専用タブレットによる諏訪湖周辺の360度パノラマ視覚体験など「体験型学習」ができます。
ご見学いただくには、事前に予約が必要です。



体験型学習の様子



↑事前予約の
申込詳細は
こちらから

諏訪湖について学びたい方はもちろん、諏訪地域を訪れた際には、ぜひお越しください！

第5章 大気環境等の保全



第1節 清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保

現状と課題

清浄な大気環境を保全し、人々の健康被害を未然に防ぐためには、大気汚染の状況を常時監視するとともに、発生源となる工場や事業場からのばい煙*や有害大気汚染物質などの有害物質の排出について、規制が遵守されるよう監視指導を行うことが重要です。また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）や光化学オキシダントについて、県外からの移流など広域的な大気汚染が問題となっています。引き続き県内の大気汚染状況について監視を続けるとともに、県内外の大気汚染発生源からの影響に対応していく必要があります。

また、騒音・振動・悪臭は、主に人の感覚に関わる問題であるため、良好な生活環境を保全する上での課題となっています。近年、それぞれの苦情件数は減少傾向にありますが、引き続き騒音等の防止対策が必要です。

施策の展開

1 大気環境の監視等

- 大気汚染に係る環境基準は、水質汚濁に係る環境基準と同様に、人の健康を保護し、生活環境を保全する上での目標値となっています。環境基準の達成状況などを監視するために、令和5年度は、一般環境大気測定局16局（うち3局は長野市、1局は松本市がそれぞれ設置）、自動車排出ガス測定局4局（うち1局は長野市、1局は松本市がそれぞれ設置）の固定局、移動コンテナ局2局及び大気環境測定車で大気を測定しました。各測定局の測定結果は大気汚染が著しくなった場合に必要な措置をとるため、大気常時監視オンラインシステムによりリアルタイムに収集しており、固定局の測定結果（速報値）は、一般公開しています。また、有害大気汚染物質については、一般環境大気測定局6局（うち2局は長野市、1局は松本市がそれぞれ設置）において測定を実施しました。令和5年度は、全ての測定局で光化学オキシダントを除く全ての物質について環境基準を達成しました。
- 県内16ヶ所で光化学オキシダント濃度を24時間連続して監視しています。濃度が基準値を超え、気象状況などからその状態が継続して認められる場合には、県内10地域ごとに注意報を発令しますが、令和5年度は注意報を発令する状況はありませんでした。また、昼間の濃度別の測定時間の割合で見ると、1時間値が0.06ppm（環境基準）以下の割合は97.0%でした。
- ばい煙発生施設や一般粉じん*発生施設などの大気汚染物質の発生源に対し、令和5年度は1,078件の立入検査を実施し、30件の改善措置等の指導を行いました。
- 県内に移流する大気汚染物質の削減に向けて、本県を含めた関東地域17都県市が参画する関東地方大気環境対策推進連絡会微小粒子状物質・光化学オキシダント調査会議において、広域的な連携による微小粒子状物質（PM_{2.5}）の発生源寄与の解析及び光化学オキシダントの発生源や気象原因の解明などを進めました。

- 地域間をつなぐ道路の整備や渋滞対策等の推進により、自動車交通を円滑化するとともに、稼働率の高い商用車への次世代自動車の普及を促進するなど、走行時の環境負荷が低い交通手段への転換を効果的に促進し、大気汚染物質の発生抑制に取り組みました。

2 アスベスト（石綿）対策

- 県内の大気環境中のアスベスト*濃度を経年的に把握するため、令和5年度はアスベスト環境モニタリング調査を県内10箇所において、2回ずつ実施しました。その結果は、総繊維数濃度の年平均値で、0.075～0.25本/Lの範囲でした。一般大気中のアスベストについては、環境基準値は設定されていませんが、いずれの地点においても、特に高い濃度のアスベストは検出されませんでした。
- アスベストの大気環境中への飛散を防止するため、吹付けアスベストなどの除去作業等の特定粉じん排出等作業*の際には「大気汚染防止法」による届出が義務付けられ、さらに、県の「既存建築物等におけるアスベスト含有建材の適正撤去・処分に係る実施要領」に基づく届出が別途必要です。県では、これらの届出のあった作業について、175件の立入検査を行い、24件の作業基準の遵守状況などの改善指導を行いました。また、産業廃棄物処理業者及び破碎処理施設（産業廃棄物処理業者及び自社処理業者が有するもの）設置事業所に対する立入検査を実施し、アスベスト含有建材が不適正に処理されていないか確認を行いました。

3 騒音・振動・悪臭の防止

- 環境基本法では、地域の類型ごとに騒音の環境基準を定めています。生活環境を保全する上で必要がある場合、県又は市では類型を当てはめる地域の指定を行っています。（図表2-5-1）

図表 2-5-1 騒音の環境基準に係る地域指定状況

（令和5年度）

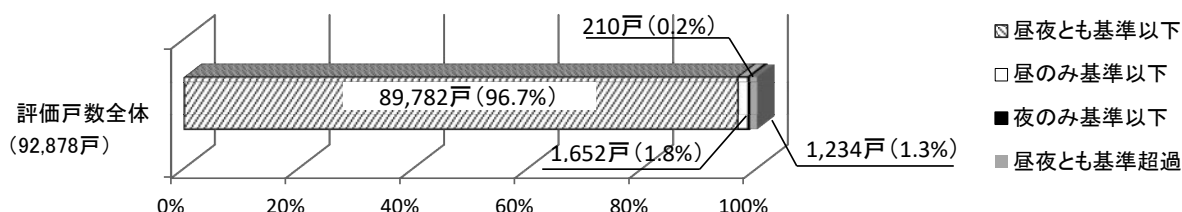
区分	指定者	管轄区域	指定数
①騒音（②、③を除く。）	県	町村	6町2村
	市	当該市	19市
②新幹線鉄道騒音	県	全県	北陸新幹線沿線 8市3町 中央新幹線沿線 1市2村
③航空機騒音	県	全県	指定なし

（資料：水大気環境課）

- 騒音・振動・悪臭の環境保全対策について、市町村職員を対象とした講習会を開催し、市町村への技術的支援を行いました。
- 道路交通騒音や新幹線など鉄道騒音の調査・測定を行い、状況把握に努め、施設管理者等へ改善を求めました。（図表2-5-2）（図表2-5-3）

図 2-5-2 自動車交通騒音環境基準達成状況

（令和5年度）



（資料：水大気環境課）

図表 2-5-3 新幹線鉄道騒音・振動調査結果

(令和5年度)

区分	測定場所	地域 類型	騒音 (dB)	振動 (dB)
長野駅以南	軽井沢町大字南原	I	64	57
	軽井沢町大字長倉	I	70	52
	御代田町大字草越	I	68	59
	佐久市塚原	I	69	48
	佐久市塩名田	I	<u>72</u>	53
	上田市長瀬	I	<u>72</u>	47
	上田市踏入	I	<u>72</u>	52
	上田市上塩尻	I	<u>74</u>	44
	千曲市屋代	I	<u>71</u>	63
	長野市篠ノ井	I	<u>71</u>	52
	長野市安茂里大門	I	65	47
長野駅以北	長野市大字赤沼	I	<u>72</u>	57
	中野市厚貝	I	<u>76</u>	45
	飯山市大字飯山	I	<u>74</u>	48
基準（指針）達成状況			5 地点/14 地点	14 地点/14 地点

- ・騒音、振動ともに線路から 25m の地点で測定
 ・騒音の環境基準値は、
 I 類型 70dB：主として住居の用に供される地域
 II 類型 75dB：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域
 ・振動は、環境省通知による振動対策を講ずるべき指針値 70dB
 ・下線は基準又は指針を超える値であることを示す。

(資料：水大気環境課)

4 光害（ひかりがい）対策等

- 屋外照明などで、目的物以外の物を照らすことにより、人の活動や動植物へ悪い影響を与える「光害（ひかりがい）」への対策として、「公害の防止に関する条例」を一部改正し、「良好な生活環境の保全に関する条例」に名称変更するとともに、光害の防止について規定し、県民に周知しています。また、大規模小売店舗立地法の届出の際に本条例に基づき、夜間照明の照射時間や方向等を確認し、良好な照明環境実現のため必要な助言を行っています。
- 環境省では、光害や大気汚染について関心を深めること等を目的に、平成 30 年度から夏と冬の星空観察を推進しており、市町村等関係機関に星空観察の実施について周知を行っています。また、多くの県民が本県の星空の美しさと清浄な大気環境を再認識できるよう、星空観察の結果を県民に周知しています。

5 放射能対策

- 県内 7 か所（長野市、松本市、飯田市、諏訪市、大町市、飯山市、軽井沢町）に設置したモニタリングポストにより空間放射線量の常時監視を行うとともに、モニタリングポストが設置されていない地

域（上田市、伊那市、佐久市、木曽町）では、NaIシンチレーション式サーベイメータにより定期的な測定を実施しました。（図表2-5-4）（図表2-5-5）

図表 2-5-4 常時観測（モニタリングポスト）年間平均値

（単位：μSv/h）

設置箇所		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
長野市	環境保全研究所：地上 15m	0.038	0.038	0.038	0.036	0.034	0.038
松本市	松本合庁：地上 1 m	0.064	0.064	0.064	0.063	0.064	0.064
飯田市	飯田合庁：地上 1 m	0.056	0.057	0.057	0.056	0.056	0.057
諏訪市	諏訪合庁：地上 1 m	0.050	0.050	0.050	0.049	0.050	0.051
大町市	大町合庁：地上 1 m	0.075	0.075	0.075	0.069	0.075	0.075
飯山市	飯山庁舎：地上 1 m	0.043	0.043	0.042	0.041	0.043	0.043
軽井沢町	町役場：地上 1 m	0.031	0.031	0.030	0.029	0.029	0.029

（資料：環境政策課）

図表2-5-5 県内各地の定期測定（サーベイメータ）年間平均値

（単位：μSv/h）

設置箇所		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
中野市	北信合庁：地上 1 m	0.07	0.07	0.07	—	—	—
上田市	上田合庁：地上 1 m	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05
佐久市	佐久合庁：地上 1 m	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06
伊那市	伊那合庁：地上 1 m	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07
木曽町	木曽合庁：地上 1 m	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09

（中野市は R2 年度まで実施）

（資料：環境政策課）

- 県内に流通する食品（令和 5 年度：ミネラルウォーター14検体）、県内産の農林畜産物（野生獣肉、県内産野生きのこ類及び原木栽培きのこ等）について、放射性物質検査を実施しました。

（牛肉の放射性物質検査は令和元年度で終了、給食等で使用する食材の放射性物質検査は令和 2 年度で終了、下水道施設の汚泥焼却灰等の放射性物質検査は令和 3 年度で終了。）

【コラム】 ゼロカーボンミーティング in 木曽を開催しました！

木曽地域は面積の約 93%が森林であり、森林の成熟によって利用可能な木材資源が増加しています。木質バイオマスの活用は、そのような地域の特性を活かした脱炭素の取組といえます。

そこで、森林資源の活用についてさらに多くの人に知ってもらうことを目的として、木曽地域振興局では豊かな環境づくり木曽地域会議、及び再生可能エネルギー木曽地域連絡会議と連携して、令和6年3月8日に木曽合同庁舎で「ゼロカーボンミーティング in 木曽」を開催しました。ミーティングのテーマは「木曽地域の木質バイオマスを活用しよう」とし、木曽地域における木質バイオマス等の森林資源を活用した取組について3名の方に講演をいただきました。

当日は住民、行政職員、企業など 61 名の方々に参加をいただき、「2050 ゼロカーボンに対する意識が高まった」「木曽町の取組や薪ストーブ・ペレットストーブについて関心が高まった」といった感想をいただきました。今後もイベントの開催を含め、機会を捉えた啓発活動により 2050 ゼロカーボン達成に向けた住民意識の向上を図っていきます。

〈開催概要〉

・日時 令和6年3月8日（金）13時半から15時

・場所 木曽合同庁舎 講堂

・講演者

株式会社木曽ツリーワークス 代表取締役社長 千村 格 氏

木曽町環境水道課 長瀬 透郷 生活環境係長

木曽地域振興局林務課 鈴木 直人 課長補佐兼普及林産係長



第2節 化学物質による環境汚染の防止と対策

現状と課題

原材料や製品など様々な形で流通している化学物質は数万種類と言われ、日常生活や事業活動を通じて、多くの化学物質が利用され、排出されています。それらの化学物質の中には、健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものもあります。将来にわたり、県民の健康を守り、環境を保全するために、引き続き廃棄物焼却炉などの排出源対策や環境中の濃度の実態把握を進める必要があります。

施策の展開

1 ダイオキシン類対策

- ダイオキシン類による環境汚染及び人体への影響を防止するため、県では「環境調査」「排出抑制の推進」を実施しました。一般環境中の大気、土壌、河川・湖沼の水質、底質及び地下水について計11地点、産業廃棄物焼却施設周辺の6地点でダイオキシン類の濃度について調査を行い、全地点で環境基準を満たしていることを確認しました。
また、廃棄物焼却施設の排ガス行政検査を3件行い、ダイオキシン類の濃度が環境基準を満たしていることを確認しました。
- 市街地における常時監視や産業廃棄物焼却施設周辺調査の調査結果を公表するとともに、ダイオキシン類に関する基礎知識や、ダイオキシン類対策の取組などについて、インターネットを通じて情報を提供しました。今後も県民への情報提供を行っていきます。
- ダイオキシン類対策として、一般環境及び産業廃棄物焼却施設周辺における大気、水質及び土壌中のダイオキシン類濃度の調査を行うとともに、廃棄物焼却施設の排ガス中の同濃度について行政検査を行いました。

2 その他の化学物質対策

- P R T R *制度による令和4年度排出量などの届出を行った県内事業所数は1,070件（全国32,209件の3.3%）で、116種類（全国462種類）の化学物質について届出がありました。また、事業所から届出のあった化学物質の総排出量は、約1,500t（全国約12万tの1.3%）、総移動量は約970t（全国約25万tの0.4%）でした。また、国が推計した県内の届出対象外の事業場や、家庭、自動車などからの届出外排出量は、約3,900t（全国約19万tの2.1%）でした。
また、この届出により県内の大気への排出量の多いトルエン、ジクロロメタン、キシレン、トリクロロエチレン及びエチルベンゼンについて大気環境中の濃度を把握するための調査を行いました。（図表2-5-6）

図表 2-5-6 化学物質排出把握管理促進法関連環境調査物質の検出状況

（令和5年度）（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定局（所在地）	トルエン	ジクロロメタン	o-キシレン	m, p-キシレン	トリクロロエチレン	エチルベンゼン
上田局（上田市）	2.4	0.91	0.35	0.47	0.71	1.0
諏訪局（諏訪市）	1.9	2.3	0.26	0.32	1.7	0.55
伊那局（伊那市）	1.7	0.86	0.30	0.34	0.99	0.64

（注）測定値は年平均値

（資料：水大気環境課）

- 環境省が実施する化学物質環境実態調査を受託し、未規制化学物質の分析法の開発や環境中の化学物質の濃度実態の調査をしています。調査結果は、環境省から公表されるとともに、内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）の解明など種々の対策に幅広く有効に活用されます。内分泌かく乱化学物質とは、生体内に入ってホルモンのような影響を与える化学物質で、国において総合的調査・研究が行われています。その作用メカニズムについては、科学的に十分解明されていませんが、県もこれらの調査・研究に協力するとともに、情報の収集・整理を行い、県民の皆さんへ情報提供を行っています。

【コラム】 光害（ひかりがい）の防止に努めましょう

「光害」とは？

照明の設置方法や配光が不適切で、景観や周辺環境への配慮が不十分なために起こる様々な影響をいいます。

屋外照明の光が住居内に入ることにより、不眠や不快感の原因になるなど人の生活への影響や、信号等が見えにくくなるなど交通への影響があります。

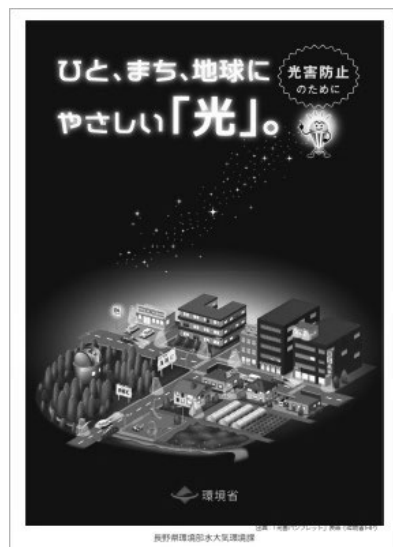
また、動植物の生息や生育に悪影響を与えたり、街が明るくなることで星空が見えにくくなるなど、自然環境への影響もあります。

○長野県は光害対策に取り組んでいます

県では令和3年10月に「公害の防止に関する条例」を一部改正し、「良好な生活環境の保全に関する条例」に改名するとともに、光害の防止について規定しました。改正条例では、屋外で照明器具を設置・使用する際に、①光の量を最小限に抑えること、②照射の対象の範囲の外に漏れる光をできるだけ少なくすること、③照明が不要な時間帯には積極的に消灯することに努めることや、長野県の貴重な財産である星空環境の保全に特に配慮することを定め、サーチライト使用の原則禁止を規定しました。

また、県では「光害防止のための具体的な取組指針」や啓発チラシを作成し、以下の県公式ホームページに掲載していますので参照いただき、光害防止に努めていただくようお願いいたします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/taiki/hikarigai.html>



チラシ表



チラシ裏

第6章 循環型社会の形成



第1節 廃棄物の4R*の推進

現状と課題

「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会とは、第一に廃棄物等の発生抑制（リデュース）が行われ、第二に循環的な利用として、使用済製品・部品等の適正な再使用（リユース）、回収された廃棄物等を原材料として適正に利用する再生利用（マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）が行われ、第三にそれでもやむを得ず循環利用が行われないものについては適正な処分を行い、これらにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であるとしています。

加えて、長野県脱炭素社会づくり条例では、持続可能な脱炭素社会の実現のためにプラスチックの資源循環を推進することとしており、使い捨てプラスチックからの転換（リプレース）、プラスチック使用量の削減及び分別回収などを進めていくとしています。

この循環型社会の実現のためには、まず、廃棄物等の発生抑制（リデュース）使用済製品等の再使用（リユース）の取組を進めることが重要です。県民一人ひとりの意識を高めるため、プラスチック代替製品の利用や食べ残しの削減、使用済製品等の繰り返し使用等の身近な取組を促進するとともに、事業者への技術指導や研修会の開催などを通じ、廃棄物の減量化の取組を推進することが必要です。

さらに、可能な限り不要となったものの資源物としての分別を進め、環境への負荷の少ない方法による再資源化を推進するなど、適切で循環的な利用の一層の促進も必要です。

施策の展開

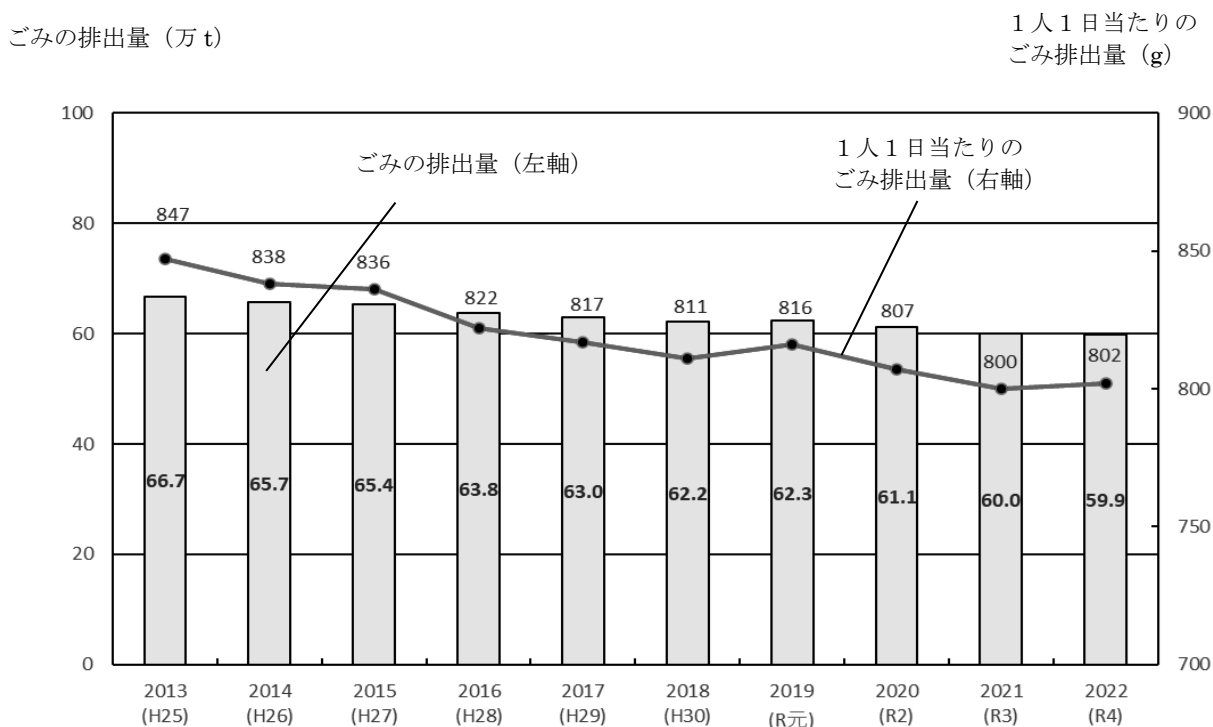
1 4Rの推進

(1) 一般廃棄物の発生抑制の推進（リデュース）

- 食品ロス*の削減を図るため、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」を実施しています。飲食店、宿泊業施設及び小売業者の「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店の登録は令和5年度末で954店舗となっています。
また、宴会や家庭での食べ残しをしないように呼び掛ける「残さず食べよう！30・10運動」や、生活に身近な小売業者と連携し、消費期限及び賞味期限間近な食品の購入を呼びかける「信州発もったいないキャンペーン」を実施しました。「信州発もったいないキャンペーン」の令和5年度の参加事業者数は、31事業者1080店舗でした。
- 長野県魅力発信ブログ「えこすた（Eco Style）信州！」を通じて、市町村、事業者、関係団体等と連携した県内のごみ減量等の情報発信を行いました。
- 使い捨てプラスチックの削減を図るため、「信州プラスチックスマート運動」を実施しています。生活スタイルの見直しから「3つの意識した行動」を呼びかけました。
- 市町村が一般廃棄物を処理する際に手数料を徴収する「有料化」について、未導入の市町村（令和5年5月1日現在16市町村）に対して、必要に応じて優良事例の情報提供や技術的な支援を行い、有料化による廃棄物の発生抑制を推進するとともに、事業系一般廃棄物の手数料金額の適正化を促します。

- フードバンク活動を県内で普及・拡大するために、令和3年9月に県内各地で活動しているフードバンク団体と共に長野県フードバンク活動団体連絡会を設立し、フードドライブ統一キャンペーンを実施し、企業団体や個人に向けて食品の寄付を呼びかけました。なお、令和5年度のフードドライブ統一キャンペーンは年3回(夏休み前、食品ロス削減月間、年末)開催され、県庁・合同庁舎で延べ19,210kgの食品が寄贈されました。
- 令和4年度におけるごみ(一般廃棄物)の総排出量は、約59.9万t(対前年度比0.3%減)で、県民1人1日当たりの排出量は802gとなりました。総排出量は減少傾向ですが、1人1日当たりの排出量は前年度と比べ微増となりました。(図表2-6-1)

図表 2-6-1 一般廃棄物(ごみ)の総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移



(資料: 環境省、資源循環推進課)

(2) 産業廃棄物の発生抑制の推進(リデュース)

- 多量排出事業者*及び準多量排出事業者*については、廃棄物処理法及び廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づき、産業廃棄物の減量化などに関する計画を作成し、県に提出するとともに、計画の実施状況を報告することが義務付けられています。なお、多量排出事業者及び準多量排出事業者に係る計画の策定状況を公表しています。(図表2-6-2)

図表2-6-2 多量排出事業者及び準多量排出事業者に係る計画の策定状況

(令和5年度)(単位: 者)

区 分	多量排出事業者	準多量排出事業者	計
産業廃棄物	339	114	453
特別管理産業廃棄物	73		73

(注) 長野市・松本市管轄分を除く。

(資料: 資源循環推進課)

- 廃棄物のリサイクル・減量化など環境技術に関する研修会の開催等により排出事業者や処理業者を支援しています。令和5年度の産業廃棄物3R*実践講習会は、WEB会議方式にて開催しました。

- 排出事業者又は処理業者が行う産業廃棄物の減量化や適正処理に関する自主的な取組について、「長野県産業廃棄物3R実践協定*」を締結し、実施計画書及び報告書を公表しています。令和5年度末現在の締結者数は208者です。
- (3) 再使用の推進（リユース）
 - 家庭などから排出される使用済み製品等の再使用を促進することは、廃棄物の発生量、処分量の削減につながり、廃棄物の収集運搬・処理費用等の低減、最終処分場の延命化につながることを期待されています。県では多くの主体において様々な再使用が行われるよう普及・啓発に努めています。
 - まだ使用できる学用品の有効利用や子育て世帯の負担軽減の観点から、こどもカフェやPTAの他、様々な市民団体が学用品等のリユースに取り組んでいます。
- (4) 再生利用の推進（リサイクル）
 - 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は、家電リサイクル法によりリサイクルが推進されています。令和5年度の県内指定引取場所での引取台数は約19.1万台となっており、前年度（約20.2万台）より約6.5%減少しました。
 - PETボトルやプラスチック製容器包装などの廃棄物は、容器包装リサイクル法により資源の有効活用が図られています。市町村において、3年ごとに5年間の分別収集計画を策定して分別収集に努め、県は、市町村の分別収集計画を取りまとめて県の分別収集促進計画を策定するほか、分別収集の促進を図るための普及啓発に努めています。
 - 食品リサイクル法（再生利用）では、食品関連事業者などからの食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させることとしており、肥料や飼料等として再生利用を図りました。
 - 下水処理により発生する汚泥については、全量を農地利用やセメント原料などに有効活用しています。
- (5) 代替素材への転換（リプレイス）
 - 生分解性プラスチックやバイオプラスチック等の導入に取り組む事業者を長野県魅力発信ブログ「えこすた（Eco Style）信州！」で広く紹介するとともに、市町村向け研修会でも事例を紹介しました。

2 循環経済への転換の挑戦

- (1) 環境等に配慮した製品・サービスの開発・提供
 - 県工業技術総合センター及び公益財団法人長野県産業振興機構では、「小規模水力発電研究会」や「地域資源循環型複合材料研究会」など、令和5年度は8件のゼロカーボン関連技術に係る研究会を設置・運営し、新たなゼロカーボン関連技術の開発や導入を支援しました。
 - 環境等に配慮した製品・サービスの開発・提供など、プラスチックの削減を行う事業者等を「信州プラスチックスマート運動協力事業者」として登録し、長野県魅力発信ブログ「えこすた（Eco Style）信州！」で紹介し、その取組を後押ししました。
 - エシカル消費につながる環境にやさしい農産物の生産拡大のため、「信州の環境にやさしい農産物」を認証（341件・1,897haのうち新規35件126ha）するとともに、環境保全型農業直接支払交付金により地球温暖化を防止するカバークロップ、草生栽培、有機農業等に取り組む農業者の取組支援（43市町村・92件・688ha）を行いました。

- 有機農業については、基礎知識や栽培技術について学ぶオーガニック・アカデミーの開催（４回・１１講座、２１名参加）し、生産者の取組支援を行ったほか、有機農家や関心のある生産者、消費者、流通業者、行政担当者等を対象に、有機農産物の認証制度と学校給食での有機農産物等の活用推進をテーマとした研修及び意見交換会を開催（１回・１４０名参加）しました。また、市町村等が地域ぐるみで取り組む、生産・流通・消費まで一貫した有機農業産地づくり（オーガニックビレッジの創出）についても支援を行いました。（飯田市、飯綱町）
- (2) 環境等に配慮した製品・サービスの利用
- 県内で発生する循環資源（廃棄物などのうち有用なもの）を活用して県内の事業所で製造加工されたリサイクル製品のうち、品質や安全などの基準を満たす製品を、県と民間団体が組織する「信州リサイクル製品普及拡大協議会」が認定して、製品の利用促進を図っています。
令和５年度は、新たに１１製品を認定し、認定製品は計７７品目（リサイクル製品：９品目、リサイクル資材：６８品目）になりました。
 - 環境に配慮した消費行動を促すため、県内民放ラジオにて取組事例の紹介や最新情報の発信を行いました。また、県内小売業者と連携し、店舗にエシカルな商品であることを示すＰＯＰを掲示することにより、エシカル消費を実践する機会を提供しました。
- (3) 廃棄物の削減・再資源化
- “チャレンジ 800”ごみ減量推進事業を通じて、プラスチックを削減する「信州プラスチックスマート運動」及び食品ロスを削減する「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」を基本的取組として廃棄物の削減・再資源化を促進しました。
 - 県と市町村が連携して、地域の実情に応じた一般廃棄物の削減に向けた取組を協議するため、地域振興局ごとに設置した「チャレンジ800実行チーム」により取組を進めました。
 - 競争力強化や経営力向上を図るとともに、更に社会的課題の解決に貢献できる持続可能な食品製造業を実現するため、食による本県の健康長寿の優位性を活かした、県内の食品製造業者による県内産やその土地ならではの素材を活用した新商品開発を支援しました。

【コラム】 給水スポットマップを公開しました。

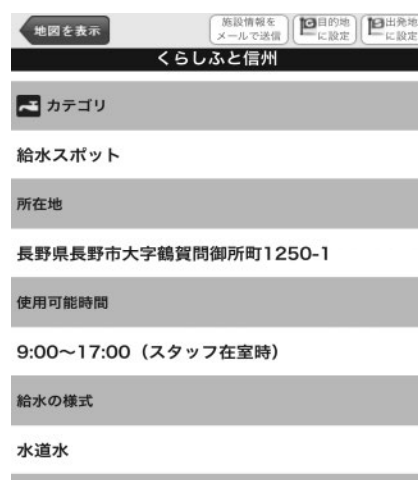
「信州プラスチックスマート運動※」の一環として、マイボトルの利用普及を通じてPET 等プラスチック使用製品の削減を推進するため、県内の無料で水道水が補充できる場所（給水スポット（656 か所、R6.9 現在））を長野県統合型地理情報システム「信州くらしのマップ」に掲載しました。

下記リンク及び二次元コードからぜひご覧ください！

※信州プラスチックスマート運動

近年、海洋プラスチックごみの増加による海洋環境への影響が懸念されているため、上流県である本県から、プラスチックと賢く付き合う取組として、マイバックやマイボトルの積極的な利用を呼びかけている運動。

【マップイメージ】



【給水スポットイメージ】



くらしふと信州（長野市）



白鳥園（千曲市）

【パソコン版リンク】

<https://www.gis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>

生活→給水スポット

【スマホ版二次元コード】



マップ切替→生活→情報一覧から探す→給水スポット

【コラム】 ～県民挙げて「フードロス」に立ち向かえ！～
「信州発もったいないキャンペーン」

10月の食品ロス削減月間を中心に、県民の皆様（消費者）に、買い物の際は消費期限・賞味期限間近の食品から順番にとる「てまえどり」や家庭で余った食材を残さず使うことは、食品ロス削減につながり、環境などにやさしいエシカル消費になることを県内小売事業者（協力事業者）の皆様と呼び掛けています。

味の素株式会社制作「フードロス」を活用した啓発素材を作製しました！

フードロス問題の解決に取り組んでいる味の素株式会社（※）との連携により、松本市出身の映画監督である山崎貴氏監修の「フードロス」を活用したポスター・レールポップを、県内のスーパーマーケット等に掲示し、啓発を実施します。

「フードロス」とは
年間約244万トン（令和3（2021）年度推計）にも及ぶ家庭内の食品ロス。その廃棄食品の“悲しみ”が生んだ怪獣が「フードロス」。
身近な調味料を上手に使い、食材を無駄なく、美味しく食べ切るための「小さな工夫」によって「フードロス」は撃退できます。



ポスター



レールポップ

（※）長野県と味の素株式会社は令和元年6月に包括連携協定を締結し、循環型社会形成の推進などに連携・協働して取り組んでいくこととしています。

第2節 廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

廃棄物の適正処理を確保し、循環型社会を形成していくため、廃棄物処理法の累次の改正により、排出事業者責任の徹底、廃棄物処理業許可・廃棄物処理施設設置許可制度の整備、不法投棄防止対策の徹底等が図られています。

また、県では独自に定めた「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」において、産業廃棄物の処理に関して県・事業者・県民の責務を明らかにするとともに、適正処理の確保に必要な規制と産業廃棄物処理施設の設置などに関する手続きを定めています。

こうした取組の結果、廃棄物の不法投棄件数は減少傾向にありますが、排出事業者や処理業者等による不適正な処理事案は後を絶たず、また、不適正処理の改善の長期化も課題となっています。

施策の展開

1 廃棄物の適正処理体制の整備

(1) 一般廃棄物の適正処理の確保

- 廃棄物行政に係る新任担当者研修会や一般廃棄物処理実務セミナーの開催等により、市町村等が行う一般廃棄物の適正な処理を支援しました。
- 一般廃棄物の適正な処理に必要な体制を確保するため、処理施設の更新など市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づく施設整備を支援しました。
- ごみ収集及び処理における火災事故を防ぐため、リチウムイオン電池等の回収方法等について、市町村に対し技術的助言を行いました。

(2) 産業廃棄物の適正処理の確保

- 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置について、廃棄物処理法及び「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づき、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導を行いました。
- 優良産業廃棄物処理業者認定制度*を通じて、産業廃棄物処理業界全体の優良化を図りました。

図表2-6-3 産業廃棄物処理業者数

(令和5年度末現在)

区分	産業廃棄物 収集運搬業	特別管理産業廃棄物 収集運搬業	産業廃棄物 処分業	特別管理 産業廃棄物 処分業	計
処理業者数	3,755	418	248	6	4,427
うち優良産業廃 棄物処理業者	203	95	15	2	315

(注) 長野市、松本市管轄分を除く

(資料：資源循環推進課)

(3) 特定有害産業廃棄物等の適正処理

- 国では、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を制定し、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に沿って全国5か所の拠点的広域処理施設において、PCB（ポリ塩化ビフェニル）*廃棄物の処理を進めています。

県内の事業場などで保管されている高濃度ＰＣＢ廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）が北海道室蘭市に建設した拠点的広域処理施設において処理されており、高圧変圧器・コンデンサー等は令和３年度末までに、安定器等・汚染物は令和４年度末までに、低濃度ＰＣＢ廃棄物は環境大臣の認定を受けた無害化処理認定施設などで令和８年度末までに処理される計画です。

処理期限までに適正に処理されるよう、処理期限後に発見された場合は速やかに処理するよう、保管中又は現在使用中の事業者には指導を行うとともに、ＰＣＢ廃棄物の保管や処理に関する情報提供を行いました。

- 廃石綿や石綿含有産業廃棄物が、法律や国のマニュアル等を遵守して適正に処理されるよう、マニュアル改正内容の周知を図るほか、立入検査等により排出事業者や処理業者への指導を徹底しました。
- (4) 災害時緊急時の適正処理体制の確保
 - 災害時に発生する廃棄物について、迅速かつ適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するため、廃棄物の種類に応じた処分方法、最終処分量削減のための分別、資源化等を含めて策定した災害廃棄物処理計画に基づく体制整備を進めるとともに、市町村における計画策定に向けて技術的助言を行いました。
 - 災害廃棄物処理に対する理解の促進を図るため、市町村及び関係団体を対象とした研修会を開催しました。

2 廃棄物の不法投棄等の防止

- (1) 排出事業者・処理業者等への監視指導
 - 廃棄物の不適正処理を防止するために、排出事業者や処理業者に対して、立入検査を実施しています。（図表２-６-４）（図表２-６-５）
- また、産業廃棄物収集運搬車両の点検指導も実施しており、令和５年度は、主要道路８地点で計６３台を点検し、１５台の車両に対して指導を行いました。

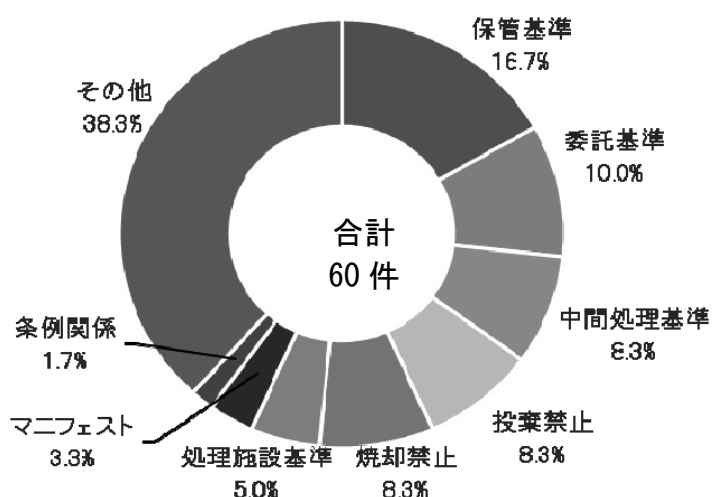
図表 2-6-4 立入検査件数と文書指示件数 （令和５年度）

区 分	立入検査件数	文書指示件数
産業廃棄物排出事業者	2,077	26
産業廃棄物処理施設	1,547	4
産業廃棄物処理業者	1,904	13
自動車リサイクル法関連業者	226	1
一般廃棄物処理施設	274	1
小型焼却炉	31	1
土地所有者等	538	2
工事発注事業者	8	0
ＰＣＢ保管業者	53	0
有害使用済機器保管等業者	7	1
計	6,665	49

（注）長野市、松本市（Ｒ２～）管轄分を除く

（資料：資源循環推進課）

図表2-6-5 主な改善指示項目 (令和5年度)



(資料：資源循環推進課)

- 排出事業者に対して、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自ら適正に処理する責任があることについて、講習会など機会を捉えて周知を行い、指導を徹底しました。
 - 放置された産業廃棄物について、必要に応じて周辺環境への影響調査などを行うとともに、行為者に対して粘り強く撤去指導を行いました。
- (2) 不法投棄等の不適正処理の防止のための体制
- 廃棄物の排出事業者及び処理業者等における不適正処理を防止し、生活環境の保全を図るとともに、廃棄物処理に対する県民の信頼確保のため迅速かつ厳正な監視指導に努めています。
 - 「市町村職員の県職員併任制度」(H17.7～)により、市町村職員も産業廃棄物処理業者等の立入検査を行いました。令和5年度は56市町村、175名の職員に併任発令を行いました。
 - 法令違反に対しては、許可の取消しを含む厳正な行政処分を実施しています。令和5年度は4件の許可取消を行っており、今後も迅速かつ厳正な行政処分により、適正処理を推進していきます。(図表2-6-6)
- また、県警察本部においては、環境犯罪に対して、今後も厳正な取締りをしていきます。(図表2-6-7)

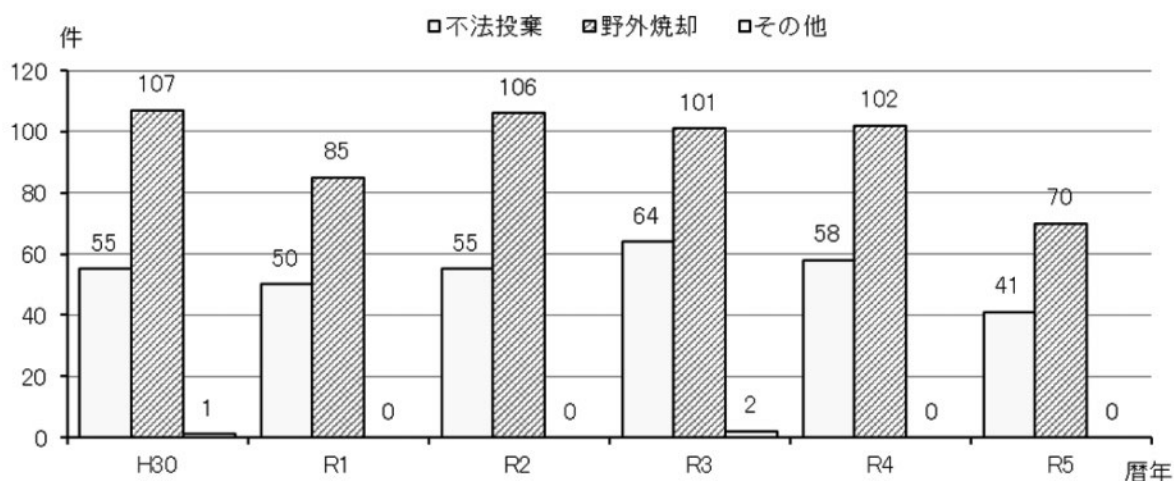
図表 2-6-6 行政処分の推移

(単位：件)

年度	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
許可取消	10	4	4	4	6	5	4
事業停止命令	3	1	1	1	0	0	0
使用停止命令	0	0	0	0	0	0	0
改善命令	0	2	0	0	0	0	0
措置命令	1	0	0	0	0	0	0
計	14	7	5	5	6	5	4

(資料：資源循環推進課)

図表2-6-7 警察において検挙した廃棄物処理法違反件数

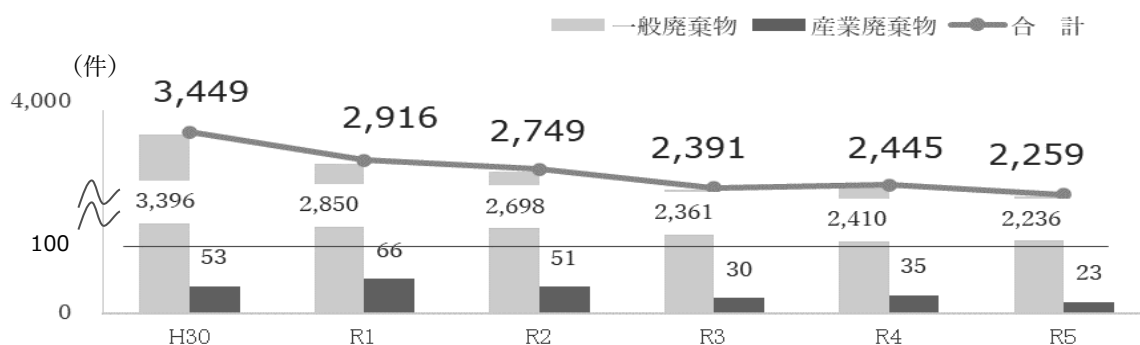


(資料提供：長野県警察)

(3) 不法投棄情報の収集

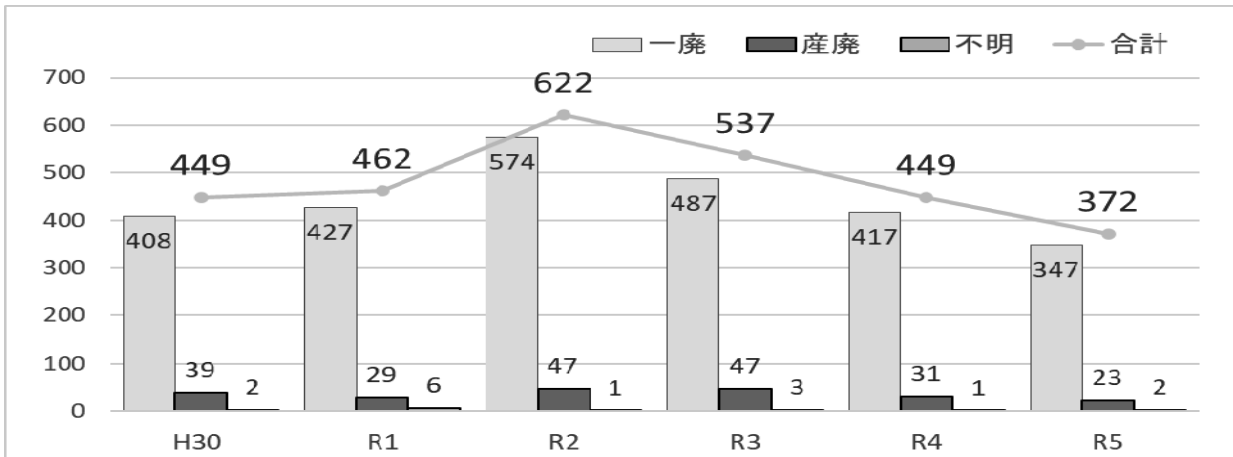
- 不法投棄監視連絡員100名による地域パトロール、職員による夜間監視など直接的な監視体制や、県に設置している不法投棄ホットライン*による県民からの直接通報など、不法投棄に関する迅速な情報収集に努めています。県内の不法投棄の発見件数はここ4年減少、内容はいずれも、一般廃棄物が9割を占めている状況です。
- 長野県森林組合連合会や長野県漁業協同組合連合会と締結している「廃棄物不法投棄の情報提供に関する基本協定」、あるいは県が事業者と締結している包括協定に基づき、不法投棄に関する情報を収集しました。
- 県が収集した市町村の取組に有益な不法投棄に関する情報等について、「不法投棄情報ながの*」による提供を行っています。

図表2-6-8 不法投棄発見件数の推移



(資料：資源循環推進課)

図表2-6-9 野外焼却発見件数の推移



(資料：資源循環推進課)

【コラム】 プラスチックスマートの推進 in 南信州

「南信州プラスチックスマート推進協議会」において、プラスチックの海洋汚染防止等の啓発をしました。

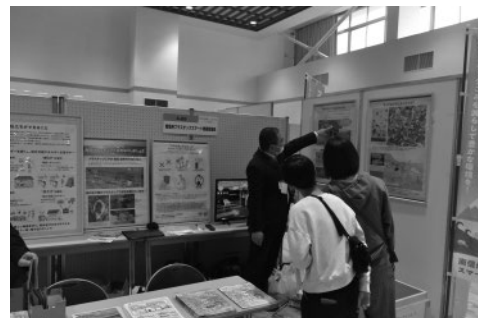
同会は、海洋プラスチックごみが世界的に問題となるなか、令和2年7月の全国一斉のレジ袋有料化を契機として、平成20年7月に設立された「南信州レジ袋削減推進協議会」を「南信州プラスチックスマート推進協議会」に改称して活動を行っています。

○令和5年度事業

- ・ 遠州灘海岸における環境学習・ウミガメ放流体験ツアーの実施
- ・ 天竜川流域での河川清掃などへの協賛
- ・ 15周年記念事業の実施
- ・ 展示パネル等を南信州環境メッセ2023で展示
- ・ 南信州プラスチックスマート推進運動月間の創設



環境学習・ウミガメ放流体験ツアー



南信州環境メッセ2023で展示

第7章 地域の特性を踏まえた取組の推進

1 標高差に着目した施策の展開（垂直ゾーニング）

山岳・高原ゾーン

国の特別天然記念物に指定され、県鳥でもあるライチョウについて、実践的な保護活動に従事できる技術者を令和4年度までに15名養成しました。また、ライチョウの目撃情報を投稿できるスマートフォンアプリ「ライポス」を令和3年度に開発し、登山者等の協力を得ながら生息状況を把握する等、多様な主体との連携による保護対策を推進しています。

また、豊かな山岳の環境を維持し、登山者の安全を確保するため、ふるさと信州寄付金や企業からの寄付金を活用し、市町村及び公益的役割を担う山小屋関係団体が行う登山道の整備・維持補修への支援を行っています。

中山間地ゾーン

水源の涵養機能など、森林の公益的機能の発揮が期待され、機能増進が必要な森林については、計画的に保安林の指定を進め、公的な整備や伐採の制限などにより森林の保全や機能増進を図っています。特に、水源林の保全を積極的に進めるため、法的な規制が及んでいない水源林については、市町村などと連携し保安林の指定を進めています。

水源の涵養や災害の防備などを目的とした保安林は年々増加しており、令和5年度末までの指定面積は、県内の森林面積の55%を占めています。保安林の目的別の構成を見ると、水源の涵養を目的とした保安林の割合が保安林全体の72%となっています。

市街地ゾーン

令和4年度のごみの総排出量は、約59.9万t（対前年度比0.3%減）で、県民1人1日当たり802g排出しており、全国トップクラスの少なさです。

また、地域主導の再生可能エネルギーを普及拡大するため、「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の活用により、市町村・建築・金融・電機・自動車販売といった関係業界と連携して普及を進めています。

2 地域別の特性と実施施策（水平ゾーニング）

【佐久】

- 「気候変動に対してどう備えるか」をテーマに佐久地域の未来を考えるゼロカーボンミーティングを実施しました。（令和6年2月16日）

事業	内容
ゼロカーボンミーティング	趣旨 ゼロカーボンの推進などにより「緩和」を図ってもある程度の気候変動は避けられないので、地域の特性を活かせるような未来のための「適応」を考える機会とする。 内容 （１）基調講演１「気候変動の現状」テレビ信州気象予報士 鈴木智恵講師 （２）基調講演２「気候変動への適応」環境保全研究所 浜田崇講師 （３）パネルディスカッション「佐久地域の未来のための『適応』」 参加者 地元住民を中心に約 80 人



ゼロカーボンミーティングの様子

- 自然環境の保全と安全で快適な公園利用を図るため、自然公園における休憩所や登山道の整備を支援しました。

図表 2-7-1 整備事業

（令和5年度）

自然公園	事業主体	整備内容	事業費 （補助金額）
上信越高原国立公園	小諸市	火山館の蓄電池交換	14,828 千円 （7,414 千円）
ハヶ岳中信高原国定公園	立科町	白樺湖畔の遊歩道整備	9,691 千円 （4,360 千円）
ハヶ岳中信高原国定公園	立科町	竜ヶ峰、見晴台園地の 遊歩道整備	3,410 千円 （1,534 千円）
ハヶ岳中信高原国定公園	佐久穂町	白駒池周辺の登山道整備	461 千円 （207 千円）



竜ヶ峰、見晴台園地（御泉水自然園）の遊歩道



白駒池の登山道

【上田】

- 身近な地球温暖化対策の具体的な方法を学ぶ機会を県民に広く提供し、2050 ゼロカーボン達成に向けた行動を促していくため「断熱改修ははじめの一步」と題して、断熱をテーマにした講演と内窓DIYワークショップを開催しました。

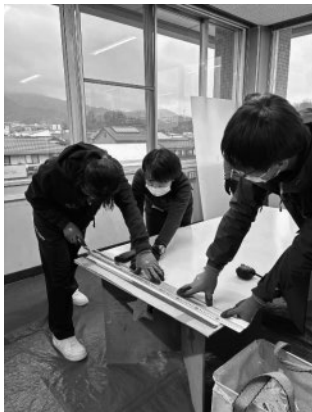
【第一部】参加者 64 名

講演 「断熱改修ははじめの一步」、ミニレクチャー「ホームセンターの内窓キットDIYのツボ」



【第二部】参加者 30 名

内窓キットDIYワークショップ



参加費無料・事前申込（申込締切 1月12日）

お申込み先 下記の申込みフォーム
またはお申込み先からお問い合わせください
<https://ul-forms-mailer.jp/form/ucd46211004183>

『断熱改修ははじめの一步』
講演＋内窓キットで
DIYワークショップ

建物の断熱ってどうやるの？ 費用がかるんじゃない？ 効果あるの？
自分でもできるの？
いま話題の「断熱」が気になる皆さんに、基本のきから、やりたく
なったらどうすればよいのか、お役立ち情報まで、断熱推進インシアタブ
合同会社代表の木下史朗さんに依頼していただきます。
また、20名限定で、ホームセンターで販売している内窓キットでの断熱
DIYを、工務店さんの指導の下に合同会社の会議室でワークショ
ップで体験します。

令和6年(2024年)1月20日(土)
上田合同庁舎(上田市材木町1-2-6)

第1部 13:00～14:20
ゼロカーボンミーティング in 上田 6階講堂
講演 「断熱改修ははじめの一步」
講師：木下史朗さん（断熱推進インシアタブ合同会社）
ミニレクチャー 「ホームセンターの内窓キットDIYのツボ」
講師：窪田智文さん（断熱会社タボタ）

第2部 14:40～16:30（定員20名）
内窓キットDIYワークショップ 301会議室
講師：窪田智文さん（断熱会社タボタ）

主催 長野県上田地域振興局
後援 上田市、豊から環境づくり上小地域協議
協賛先 「断熱改修ははじめの一步」断熱推進局
（後援者 NPO法人上田市良きふるさと）
0268-25-7134（午前9:00～16:00）
上田地域振興局環境課

上田合同庁舎
上田合同庁舎
上田合同庁舎

- 上田地域に関係する2つの自然公園（上信越高原国立公園及び八ヶ岳中信高原国定公園）の優れた自然環境の保護と適正な利用を図るため、自然公園法に基づき各種行為に対し49件の許認可等を行いました。

図表 2-7-2 行為許可・届出件数

（令和5年度）（単位：件）

区 分	許可件数				届出件数			
	総数	工作物の 新築等	土地の 形状変更	その他	総数	工作物の 新築等	土地の 形状変更	その他
上信越高原国立公園	30	26	1	3	3	1	0	2
八ヶ岳中信高原国定公園	14	11	0	3	2	2	0	0
計	44	37	1	6	5	3	0	2

【諏訪】

- 諏訪湖の水質浄化、貧酸素の軽減、沈水植物の再生しやすい環境の創出のため、大量繁茂した浮葉植物のヒシの除去を行っています。官民協働の組織「諏訪湖創生ビジョン推進会議」の構成員及び一般参加者により、手作業でのヒシの抜き取りを実施しました。

また、諏訪湖上流から流入する栄養塩類を吸収した諏訪湖のヒシを堆肥化し、地元小中学校等や各種イベントで配布して畑や花壇等で利用していただくことで、諏訪地域の環境保全や資源の地域循環に対する理解を促進しました。

図表 2-7-3 諏訪湖創生ビジョンに基づく活動状況

(令和5年度)

実施日	事業名 (実施主体)	場所	参加者	刈取面積 (ha)	ヒシ除去量 (湿潤)(トン)
7月6日 ～8日	諏訪湖創生ビジョン推進会議による ヒシの除去活動 (諏訪湖創生ビジョン推進会議)	初島周辺 (諏訪市)	147名		3.5
8月5日	諏訪湖創生ビジョン推進会議による ヒシの除去活動 [あいおいニッセイ 同和損害保険㈱からの寄付を活用] (諏訪湖創生ビジョン推進会議)	初島周辺 (諏訪市)	34名		1.5
7月1日	トヨタソーシャルフェス事業諏訪湖 ヒシ除去作業 (諏訪市、信濃毎日新聞社、諏訪市セ ーリング協会、下諏訪町連合婦人会、 諏訪湖浄化推進和限)	諏訪湖畔 (すわっこラン ド横)	91名※	※悪天候のため作業は中 止し、ヒシの学習会のみ実 施(場所:すわっこランド)	
7月8日	諏訪湖ヒシ除去体験事業 (岡谷市、環境市民会議おかや、 諏訪湖漁業協同組合)	釜口水門付近 (岡谷市)	63名	1t 令和5年度は降雨のため 短時間で作業を終了した	
7月15日	岡谷こどもエコクラブ 第2回活動「ヒシ除去体験」 (岡谷市)	十四瀬川河口 付近 (岡谷市)	28名	1t 安全のため高学年の会員 のみで実施	
7月～9月	水草刈取船 (諏訪建設事務所)	湖沿岸 (岡谷市、諏訪 市、下諏訪町)	—	64.5	656.2
合 計				64.5 (35%)※	663.2

※令和5年度の諏訪湖のヒシの最大繁茂面積に対する割合

- 霧ヶ峰において官民協働の霧ヶ峰自然環境保全協議会により、生物多様性の保全・再生を推進するため、「霧ヶ峰自然保全再生実施計画」及び「個別作業計画」に基づき、生態系に影響を及ぼすおそれのあるオオハングンソウ等の外来種の駆除と、多様な植物の生育を促すためにニッコウザサ等の優占群落の刈取を行いました。

図表 2-7-4 霧ヶ峰自然保全再生実施計画等に基づく活動状況

(令和5年度)

種別	実施地区	作業内容	作業日	参加人数	作業実績	備考
外来種駆除	池のくるみ	ハルザキヤマガラシ駆除	5月27日(土)	34人	160kg	
	車山高原	ヘラバヒメジョオン・フランスギク駆除	6月23日(金)	42人	210kg	
	強清水湿地	オオハンゴンソウ駆除	7月12日(水) 8月1日(火)	58人 39人	1,980kg 1,240kg	
	インターチェンジ草地	ヘラバヒメジョオン駆除	7月19日(水)	31人	130kg	
小計	4地区			204人	3,720kg	
草原再生	インターチェンジ草地	ススキ群落刈取・搬出・積込	8月24日(木)	38人	約0.7ha	刈取量 1,780 kg
	車山肩東	ニッコウザサ群落刈取	9月2日(土)	12人	約1.0ha	
		ニッコウザサ群落搬出	9月5日(火)	26人		
小計	2地区			76人	約1.7ha	
合計	6地区			280人	3,720kg 約1.7ha	

【コラム】 「ゼロカーボンミーティング in 諏訪」の開催

令和5年5月29日(月)に、長野県諏訪地域振興局と美しい環境づくり諏訪地域推進会議の主催、茅野市、茅野市地球温暖化対策地域協議会及び美サイクル茅野の共催により、茅野市民館において「ゼロカーボンミーティング in 諏訪」を開催しました。「一緒に考えてみませんか ZERO CARBON と諏訪のミライ」と題して、第1部では基調講演を、第2部ではパネルディスカッションを行いました。基調講演では、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻の前 真之准教授から「地域みんなが豊かになる本当の脱炭素のやり方を考えよう」をテーマに、建築物の断熱や太陽光発電等についてご講演いただきました。

パネルディスカッションでは、「諏訪地域と調和した身近なゼロカーボンを考える」をテーマに、県内の学生や事業者の方にご参加いただき、意見交換を行いました。

参加者からは、「断熱が重要であることが改めて認識できてよかった」「太陽光パネルの設置に向けて前向きに検討したい」等の意見があり、ゼロカーボン社会の実現に繋がるイベントとなりました。



【上伊那】

- 2つのアルプスによる雄大な山岳景観を活かした交流圏域づくりを進めるため、保護と活用の両面から取組を行っています。
令和5年度には、公園利用者の利便性と安全性を確保するため、2団体5箇所の登山道整備等に対して支援を行いました。

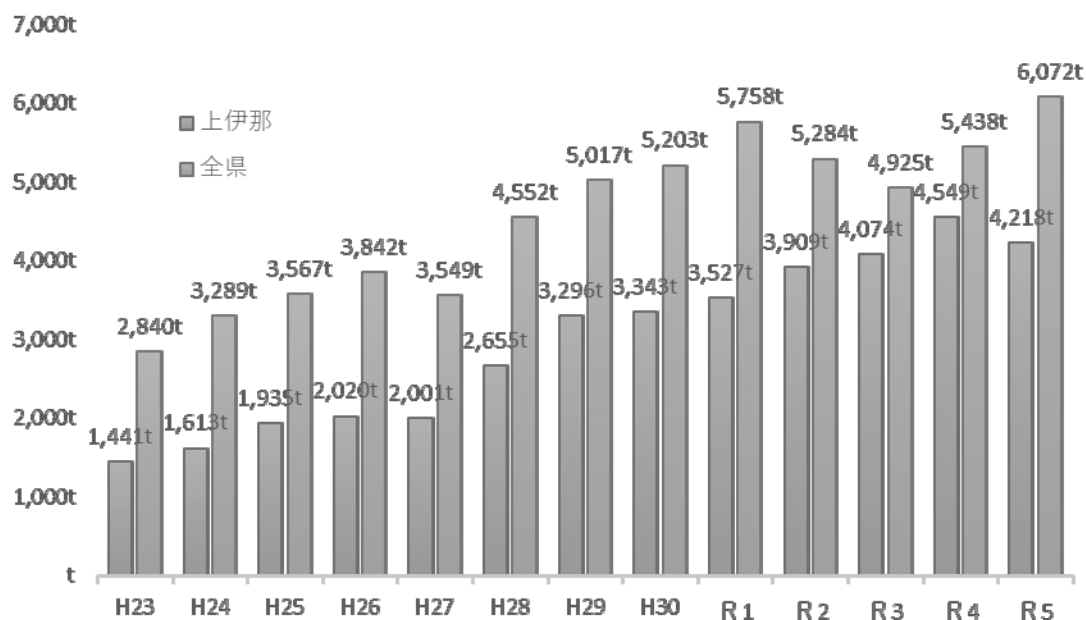
図表 2-7-5 登山道整備等の状況

(令和5年度)

山 域	箇 所	整備内容	実施主体
中央アルプス国定公園	空木岳駒石コース線	登山道整備	駒ヶ根市
	檜尾野営場	公衆トイレ新設	駒ヶ根市
	檜尾線	登山道整備	駒ヶ根市
	駒ヶ岳縦走線	登山道整備	駒ヶ根市
三峰川水系県立公園	鹿嶺高原野営場	公衆トイレ整備	伊那市

- 管内には県下の約6割を生産しているペレット生産工場があり、令和5年度の生産量は4,218tとなっています。さらに、薪ストーブを導入する家庭も多く、薪の宅配システムなど特徴的な薪の生産が行われています。「1村1自然エネルギープロジェクト」では、現在までに計23件のバイオマスエネルギーに関する取組が登録されており、県全体のバイオマスエネルギー登録の約3割となっています。

図表 2-7-6 ペレット生産量の推移



(資料：上伊那地域振興局)

【南信州】

- リニア中央新幹線工事等に伴う環境影響の低減促進の取組として、令和5年4月から5月にかけて阿智村、令和5年12月から令和6年1月にかけて喬木村、令和6年1月から2月にかけて飯田市において、あおぞら号による大気環境測定を行いました。また、令和4年3月に松川町に移動コンテナ局が設置され、継続的な環境測定が行われています。



大気環境測定車 あおぞら号



移動コンテナ局

- 南信州広域連合及び自然エネルギーの普及等に取り組む各種団体等と協働して実行委員会を組織し、「リニアとともににぎわう環境先進地を目指して」を副題に、南信州環境メッセ2023（ゼロカーボン活動推進見本市）を令和5年10月28日及び29日の2日間に渡って開催しました。

〈イベント内容〉

- ・ゼロカーボンミーティング in 南信州及びエシカルシンポジウムの開催
- ・企業・団体等のブース出展、次世代自動車等展示・試乗体験
- ・ゼロカーボン講座、脱炭素まちづくりカードゲーム体験会の実施 など

（出展団体 59 団体、来場者 1,691 人、YouTube 視聴者 298 人）



屋内ブース出展



次世代自動車等展示・試乗体験

【木曽】

- 自然環境の保全や公園利用の推進を図るため、管内町村が実施する登山道整備等に対して支援を行いました。

図表2-7-7 御嶽県立公園内の登山道整備状況

(令和5年度)

事業主体	事業費 (補助金額)	内 容
木曽町	4,117,300 円 (1,852,000 円)	黒沢線・三岳線・百間滝中の湯線の登山道整備 (ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業)



登山道整備状況(黒沢線)



登山道整備状況(三岳線)

- 木曽地域のシンボルである御嶽山が本格的な観光シーズンを迎えるにあたり、観光振興の意を込めて、官民協働で御嶽山の登山道整備を実施しました。

図表 2-7-8 御嶽山登山道整備概要

実施日時	実施場所	作業内容
令和5年7月2日(日)	王滝村 田の原	水切り工の整備、枕木整備やロープ張りなど



御嶽山の登山道整備の様子

- 面積の約93%が森林であり、森林の成熟によって利用可能な木材資源が増加しているという地域の特性を踏まえ、木質バイオマスの利用など森林資源の活用をテーマとした「ゼロカーボンミーティング in 木曽」を開催しました。

図表 2-7-9 ゼロカーボンミーティング概要

実施日時	実施場所	内容
令和6年3月8日（金） 13時半から15時	木曽合同庁舎	木質バイオマスの利用や自治体における森林資源の活用施策等に関する講演 〈講演者〉 株式会社木曽ツリーワークス 代表取締役社長 千村 格 氏 木曽町環境水道課 長瀬 透郷 生活環境係長 木曽地域振興局林務課 鈴木 直人 課長補佐兼普及林産係長



ゼロカーボンミーティングの様子

【松本】

- 上高地・乗鞍岳の貴重な自然環境の保全と利用者の快適な利用環境の確保を図るため、上高地では4月17日から11月15日まで、乗鞍岳では4月27日から10月31日までマイカーの乗り入れを規制しました。乗鞍岳では、松本市などが実施主体となり、春山バスを4月27日から6月30日まで、乗鞍高原観光センターから大雪渓肩の小屋口まで運行しました。

また、山岳環境の保全を図るため、市村や山小屋関係団体が行う自然公園や登山道などの整備に対して、令和5年度は4件（令和4年度からの繰越と令和6年度への繰越各1件を含む）の補助を実施しました。



乗鞍岳（松本市）

- 管内の令和4年度のごみ排出量は139,259tで全県の23.3%を占めており、一人一日当たり排出量は907gで全県の802gを上回っています。

令和5年度は松本保健福祉事務所福祉課、総務管理課と連携しフードドライブを年3回行い、家庭等の備蓄食料の有効活用を進め食品ロス削減の取組を実施しました。

また、松本市環境エネルギー部環境・地域エネルギー課と共催で「残さず食べよう！30・10運動」を周知するための街頭啓発活動を10月27日に松本駅前において実施しました。



残さず食べよう！30・10運動 街頭啓発の様子



令和5年 第2回フードドライブ

【北アルプス】

- 山岳の適正な利用の推進と山岳環境の持続的な保全を目的に、県が平成 28 年 3 月に定めた「山岳の環境保全及び適正利用の方針」に基づき、登山道の整備を行っています。

図表 2-7-10 自然環境整備支援事業

(令和 5 年度)

目的	国立公園において、市町村が整備した利用施設の国際化対応・老朽化対策のための施設整備等を行い、公園利用者の受入環境を整備
事業	小谷村 柵池自然園 木道整備補修 事業費 10,054 千円 補助金 5,000 千円 【6 年度へ繰越】

図表 2-7-11 ふるさと信州寄付金等活用山岳保全事業

(令和 5 年度)

目的	民間企業等の寄附を財源とした、山岳環境保全施設の維持・整備
事業	大町市 後立山連峰縦走線他 階段整備、道標設置 事業費 543 千円 補助金 244 千円
	(一社) ネオアルプス 後立山連峰縦走線他 階段整備他 事業費 1,113 千円 補助金 741 千円
	北アルプス北部山小屋組合 後立山連峰縦走線他 道標設置他 事業費 828 千円 補助金 652 千円



小谷村 柵池自然園
木道整備補修



ネオアルプス 後立山連峰縦走線他
階段整備

- 北アルプス北部山域のイメージアップを図るため、登山者用のマナーカードを作成・配布し、登山者のマナー向上と山岳環境の保全に取り組んでいます。

図表 2-7-12 北アルプス北部山域イメージアップ事業の実施状況

(令和 5 年度)

マナーカード配布枚数	内 容
35,800 枚	カード種類：8 種類 配布方法：自然保護レンジャー、山小屋、登山案内所ほか



登山者用マナーカード（左：表面、右：裏面（８種類））

【コラム】 大北地域ゼロカーボンミーティング

～大北地域と調和した地域ぐるみの取組を考える～

ゼロカーボン実現に向けた地域ぐるみの取組を考えるため、令和6年1月26日に大北地域ゼロカーボンミーティングを開催し、113名が参加しました。

基調講演では、(株)地域計画建築研究所 黒崎晋司氏から、「ゼロカーボンに向けた取組を地域で盛り上げていきましょう！」と題して、「行政主導」から「地域主導」で市民からアプローチすることの重要性や、取組のヒントやアイデアをどのように生み出すかについてご説明いただきました。

また、白馬高校の生徒や(株)レゾナック・グラフィート・ジャパン大町事業所、北アルプス森林組合、大町市長からは、日頃行っている取組の紹介があり、その後、会場参加者とも双方向でパネルディスカッションを進めました。生徒からは「環境問題に意識を持って、自分から行動できる大人になりたい。」と発言があり、会場からは大きな拍手があふれました。



基調講演



パネルディスカッション

【長野】

- 地域一丸でゼロカーボンの推進に取り組む契機とするため、長野地域管内の団体、事業者、大学等との共創により「ゼロカーボンミーティング in 長野」を開催するなど、2050 ゼロカーボン普及啓発事業を実施しました。



ゼロカーボンミーティングの様子

図表 2-7-13 長野地域版 2050 ゼロカーボン普及啓発事業

(令和5年度)

事業	内容
ゼロカーボンミーティング in 長野	日時：令和5年12月3日(日) 場所：信州・学び創造ラボ（県立長野図書館） テーマ：地域のゼロカーボンの取組を知る・気づく・実践してみる 第1部：基調講演 「長野県のめざす2050年ゼロカーボンと私たちの暮らし」 信州大学 人文学部 茅野 恒秀 准教授 第2部：事例発表 ①「戸倉上山田商工会 地域創生型ゼロカーボンチャレンジ」 戸倉上山田商工会 大槻 亮輔さん ②「食べてゼロカーボン！信州産ソルガムで地域を元気に」 長野市新産業創造推進局バイオマス推進チーム 村上 文香さん ③「飯綱町での暮らしと太陽光発電」 遠山 健幸さん ④「鬼無里での手作り太陽光発電所と薪ステーションの事業」 NPO 法人まめってえ鬼無里 小田切 奈々子さん ⑤「小布施町のゼロ・ウェイストとバイオ炭の取組」 小布施町地域おこし協力隊 古木 里菜さん、西野 竜介さん ⑥「衣類のリメイク・リユース・ロングユース」 岡学園トータルデザインアカデミーファッション科 高橋 莉玖さん、渡邊 なの子さん 第3部：登壇者によるパネルディスカッション 参加者：93名

再生可能エネルギー 学習会	日 時：令和5年11月21日（火） 場 所：野沢温泉村役場 視 察：野沢温泉中学校太陽光パネル、まくな川小水力発電所 学習会： ①「野沢温泉村の再生可能エネルギーの取組」 講師：野沢温泉村 総務課 企画財政係 金井 淳記さん ②「小水力発電の推進に向けて」 講師：長野県企業局 電気事業課 北沢 慎一さん ③「降雪地域での住宅太陽光発電の普及に向けて」 講師：石井瓦工業株式会社 Asmile 前田 豊さん 参加者：22 名
「2050 ゼロカーボン」 認知度アップ キャンペーン	期 間：令和6年1月9日（火）～2月7日（水） 内 容：ゼロカーボンクイズ（全10問）に5問以上正解した方の中から、抽選で5名にソーラーモバイルバッテリー（携帯用ソーラー充電機）をプレゼントした。 参加者：282 名（内、長野地域振興局管内在住者 108 名）

- 長野県の山岳環境の保全と持続的な利用の推進を目的として、管内市町村が実施する登山道等の整備支援を行いました。

図表 2-7-14 登山道整備の状況

（令和5年度）

事業名	事業主体	整備箇所・内容	事業費 （補助金額）
自然環境整備支援事業 （国定公園等整備事業）	長野市	中部北陸自然歩道 指導標設置	1,298 千円 （493 千円）
ふるさと信州寄付金等 活用山岳環境保全事業	長野市	妙高戸隠連山国立公園 （戸隠連峰（西岳登山道）） 鎖場改修	500 千円 （225 千円）



指導標設置



鎖場改修

【コラム】食品ロスの削減に向けて、長野駅前で街頭啓発を実施しました。

長野県では「残さず食べよう！30・10運動」として、「家庭で毎月30日と10日は冷蔵庫内の食材を点検しエコクッキングを実践しましょう」「宴会時は最初の30分と最後の10分間は自分の席について料理を楽しみ、食べ残しを減らしましょう」の2つの取組を推進しています。

長野地域振興局では、10月の食品ロス削減月間に合わせ、長野市・長野エコ活動推進本部と共同で、駅前で食品ロス削減の呼びかけを行いました。



JR長野駅前での街頭啓発の様子

【北信】

- 自然環境の保全と適正利用を推進するため、自然公園内の登山道、遊歩道等の施設整備に対し、国の自然環境整備交付金を活用して市町村（事業主体）に対する補助を行いました。

図表 2-7-15 登山道整備の状況〔自然環境整備支援事業〕（令和5年度）

市町村	内 容	事業費（補助金額）
山ノ内町	志賀山回遊線道路 測量設計	22,726 千円（11,363 千円）
	木道改修	※令和4年度から5年度にかけて実施
	志賀山回遊線道路 測量設計	1,980 千円（990 千円）
野沢温泉村	巢鷹湖野営場 管理施設設計	5,830 千円（2,451 千円）
栄村	鳥甲山登山線道路 ルート改修	3,707 千円（1,853 千円）



志賀山回遊線道路（歩道） 木道改修
（山ノ内町）



鳥甲山登山線道路 ルート改修
（栄村）

- 令和5年10月25日に北信地域の自然保護レンジャー・自然観察インストラクターを集めた合同研修会を開催しました。当日は、志賀高原（山ノ内町）にある「自然探勝コース」のうち一部を合同散策後、志賀高原総合会館98において意見交換会を行いました。



自然保護レンジャー・自然観察インストラクター合同研修会の様子

- 脱炭素社会づくりへの理解を深めるため、気候変動・ゼロカーボンの取組を学び共有する場を設け、脱炭素化に向けた普及啓発を行いました。

内 容
1 「豪雪地域における建物への太陽光パネルの設置について」(飯山市との共催) 開催日：令和5年8月1日(火) 目 的：豪雪地で実際に太陽光パネルが設置された事例紹介を通じて、北信の豪雪地での設置の可能性を共有する。 講 師：(株)三高土木、太陽光生活研究所、長野県北信建設事務所建築課
2 「ゼロカーボンミーティング in 北信州 ～観光×脱炭素～」(山ノ内町との共催) 開催日：令和5年12月13日(水) 目 的：観光資源の活用と脱炭素の取組を結び付け、環境を付加価値とした持続可能な観光地づくりについて考える。 講 師：黒川温泉観光旅館協同組合事務局長 北山 元 氏 (株)JTB企画開発プロデュースセンター／内閣府地域活性化伝道師 曾根 進 氏
3 「栄村地熱発電ワークショップ」(栄村との共催) 開催日：令和6年3月21日(木) 目 的：地熱井掘削における自主保安指針の改定について学ぶ。 講 師：(公財)中央温泉研究所(元長野県環境審議会温泉審査部会委員) 滝沢 英夫 氏 (一社)地域政策デザインオフィス／環境省脱炭素まちづくりアドバイザー 谷口 信雄 氏



(講演をする講師の曾根 進 氏)



(会 場)

ゼロカーボンミーティングの様子

資料編

1 関係図表

資料1 第五次長野県環境基本計画の実施施策

大項目	中項目	小項目
持続可能な社会の構築	環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進	環境教育・E S Dの推進 啓発活動の推進
	パートナーシップによる環境保全活動の推進	地域における協働の支援 各分野における協働の推進 海外との連携・協力
	豊かな自然やライフスタイル等の発信	信州の魅力発信による移住・交流の促進
	環境影響評価による環境保全の推進	環境影響評価制度の適切な運用 公共事業における環境配慮の推進
	環境保全に関する調査研究等の強化	環境保全に関する調査研究、情報発信の強化 調査研究等に必要の体制整備
脱炭素社会の構築	徹底的な省エネルギーの推進	運輸部門（交通）におけるエネルギー効率化 家庭部門におけるエネルギー効率化 産業・業務部門におけるエネルギー効率化
	再生可能エネルギーの普及拡大	地域主導型の再生可能エネルギーの促進 太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電、 非木質バイオマス発電、その他の発電 熱供給・熱利用 再生可能エネルギー利用の促進 再生可能エネルギーと地域の調和の促進
	総合的な地球温暖化対策	産業イノベーションの創出支援 エシカル消費の促進 プラスチックの資源循環等の推進 森林整備や木材利用による二酸化炭素の吸収・固定化等の推進 農業生産現場における取組の促進 気候危機に向けた連携と学び 気候変動への適応
生物多様性・自然環境の 保全と利用	生物多様性の保全	多様な動植物の保全対策 外来種対策の推進
	自然環境（生態系）の保全	自然が有する多面的な機能の向上と活用 持続可能な農林業の推進
	自然とのふれあいの推進	自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理 自然公園の整備と利用促進 自然体験活動の推進
水環境の保全	水源の涵（かん）養と適正な利活用	水収支の把握 地下水の涵（かん）養 水源地域の保全 水資源の適正な利活用
	安心安全な水の保全	水質監視 発生源対策 河川・湖沼の浄化対策 水に関する災害対策等
	親しみやすく生物を育む水辺環境の創出	親水性に優れた水辺づくり 水辺における生態系の保全 水辺の環境保全活動等の推進
	水環境保全に係る調査・研究及び情報発信 等の推進	水環境保全に係る調査・研究の推進 水環境保全に係る情報発信・学び等の推進

大気環境等の保全	清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保	大気環境の監視等 アスベスト（石綿）対策 騒音・振動・悪臭の防止 光害（ひかりがい）対策等 放射能対策
	化学物質による環境汚染の防止と対策	ダイオキシン類対策 その他の化学物質対策
循環型社会の形成	廃棄物の４Ｒの推進	４Ｒの推進 循環経済への転換の挑戦
	廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理体制の整備 廃棄物の不法投棄等の防止

（資料：環境政策課）

資料2 第五次長野県環境基本計画 目標の進捗状況

進捗評価の記号説明（矢印は昨年比）

- ・ A：進捗率 100%、B：進捗率 80%以上、C：進捗率 60%以上、D：進捗率 40%以上、E：進捗率 40%未満
- ・ 進捗率＝（実績値－基準値）÷（目安値－基準値）

分野	指標名	基準値	①目安値 (令和5年度)	②実績値 (令和5年度)	③進捗評価	目標値 (令和9年度)
社会システムの構築可能な	環境のためになること(環境に配慮した暮らし)を実行している人の割合	62.0% (令和3年度)	68.0%	66.9% ↗	B	80.0%
	都市農村交流人口	198,849人 (令和3年度)	362,566人	403,358人 ↗	A	690,000人
脱炭素社会の構築	温室効果ガス総排出量	13,873千t-CO ₂ (令和元年度)	13,474千t-CO ₂ (令和2年度)	13,137千t-CO ₂ ↗ (令和2年度)	A	9,633千t-CO ₂
	最終エネルギー消費量	16.5万TJ (令和元年度)	16.4万TJ (令和2年度)	16.0万TJ → (令和2年度)	A	13.5万TJ
	再生可能エネルギー生産量	3.0万TJ (令和3年度)	3.1万TJ (令和4年度)	3.0万TJ → (令和4年度)	E	3.7万TJ
	再生可能エネルギー自給率	17.2% (令和元年度)	18.5% (令和2年度)	18.3% ↗ (令和2年度)	B	27.4%
	民有林の森林整備面積	8,700ha (平成29年度～平成30年度の 平均値)	9,500ha	5,730ha →	E	9,650ha
生物の多様性と・利用自然環境	生物多様性保全パートナーシップ協定数	17件 (令和3年度)	23件	27件 →	A	34件
	自然公園利用者数	2,304万人 (令和3年度)	2,809万人	3,538万人 ↗	A	3,820万人
	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積(認定面積)	49,343ha (令和3年度)	50,161ha	49,015ha ↗	E	50,200ha
水環境の保全	河川環境基準達成率	100% (令和3年度)	100%	94.3% ↘	E	100%
	湖沼環境基準達成率	40.0% (令和3年度)	46.7%	73.3% ↗	A	60.0%
	污水处理人口普及率	98.2% (令和3年度)	98.3%	98.3% →	A	98.6%
大気環境等の保全	大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100% (令和3年度)	100.0%	100% →	A	100%
	有害大気汚染物質・ダイオキシン類 環境基準等達成率	100% (令和3年度)	100.0%	100% →	A	100%
循環型社会の形成	一般廃棄物総排出量 ※()内は1人1日当たりのごみ排出量	611千t (807g) (令和2年度)	600千t (800g) (令和4年度)	599千t ↘ (802g) (令和4年度)	A	583千t (790g) (令和7年度)
	産業廃棄物総排出量	4,482千t (平成30年度)	4,482千t	4,482千t → (平成30年度)	A	4,482千t (令和7年度)
	一般廃棄物リサイクル率	21.4% (令和2年度)	20.0%	22.0% ↘ (令和4年度)	A	20.0% (令和7年度)

(資料：環境政策課)

資料3 第五次長野県環境基本計画 参考指標の進捗状況

進捗評価の記号説明（矢印は昨年比）

- ・ A : 進捗率 100%、B : 進捗率 80%以上、C : 進捗率 60%以上、D : 進捗率 40%以上、E : 進捗率 40%未満
- ・ 進捗率 = (実績値 - 基準値) ÷ (目安値 - 基準値)

分野	参考指標	基準値	①目安値 (令和5年度)	②実績値 (令和5年度)	③進捗 評価	目標値 (令和9年度)
社会 の 可 構 築 な	環境教育計画を有する学校の割合	小学校85.0% 中学校91.4% (令和4年度)	小学校86.0% 中学校91.6%	小学校86.0% ↗ 中学校91.3% ↘	小 A 中 E	小学校90.0% 中学校92.5%
	「信州環境カレッジ」の受講者数	12,180人 (令和3年度)	13,120人	13,611人 ↗	A	15,000人
	環境保全に関する研究数	19件 (令和3年度)	20件	16件 —	E	22件
脱炭素 社会の 構築	流域下水道に係るエネルギー自給率	5.1% (平成27年度)	13.7%	13.1% ↗	B	14.0%
	企業局の水力発電の設備容量	104,655kW (令和3年度)	104,655kW	104,655kW →	A	110,864kW (令和7年度)
	二酸化炭素の吸収に寄与する都市公園の面積	15.13㎡/人 (令和3年度)	15.1㎡/人	15.4㎡/人 ↗	A	15.5㎡/人
生物多 様性・自然 環境の保 全と利用	保護回復事業計画の策定及び評価検証数	26種 (令和3年度)	29種	29種 —	A	38種
	登山道の整備路線数	62路線 (令和3年度)	64路線	63路線 —	D	72路線
	信州型自然保育(信州やまほいく)認定園が 所在する市町村数	40市町村 (令和3年度)	54市町村	46市町村 —	D	77市町村
	「開かれた里山」の整備箇所数	—	10箇所	16箇所 —	A	50箇所
	森林サービス産業実施プロジェクト数	—	10プロジェクト	10プロジェクト —	A	50プロジェクト
	化学合成農薬・化学肥料を原則50%以上削減した 栽培や有機農業に取り組む面積	2,465ha (令和3年度)	2,877ha	2,531ha —	E	3,700ha
水環 境の保 全	上水道等の基幹管路の耐震化適合率	38.4% (令和2年度)	44.2% (令和4年度)	39.7% ↗ (令和4年度)	E	50.0% (令和8年度)
	アレチウリ駆除活動の参加者数	12,752人 (令和3年度)	16,001人	21,607人 ↗	A	22,500人
大気 環境等 の保 全	自動車騒音環境基準達成率	96.1% (令和3年度)	95.6%	89.9% ↗	E	95.6%
	北陸新幹線鉄道騒音環境基準達成率	58.8% (令和3年度)	54.5%	35.7% —	E	54.5%
循環 型社会 の形 成	信州プラスチックスマート運動協力店舗数	611店 (令和3年度)	678店	678店 —	A	811店
	食べ残しを減らそう県民運動 ～e-プロジェクト～協力店登録数	886店 (令和3年度)	980店	954店 ↗	C	1,086店

(資料：環境政策課)

資料4 令和5年度長野県環境保全研究所調査研究テーマ一覧

テーマ	調査研究の概要
農薬等微量化学物質の網羅的分析手法の確立及び環境残留実態の解明に関する調査研究	新たにLC/QT0F-MSによる網羅的分析手法を導入し、微量化学物質の存在状況を網羅的に把握、リスクが懸念される物質の探索を試みるとともに、諏訪湖環境研究センターにおける効果的な化学物質モニタリング手法(体制)を検討・確立する。 また、これらの網羅的分析手法や先行研究の成果を活用し、近年生態系への影響が懸念されているネオニコチノイド系農薬等の微量化学物質について、諏訪湖等における環境残留実態を明らかにし、環境リスクを把握・評価する。 令和5年度は、予備試験及び予備調査を行った。
危機管理事案等への迅速な対応に係る研究	本研究は、地環研と国環研とのⅡ型共同研究「災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発」に参画して行う。現在、標準物質を用いずに物質の同定と半定量を可能とし、機種にも依存しない全自動同定量システム(AIQS)の構築と普及がⅡ型共同研究により進められている。その継続研究に参画することにより、危機管理事案等への迅速な対応が期待できるAIQSの導入及びそれを活用するための技術の習得を行うとともに、標準物質のデータ収集を分担することでデータライブラリの増強にも貢献する。 令和5年度は、国立環境研究所において開催されたR5年度全体会合、机上訓練に参加した。諏訪湖環境研究センターの立上業務が膨大であったため、測定等の作業はほとんど進まなかった。
諏訪湖の底質環境の特性に関する調査研究	諏訪湖では1960年代以降富栄養化による水質汚濁が著しく進んだが、水質保全計画の策定などの取組により水質は近年一定の改善傾向が見られる。一方で、ヒシの大量繁茂や貧酸素水塊の拡大による湖内生物への影響など生態系に関する課題も生じている。このような湖沼環境保全の観点からみて底質環境の改善は不可欠であり、先行研究(2017-2020)において把握された過去からの変化及び現在の底質性状が、湖沼環境へ与える影響の程度を明らかにするため、湖水に栄養塩と有機物を供給する底泥溶出の実態を定量的に把握する。また、今後類型指定される底層溶存酸素量(底層D0)と密接に関係する底泥酸素消費速度(SOD)の実態を詳細に把握し、その特性を定量的に評価するとともに、簡易測定手法を検討・確立する。 令和5年度は、底泥溶出及びSODの実態把握を進めるため、湖内6～7地点で各月の底泥溶出量、SOD測定データを蓄積し、水平分布や季節変動の詳細を把握した。
野尻湖沿岸域の水草に関する研究	野尻湖はかつて水草帯が豊富な湖であったが、ソウギョの放流などにより水草帯が喪失し水質が悪化した経過があり、水草帯の復元を目指して、地域や関係団体等との協働により約25年間にわたる検討と対策に取り組んでいる。現在もかつての姿の復元までは至らないが、平成29年度頃から自然に復元し始めた水草が確認されていることから、野尻湖は今まさに湖内水環境の重要な転換期を迎えていると推察される。令和5年度は、水草帯の復元状況及び経時変化を把握することを目的として、湖岸の23地点および湖内島(弁天島)岸1点の計24地点について調査し、すべての地点でクロモ、ヒルムシロ属等の水草が確認された。

テーマ	調査研究の概要
浅間山火山ガスの周辺環境への影響の解明	軽井沢町中央公民館局（以下、軽井沢局という。）における2016年（平成28年）2月から2022年（令和4年）6月末までの二酸化硫黄濃度、風向、風速の測定データを、気象庁観測の浅間山からの二酸化硫黄放出量と比較することで、軽井沢局において二酸化硫黄濃度の高いときは、浅間山の二酸化硫黄放出量も多いこと、逆に、浅間山の二酸化硫黄放出量が多くても、軽井沢局の二酸化硫黄濃度が高くない時期が存在することを明らかにした。また、軽井沢局における二酸化硫黄濃度の40ppb以上の測定時は、風向が北北西～西北西の風が約75%を占め、その時の平均風速は3.3m/sであること、浅間山の二酸化硫黄の放出量が多いが、軽井沢局において40ppb以上の二酸化硫黄濃度が測定されない2017年5月～9月の風向及び風速は、北北西～西北西の風が約19%を占めていたが、その時の平均風速は0.9m/sであることを明らかにした。
酸性沈着による汚染実態の把握に関する研究	本研究は全国環境研協議会酸性雨広域大気汚染調査研究部会による酸性雨全国調査の一環として実施するものである。湿性沈着については、降水時開放型採取装置を用いて1週間単位で試料採取し、その成分濃度等を測定した。また乾性沈着についてはフィルターパック法により、大気中のガス状および粒子状物質を2週間単位で採取し、その成分濃度を測定した。得られたデータについては、本県を含む全国のデータが取りまとめられ、酸性物質による全国的な汚染実態の解析が行われる。また本県で得られたデータを有効に活用し、これまでの調査結果と合わせて独自に解析を行い、本県の特徴の解明を目指す。
VOC排出インベントリを活用した大気汚染状況の把握と光化学オキシダントの削減対策の検討に関する研究	環境基準の達成率が低い光化学オキシダントについて、大気常時監視データを用いて、県内の光化学オキシダント等の汚染特性を把握するとともに、県内の発生源に由来する光化学オキシダント削減対策を検討するため、原因物質となる揮発性有機化合物（VOCs）についてVOC排出インベントリ（環境省）を解析し、県内のVOC排出状況を把握する。 令和5年度は、光化学オキシダントの汚染状況について、「光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標（環境省）」である8時間値による評価を行うため、共同研究参加機関とともに解析を試行した。また、VOC排出インベントリの解析では県内排出状況を他の都道府県の排出状況と比較し、本県の特徴について明らかにした。
河川におけるマイクロプラスチックの実態把握に関する研究	近年、海洋におけるマイクロプラスチック汚染は世界的な問題となっており、県民の関心も高い。起源の多くは河川からの流入とされているが、季節や流況によって流出量が変わることが予想されるため、1回の調査では実態を把握することは困難である。そのため、より実態を反映した結果が得られる調査方法の検討が必要である。 令和5年度は河川・湖沼マイクロプラスチック調査ガイドラインに基づいて、千曲川の1地点において季節ごと、比較的晴天が続く安定している平常時及び降雨による出水時にサンプリングを実施し、マイクロプラスチックを同定した。
最終処分場周辺地下水における自然由来等重金属検出要因の検討	県内の最終処分場に設置された観測井戸における重金属検出要因を解析し、汚染物質の起源を推定するための直接的かつ基礎的な情報を得て、一般的な傾向をみることを試みる。 令和5年度は、最終処分場周辺地下水から重金属が検出された施設の場所と地下水汚染地域情報を照らし合わせ、ヒ素及びホウ素の検出要因を推定した。また、平成17年度から令和5年度の最終処分場水質等実態調査結果をデータベース化した。

テーマ	調査研究の概要
化学物質分析法開発及び環境調査	有害性の高い化学物質について、環境省が実施している化学物質分析法開発調査の対象物質の中から物質を選定し、分析法が確立していない物質は分析法を開発する。さらに、環境中の実態を把握して化学物質による環境汚染を未然に防止することを目的に実施する。 マウスで急性毒性が確認されている1,2,4-ベンゼントリカルボン酸（水質媒体）の分析法の開発を、令和4年度にGC-MSを使用して分析法を検討したが良好な回収率が得られなかったため、令和5年度はLC-MSを使用した分析法の開発を試みた。 また、県内で排出量が多い1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン（TGIC）及びアルコール類について、河川・湖沼における残留実態を確認した。
自然共生への行動変容につながる情報デザイン	自然共生社会を実現するため、生物多様性保全と気候変動対策に関する情報を収集・分析・再構築し、県民にとってわかりやすい表現に変換する（情報デザインする）ことで、県民の行動変容につなげる。 アンケート解析の結果、保全への協力意識を高める情報提供の方法として、もともと協力的な人には簡便な情報が最も効果的な一方、非協力的な人には動画情報が最も効果的であると示唆された。文献調査と合わせると、詳細な情報提供では認知コストのマイナス効果が上回った可能性や、動画の提供は感情に訴えかけることで非協力的な人の態度を変えた可能性等が考えられた。 この結果を反映した現場への展開として、常設展示やイベントポスター作成時には大幅に文字量を減らすこととした。中学高校の探求の授業では見学受入や講師派遣を行い、上掲の資料や庁舎展示を活用した。自然保護課のwebコンテンツ制作事業へも、アニメーションの一部利用、写真やイラストの多用、文章を簡略化した資料の提案・提供を行った。
都市内グリーンインフラの環境緩和効果に関する研究	県内では都市化の進展によりみどりが減少する一方、ゼロカーボンや気候変動適応の実現のためには、都市内のみどりの増加とともにそのグリーンインフラとしての役割が重要となる。本研究では、都市のみどりがもつグリーンインフラとしての環境緩和効果を明らかにすることを目的とする。 令和5年度は、芝地舗装および透水性舗装による暑熱緩和効果を評価するため、長野市の若里公園および松本市の松本平広域公園の駐車場において気象観測およびサーモグラフィーを用いた表面温度観測を行った。また、透水性舗装の雨水浸透効果を把握するため、試験的にカメラによる舗装面の撮影を実施した。さらに、長野市の広域の緑地評価を行うため、人工衛星画像による知表面温度の情報を収集した。 なお、本研究の一部は国立環境研究所との共同研究により実施した。
絶滅のおそれのある高山遺存種の保護回復に関する調査研究	気候変動に脆弱とされ、近年ニホンジカによる植生影響も大きい長野県の高山生態系に遺存する生物のうち、特に絶滅のおそれの高いライチョウとハケ岳の高山植物の保護回復に向けて、その取組に不可欠な生態情報の収集と緊急的な保全対策を図ることを目的とする。ライチョウについては、これまでの高山帯での研究プロジェクトにおいて、高精度な生息環境情報の不足が課題とされたことから、ライチョウへのGPSテレメトリの装着によって繁殖期の詳細な環境利用特性を明らかにする。ハケ岳の高山植物については、シカの侵入激化による採食圧増大が存続危機要因となっていることから、ハケ岳固有種ヤツガタケキンポウゲ（キンポウゲ科）を中心に、防鹿柵による緊急的な保全対策を図る。令和5年度は、北アルプス爺ヶ岳周辺でのライチョウなわばり数の確認とGPS発信機の装着の試行を行った。ヤツガタケキンポウゲについては、環境省の生物多様性保全推進支援事業により生育状況の確認と防鹿柵による群落の保護を行った。

テーマ	調査研究の概要
生物多様性の主流化に向けた基盤情報の整備と情報発信	人と自然が共生する社会を目指すには、これまでの保全の取り組みに加え、さまざまな社会経済活動の中に生物多様性の保全と持続可能な利用を組み込む「主流化」が必要である。本研究では、自然資源を活用した持続可能な社会への移行を進めるために必要な情報の整備と発信、活用事例づくりを行う。 令和5年度は、次の項目で調査を実施し、行政や地域関係者等と情報の共有を図った。 ・里地里山地域からの自然共生サイト申請に向けた課題の抽出 ・生物文化多様性の実態把握と再構築に向けた地域デザインの検討 ・希少野生動植物の現状把握と保全策の検討 ・植物標本整備および国立科学博物館 Web 公開型データベース（S-Net）へのデータ提供 ・生物多様性ホットスポットの評価と白馬岳山麓へのニホンジカ侵入状況モニタリング ・霧ヶ峰で発生した林野火災の影響調査 ・アライグマ解剖分析等外来種の侵入状況調査・分析
気候変動適応に必要な基盤情報の整備と情報発信	本研究は、長野県における気候変動の適応を一層推進するため、気候変動の実態や将来予測等の研究と情報収集・分析を継続しながら、基盤情報の整備と充実を行うとともに、適応策の実施主体の求める情報を把握し、ユーザー視点に立った使いやすい情報の発信を目的とする。 令和5年度は、(1) データ収集と整理として、気象庁および長野県河川課所有の気象観測値、気候予測データセット 2022 の日本域 CMIP6 データ (NIES2020) を収集・整理した。(2) モニタリング調査として、都市気象観測、山岳地の積雪調査、市民参加型によるセミ分布調査、市民団体との協働による夏鳥の初認・初鳴き調査、生物影響調査、森林におけるオゾン観測を継続的に実施しデータの蓄積を行った。(3) 基盤情報の整備として、収集・整理したデータを用いた県内の気候変動の解析・描画をした。さらに学校における熱中症リスク情報、市民参加型生態系影響情報、県内地場産業への影響情報などの作成を進めた。(4) 情報発信として、解析・描画した気候予測値を信州気候変動適応センター (LCCAC-S) のホームページで公開した。また、主催の公開セミナー、出前講座や依頼講演等を通じて、気候変動に関する情報発信を積極的に行った。さらに、県内市町の地域気候変動適応計画策定の支援としてデータや情報の提供を行った。 なお、本研究の一部は環境研究総合推進費、環境省委託事業、文部科学省科学研究費および国立環境研究所との共同研究により実施した。

テーマ	調査研究の概要
野生鳥獣の保護管理にむけた生態及び被害対策に関する調査研究	野生鳥獣による農林水産物等の被害軽減と、野生鳥獣と地域社会の共存が行政課題となっている。本研究の目的は、本課題に資する科学的情報を提供することである。具体的には、採集試料を用いた生態解明及び野外調査による生息および被害状況の把握、統計解析による行動や生息数に関する傾向分析、被害対策に関する知識や技術の普及、である。 令和5年度は、県内で捕獲され研究所に送付されたツキノワグマ 276 頭の年齢を査定した。カモシカから採取した DNA から、緩やかな分布拡大が進んでいるが、胃内容物からは食性変化は見られずスギ・ヒノキへの加害個体はほとんど見当たらないことを把握した。ニホンジカの個体数推定からは、全県での個体数が 2017 年以降減少していないこと、現在の捕獲圧では減少傾向にすることができないことを明らかにした。生息域は北信や北アルプスにむけ拡大しており、八ヶ岳地域個体群でも高い密度が維持されていることが確かめられた。山林火災が生じた霧ヶ峰ではライトセンサス、糞粒法、センサーカメラにより火災当年の春と秋についてはニホンジカ個体数が例年通りであることを確認した。また、千曲川（上田市より下流）及び犀川（安曇野市より下流）にあるアオサギ・カワウのコロニーでは営巣数に大きな年変化はないことを確認した。
呼吸器系ウイルスの疫学等に関する調査・研究	新型コロナウイルス感染症が世界的に流行して以降、呼吸器系疾患の原因として検出されるウイルスの順位が大きく変化しており、毎年流行が確認されていたインフルエンザの流行状況が一変している。本研究では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの呼吸器系ウイルスを中心とした感染症の流行状況を把握する。また、新型コロナウイルス感染症は、全ゲノム解析検査のデータ活用等について、疫学と絡めた活用方法等について整理し、今後の感染症対策に活かせるよう検討する。また、当所の呼吸器系ウイルス検査の体制について、他項目を同時にスクリーニングできる検査法についてもあわせて検討する。 令和5年度は、インフルエンザと新型コロナウイルスの定点当たり患者数の推移や検体からのインフルエンザウイルス検出を行った。AH1pdm09 亜型が検出された一部の検体ではプローブ領域に変異があることを疑うデータが得られたため、国立感染症研究所に情報提供等を行った。これにより、全国の地方衛生研究所にプローブ配列に関する情報が提供されることとなった。
ノロウイルスをはじめとする食中毒原因病原体の疫学等に関する調査・研究	2018 年 6 月の食品衛生法の改正により、広域的な食中毒事案への対策強化や HACCP に沿った衛生管理の制度化等の措置が講じられた。本研究では、ノロウイルスをはじめとする食中毒等事例における原因病原体の遺伝子解析を含む試験データと保健所等で収集した疫学的データを総合的に分析し、関係機関と情報共有することにより、食中毒等の原因究明および拡大防止対策に寄与する。さらに、効果的な衛生管理を実施するための基礎的なデータを収集・検証し、HACCP に沿った衛生管理の指導に活用するなど、食品等事業者をはじめ、県民に対し食中毒等予防対策の正確な情報を提供することを目的とする。 令和5年度は、県内で発生した食中毒疑い事例のうち、17 事例 97 検体からノロウイルスが検出された。検出されたノロウイルスについては、ゲノムの組換えが顕著に認められる領域まで含めた遺伝子解析を行い流行株の推移や事例間の関連性を調査した。また、ノロウイルスが検出されなかった一部の事例については、保健所が収集した疫学情報から粘液胞子虫（寄生虫）が関与している可能性を疑い、1 事例から <i>Kudoa hexapunctata</i> を検出した。現在、食中毒の病因物質として指定されている粘液胞子虫はヒラメに寄生する <i>Kudoa septempunctata</i> のみであるが、その他の粘液胞子虫についても疫学情報や検出状況を集積することが、有症事例との関連性を究明する上での一助になると考える。

テーマ	調査研究の概要
風しん抗体保有状況等に関する調査・研究	風しんには有効性、安全性に優れたワクチンがあり、これを用いて風しんを排除することが世界的目標になっている。日本においても、厚生労働省が策定した「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、2021年度までに風しんの排除を達成することを目標に掲げ、発生動向調査や予防接種対策に取り組んでいる。 また、厚生労働省では予防接種法施行令等の一部を改正し、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象とした定期予防接種（第5期定期予防接種）を令和元年度から実施している。 令和5年度は、感染症流行予測調査事業を通じて県内の抗体保有状況を把握するとともに、予防接種歴等についてもあわせて調査を実施した。また、第5期定期予防接種による影響を確認するため、これまで蓄積したデータを活用し抗体保有率の変化を把握した。
感染症（食中毒を含む）原因菌の検査技術等に関する基礎的研究	細菌性の感染症や食中毒は毎年多く発生しており、当県でも原因究明のため検査を実施している。しかし、細かな検査手技等は各施設の裁量に任されており、また、検査技術に関する詳細な基礎的研究の報告は少ない。そこで本研究は、感染症等原因菌の検査技術に関する基礎的研究を実施し、得られた情報を関係機関等に還元することで、細菌性感染症及び細菌性食中毒の原因究明と検出率向上を図り、健康被害拡大防止に寄与することを目的とする。 令和5年度は、食中毒原因菌である大腸菌、セレウス菌、黄色ブドウ球菌について培地塗布時の強さと時間を変化させてその検出菌数を比較し、菌を減らさないようにする最適な条件を確認した。
食品に係る分析法の検討に関する研究	当所では長野県食品衛生監視指導計画に基づき、食品中に含まれる有害汚染物質などについて、原則公定法（通知法等）により検査を実施している。しかし、多種多様な食品を試料とする分析では、その過程で問題が生じることが多々ある。そこで、当所における食品検査で得られた結果及び知見を基に分析上の問題点を明らかにし、より正確かつ迅速な検査結果の提供を目指すとともに、精度の高い分析法の確立に努めることを目的としている。 令和5年度は、アレルギー物質試験に関する分析方法の検討を行った。
器具・容器包装等の告示試験法及び代替試験法の性能評価に関する研究	食品に用いられる器具・容器包装、おもちゃ等（以下、「器具・容器包装等」という。）の規格基準は「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）等により定められているが、平成30年6月13日に器具・容器包装等でもポジティブリスト制度の導入を含む「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、器具・容器包装等における規制対象物質の増加が見込まれるとともに、その試験法についても検討が必要になってきた。 当研究所では、厚生労働科学研究に参加し、国立医薬品食品衛生研究所、地方衛生研究所及び登録検査機関と共同し、告示試験法および代替法についての性能評価を行ってきた。 令和5年度は、厚生労働科学研究の市販製品に残存する化学物質に関する研究の蒸発残留物試験法及び総不揮発性物質試験法の試験室間共同試験に参加した。

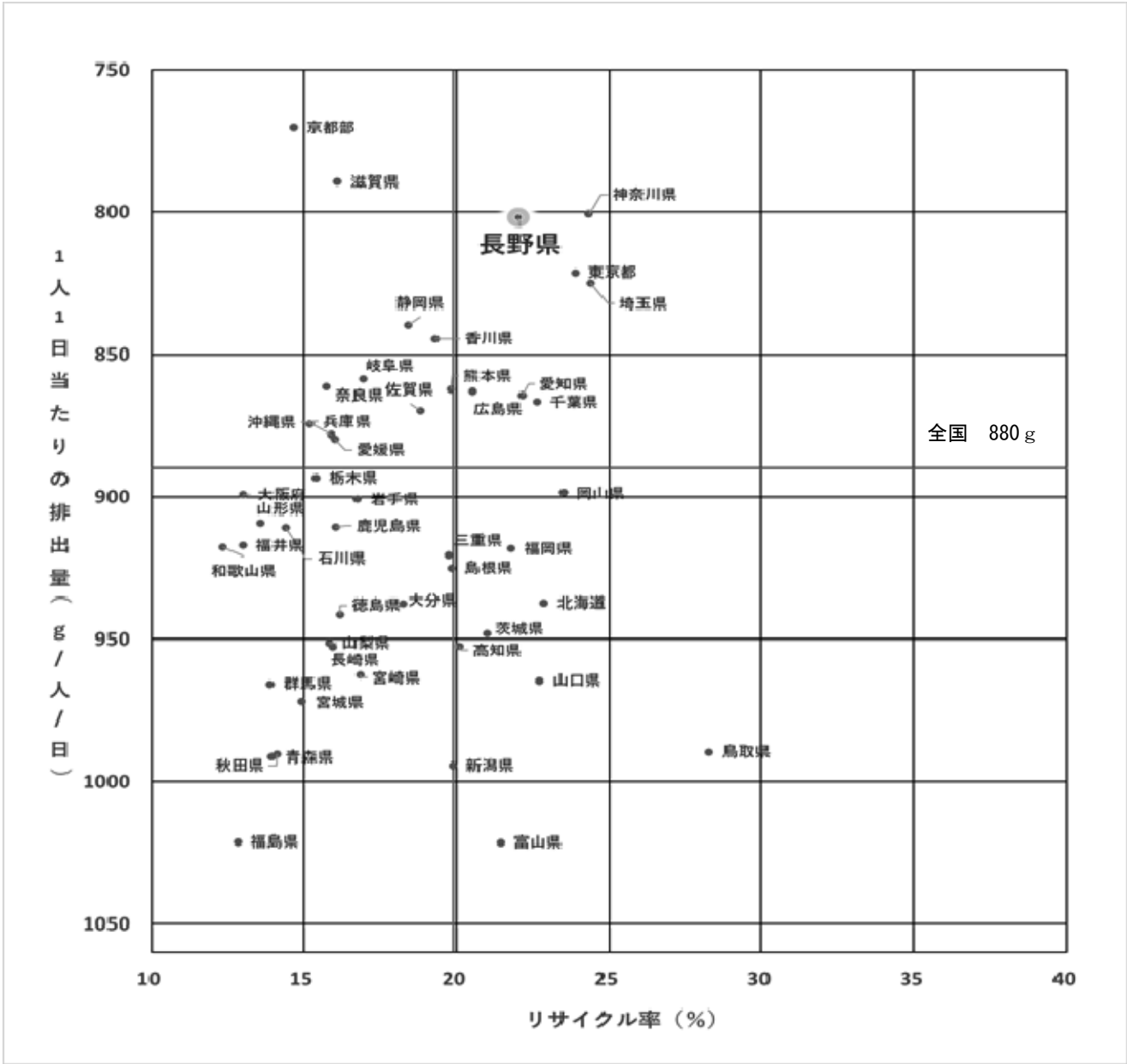
テーマ	調査研究の概要
食品中の農薬残留実態に係る研究	食品の安全・安心のため県では県内に流通する農産物等に残留する農薬について長野県食品衛生監視指導計画に基づき行政検査を実施している。この検査の過程で得られた結果を活用して県内に流通する食品中の残留農薬の実態を把握し、その結果に基づく影響を推定することで、県民のより安全な食生活の確保に繋げることを目的にしている。 特に食品収去検査において基準を超過する事例についてはその超過の要因を追跡することで、今後の農薬の適正使用と流通する食品の安全に資する。 令和5年度は引き続き農産物中の残留農薬の実態調査を実施した。また、令和4年1月に更新した GC-MS/MS に搭載されている自動同定定量システムを使用し、その有用性を検討した。

資料5 市町村等設置に係る一般廃棄物処理施設数 (令和5年4月1日現在)

種 別	施 設 数	処 理 能 力
焼却処理施設	18	2,130.6t／日
ごみ堆肥化施設	8	137.3t／日
汚泥再生処理センター	3	149kℓ／日
粗大ごみ処理施設	6	119t／日
ストックヤード	22	26,082.4m ²
最終処分場（残余容量）	35	919,266m ³

(資料：資源循環推進課)

資料6 1人1日当たりの排出量とリサイクル率の都道府県分布 (令和4年度)



資料7 し尿処理施設の設置状況

(令和5年4月1日現在)

種 別	施 設 数	処 理 能 力
し尿処理施設	23 施設	2,020kℓ／日

(注) 長野市、松本市管轄分を除く

(資料：資源循環推進課)

資料8 産業廃棄物最終処分場の設置状況

(令和5年度末現在)

区 分	設 置 数 (単位：施設)		
	事 業 者	処 理 業 者	計
安 定 型	4	10	14
管 理 型	5	5	10
遮 断 型	0	2	2
計	9	17	26

(注) 長野市、松本市管轄分を除く

(資料：資源循環推進課)

資料9 中間処理施設(許可対象施設)設置状況

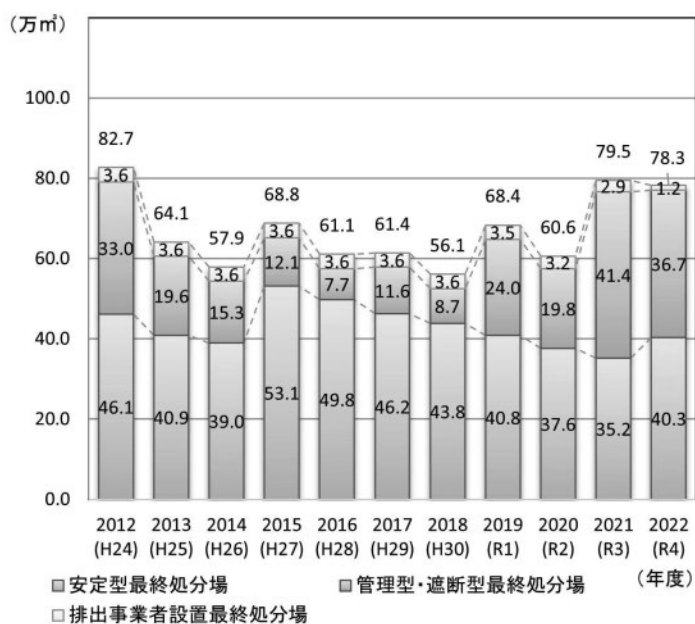
(令和5年度末現在)

区 分	設 置 数		
	事業者	処理業者	計
汚泥の脱水施設	9	7	16
汚泥の乾燥施設	0	4	4
汚泥の焼却施設	0	5	5
廃油の油水分離施設	0	5	5
廃油の焼却施設	1	4	5
廃プラスチック類の破碎施設	0	37	37
廃プラスチック類の焼却施設	0	7	7
がれき類等の破碎施設	14	261	275
汚泥のコンクリート固形化施設	0	1	1
産業廃棄物の焼却施設	0	13	13
計	24	344	368

(注) 長野市、松本市管轄分を除く

(資料：資源循環推進課)

資料10 産業廃棄物最終処分場残存容量の推移 (各年度末現在)



(注) 長野市、松本市管轄分を除く

(資料：資源循環推進課)

資料 11 長野県分別収集促進計画の収集見込量（品目ごと）の推移

（単位：t）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無色ガラス	4,799.8	4,770.6	4,742.1	4,712.8	4,688.3
茶色ガラス	3,184.3	3,153.2	3,126.3	3,094.4	3,067.3
その他ガラス	2,912.1	2,907.1	2,900.9	2,894.2	2,885.6
その他紙	3,253.9	3,222.8	3,190.8	3,165.4	3,131.0
ペットボトル	2,550.4	2,533.9	2,516.7	2,497.1	2,477.2
その他プラスチック	16,597.1	16,675.2	16,745.4	16,833.2	16,911.8
スチール製	1,906.6	1,889.6	1,875.7	1,860.2	1,845.6
アルミ	1,212.9	1,206.6	1,198.4	1,191.7	1,184.1
段ボール	7,315.9	7,248.8	7,180.6	7,113.0	7,048.9
飲料用紙パック	225.5	225.2	223.0	222.7	221.8
合計	43,958.5	43,833.0	43,699.9	43,584.7	43,461.6

（資料：資源循環推進課「第10期長野県分別収集促進計画」）

資料 12 県内の自然公園の指定状況

（令和5年度末現在）

区分	公園名	公園面積	長野県分面積	指定年月日
国立公園	中部山岳	174,323 ha	65,612 ha	昭 9. 12. 4
	上信越高原	148,194 ha	62,972 ha	24. 9. 7
	秩父多摩甲斐	126,259 ha	9,716 ha	25. 7. 10
	南アルプス	35,752 ha	14,079 ha	39. 6. 1
	妙高戸隠連山	39,772 ha	18,330 ha	平 27. 3. 27
	5 地域	524,300 ha	170,709 ha	
国定公園	ハケ岳中信高原	39,857 ha	35,769 ha	昭 39. 6. 1
	天竜奥三河	25,720 ha	5,926 ha	44. 1. 10
	妙義荒船佐久高原	13,123 ha	5,061 ha	44. 4. 10
	中央アルプス	35,116 ha	35,116 ha	令 2. 3. 27
	4 地域	113,816 ha	81,872 ha	
県立自然公園	御岳	18,764 ha	18,764 ha	昭 27. 3. 3
	三峰川水系	587 ha	587 ha	33. 5. 1
	塩嶺王城	1,340 ha	1,340 ha	39. 6. 25
	聖山高原	2,128 ha	2,128 ha	40. 7. 8
	天竜小渋水系	2,594 ha	2,594 ha	45. 12. 21
	5 地域	25,413 ha	25,413 ha	
14 地域		663,529 ha	277,994 ha	

（資料：自然保護課）

2 環境行政年表（平成 28 年度から令和 5 年度まで）

年 月	県 の 動 き	国 の 動 き
平成 28 年 5 月		・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布（H28.8 施行）
6 月		・「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布（H28.9 施行）
9 月		・「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」公布 ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布 ・「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」公布
10 月	・ライチョウ保護行政連携会議設置	
11 月		・「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布
平成 29 年 3 月	・自然公園グレードアップ構想（企業版ふるさと納税による登山道等の整備に係る地域再生計画）認定 ・「公害の防止に関する条例の一部を改正する条例」公布 ・「公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則」公布 ・「長野県水環境保全条例の一部を改正する条例」公布 ・「長野県水環境保全条例施行規則の一部を改正する規則」公布 ・「ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱」一部改正 ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導要綱の制定について」通知 ・「長野県水道ビジョン」策定 ・「小規模水道維持管理指導要綱」の一部改正 ・「飲用井戸等衛生対策要領」の一部改正	・「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」の一部改正
4 月		・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布（H29.5 一部施行、H29.10 完全施行）
5 月	・長野県水環境改善条例に基づく水道水源保全地区における行為の事前協議に関する専門委員会の設置	・「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」公布
6 月	・「長野県流域下水道下水熱利用手続要領」策定	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布（H30.4 一部施行、H32.4 完全施行） ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（H29.10 施行）
9 月	・「地域再生可能エネルギー国際会議 2017」開催	
10 月	・「長野県立自然公園条例の一部を改正する条例」公布 ・「長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則」公布	・「土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」公布 ・「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」公布

年 月	県 の 動 き	国 の 動 き
12 月		・「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」公布 ・「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令」公布 ・「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」公布 ・「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
平成 30 年 1 月		・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（H30.4 施行）
2 月		・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布（H30.4 施行）
3 月	・第四次長野県環境基本計画を策定 ・「諏訪湖創生ビジョン」策定 ・「長野県流域下水道“ZERO”エネルギープラン」策定	
4 月	・「長野県大気常時監視体制検討委員会」設置	・「改正土壌汚染対策法」第 1 段階施行
7 月	・「信州環境カレッジ」キックオフ	
9 月	・「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定」締結	・「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」公布
12 月		・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布（H31.3 施行）
平成 31 年 1 月		・「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」公布 ・「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令」公布 ・「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」公布
3 月	・「長野県の大気常時監視体制のあり方」決定	
4 月	・「信州気候変動適応センター」設置	・「自然環境保全法の一部を改正する法律」公布（R2.4 施行）
令和元年 6 月	・G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合が軽井沢町で開催 ・「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」	・「浄化槽の一部を改正する法律」公布（R2.4 施行）
9 月		・「自然公園法施行規則の一部を改正する省令」公布 ・「自然環境保全法施行令の一部を改正する政令」公布（R2.4 施行）
12 月	・気候非常事態の宣言、2050 ゼロカーボンを決意	
令和 2 年 3 月	・第 6 期野尻湖水質保全計画の策定 ・中央アルプス国定公園の指定（中央アルプス県立公園を国定化） ・御岳県立公園の公園計画の変更 ・「長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則」公布 ・「浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例」公布（R2.4 施行） ・「浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」公布（R2.4 施行）	
4 月	・「長野県気候危機突破方針」策定	・「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」公布
6 月		・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布 ・「公害紛争処理法」の一部改正

年 月	県 の 動 き	国 の 動 き
7 月	・「長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則」公布	
9 月	・「長野県脱炭素社会づくり条例」可決・成立	
10 月	・「長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例」公布 ・「長野県水道事業広域連携推進協議会」設立	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布 ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令」公布
11 月	・「長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則」公布	
12 月		・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布
令和 3 年 2 月	・「長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則」公布 ・長野県廃棄物処理計画（第 5 期）策定	
3 月		・「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布
5 月		・「自然公園法の一部を改正する法律」公布 ・「みどりの食料システム戦略」策定
6 月	・「長野県ゼロカーボン戦略」策定	・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」公布（R4. 4 施行）
7 月	・「長野県自然公園施設条例」公布（R4. 4 施行） ・「長野県自然公園施設管理規則」公布（R4. 4 施行）	
9 月		・「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布（R3. 12 施行） ・「自然公園法施行令の一部を改正する政令」公布（R4. 4 施行）
10 月	・「公害の防止に関する条例の一部を改正する条例」公布（R3. 10 一部施行、R4. 4 完全施行）	・「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」公布（R4. 4 施行） ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」公布（R4. 4 施行） ・「地球温暖化対策計画」閣議決定
令和 4 年 3 月	・「長野県立自然公園条例の一部を改正する条例」公布（R4. 4 施行）※ ¹ ・「長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（R4. 4 施行）※ ¹ ※ 1 罰則に係る規定は令和 4 年 7 月 1 日施行 ・「長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例」公布※ ² ※ 2 建築物環境エネルギー性能等検討制度に係る規定は R5. 4 施行 ・「長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則」公布（R4. 3 一部施行、R5. 4 完全施行）	・「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」及び「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令」公布 ・「自然公園法施行規則の一部を改正する省令」公布
4 月	・霧ヶ峰自然保護センターリニューアルオープン	
5 月		・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布 ・「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」公布（R4. 7 施行） ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」公布
6 月		・御嶽山地域を国定公園の指定候補地に選定
8 月	・御嶽山ビジターセンターオープン	
令和 5 年 1 月	・くらしふと信州の拠点オープン ・三峰川水系県立公園の公園計画変更	

年 月	県 の 動 き	国 の 動 き
3 月	・「第五次長野県環境基本計画」策定 ・「長野県生活排水処理構想（2022 改定版）」策定 ・「長野県みどりの食料システム戦略推進計画（長野県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画）」策定 ・「第4期長野県有機農業推進計画」施行 ・「長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則」公布（R5.4 施行） ・新たな「長野県森林づくり指針」を策定	・「生物多様性国家戦略 2023-2030」閣議決定
7 月	・企業局電力の県庁舎への自己託送の開始	
10 月	・「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」公布（R6.4 施行）	
令和6年3月	・「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則」公布	・「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令」及び「水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令」公布（R6.4 施行） ※大腸菌群数に係る規定は R7.4 施行

3 市町村における環境基本条例の制定、環境基本計画の策定状況（令和6年4月1日現在）

（1）環境基本条例の制定状況

市町村名	条 例 名	制定・改正年月日
長野市	長野市環境基本条例	平成9年3月27日
松本市	松本市環境基本条例	平成10年3月13日
上田市	上田市環境基本条例	平成19年3月20日
岡谷市	岡谷市環境基本条例	平成10年12月22日
飯田市	飯田市環境基本条例	平成9年3月27日
諏訪市	諏訪市環境基本条例	平成12年3月28日
須坂市	須坂市環境基本条例	平成29年3月24日
小諸市	小諸市環境条例	平成29年6月27日
伊那市	伊那市環境保全条例	平成25年3月18日
駒ヶ根市	駒ヶ根市環境保全条例	平成8年3月21日
中野市	中野市環境基本条例	平成17年4月1日
大町市	大町市環境保全に関する条例	令和2年12月23日
飯山市	飯山市環境基本条例	平成11年3月25日
茅野市	茅野市環境にやさしいまちづくり条例	平成11年3月16日
塩尻市	塩尻市環境基本条例	平成9年12月25日
佐久市	佐久市環境基本条例	平成17年4月1日
千曲市	千曲市環境基本条例	平成15年9月1日
東御市	東御市環境をよくする条例	平成16年4月1日
安曇野市	安曇野市環境基本条例	平成29年12月25日
南牧村	南牧村美しいむらづくり条例	平成19年4月1日
北相木村	北相木村環境保全条例	平成15年12月10日
佐久穂町	佐久穂町環境保全条例	令和4年6月23日
軽井沢町	軽井沢町環境基本条例	令和3年6月25日
御代田町	御代田町環境保全条例	令和6年3月15日
長和町	長和町自然環境保全条例	平成17年10月1日
下諏訪町	下諏訪町環境基本条例	平成13年12月21日
富士見町	富士見町環境保全条例	昭和53年12月25日
原村	原村環境保全条例	平成9年3月26日
辰野町	辰野町環境基本条例	平成10年3月24日
箕輪町	箕輪町環境保全条例	平成9年3月19日
飯島町	飯島町さわやか環境保全条例	平成29年8月1日
南箕輪村	南箕輪村環境基本条例	平成13年9月21日
中川村	中川村環境保全条例	平成9年12月11日
宮田村	宮田村環境保全条例	平成30年9月20日
松川町	松川町環境保全条例	平成11年6月22日
高森町	高森町環境保全条例	平成11年3月26日
平谷村	平谷村自然環境保全条例	平成3年4月25日
下條村	下條村自然環境保全条例	平成17年6月22日
根羽村	根羽村自然環境保全条例	平成16年3月9日
豊丘村	豊丘村環境保全条例	平成25年4月1日
大鹿村	大鹿村美しい村づくり条例	平成23年3月18日
上松町	上松町環境基本条例	平成30年6月21日
南木曽町	南木曽町環境基本条例	平成29年12月15日
木祖村	源流の里 木祖村環境保全条例	平成26年3月19日
大桑村	大桑村環境基本条例	平成28年6月16日
木曽町	木曽町環境基本条例	平成20年7月1日
麻績村	麻績村環境保全条例	平成5年3月31日
山形村	山形村環境基本条例	平成14年12月19日
朝日村	朝日村環境基本条例	平成14年6月21日

筑北村	筑北村環境保全条例	平成17年10月11日
池田町	池田町環境保全に関する条例	昭和49年3月27日
松川村	松川村環境保全に関する条例	昭和48年9月25日
坂城町	坂城町生活環境保全条例	平成28年9月21日
小布施町	小布施町生活環境保全に関する条例	昭和53年4月1日
高山村	高山村地球にやさしい環境基本条例	平成27年12月14日
木島平村	木島平村環境保全に関する条例	昭和47年3月20日
信濃町	信濃町環境基本条例	平成16年3月22日
飯綱町	飯綱町環境基本条例	平成18年3月24日

(2) 環境基本計画の策定状況

市町村名	計 画 名	策定・改定年月日
長野市	第3次長野市環境基本計画	令和4年4月1日
松本市	経済・社会とつなぐ まつもと環境戦略 (第4次松本市環境基本計画)	令和3年8月30日
上田市	第2次上田市環境基本計画 (中間見直し版)	令和5年3月
岡谷市	第4次岡谷市環境基本計画	令和2年4月1日
飯田市	環境計画(21' いいだ環境 プラン第5次改訂版)	令和3年4月
諏訪市	第3次諏訪市環境基本計画 (一部改訂)	令和4年3月 (令和6年3月)
須坂市	第3次須坂市環境基本計画	令和3年3月
小諸市	第3次小諸市環境基本計画	令和6年3月
伊那市	第2次伊那市環境基本計画	令和2年3月31日
駒ヶ根市	駒ヶ根市第3次環境基本計画	平成30年4月1日
中野市	第2次中野市環境基本計画	平成30年3月
大町市	大町市環境基本計画	平成15年3月
飯山市	第3次飯山市環境基本計画	令和4年3月
茅野市	第2次茅野市環境基本計画 (改定版)	令和6年8月
塩尻市	第3次塩尻市環境基本計画	令和6年4月
佐久市	第2次佐久市環境基本計画 (改訂版)	令和5年3月
千曲市	第2次千曲市環境基本計画	平成28年3月
東御市	第2次東御市環境基本計画	平成28年2月
安曇野市	第2次安曇野市環境基本計画	令和5年3月
軽井沢町	軽井沢町環境基本計画	令和5年12月
下諏訪町	第3次下諏訪町環境基本計画	令和3年3月
辰野町	辰野町環境基本計画	令和2年7月
箕輪町	箕輪町第4次環境基本計画	令和4年7月1日
飯島町	飯島町第6次環境基本計画	令和5年2月
南箕輪村	南箕輪村環境基本計画 (第2次見直し)	令和4年3月
中川村	第3次中川村環境基本計画	令和2年9月
宮田村	宮田村環境基本計画(第2次)	平成20年3月
松川町	第4次松川町環境基本計画	令和2年3月16日
高森町	第3次高森町環境基本計画	令和4年3月
豊丘村	第2次豊丘村環境基本計画	令和5年4月
木曽町	第3次木曽町環境基本計画	令和6年1月
山形村	第5次山形村環境基本計画	令和6年3月
朝日村	朝日村第3次環境基本計画	令和2年3月
筑北村	筑北村環境基本計画 (中間見直し版)	平成29年4月1日
高山村	第2期高山村地球にやさしい 環境基本計画	令和4年4月
信濃町	信濃町第2次環境基本計画	平成27年12月
飯綱町	第2次飯綱町環境基本計画 (令和5年度改定版)	令和5年10月

4 市町村環境行政組織一覧

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化対策担当課・係
長野市	環境保全温暖化対策課 環境保全担当 TEL:026-224-8034 FAX:026-224-5108 E-mail:kankyo@city.nagano.lg.jp	環境保全温暖化対策課 環境企画担当 TEL:026-224-5034 FAX:026-224-5108 E-mail:kankyo@city.nagano.lg.jp		生活環境課（一般廃棄物） TEL:026-224-5035 FAX:026-224-8909 E-mail:seikatukankyo@city.nagano.lg.jp 廃棄物対策課（産業廃棄物） TEL:026-224-7320 FAX:026-224-5108 E-mail:haitai@city.nagano.lg.jp	環境保全温暖化対策課 温暖化対策担当 TEL:026-224-7532 FAX:026-224-5108 E-mail:kankyo@city.nagano.lg.jp
松本市	環境保全課環境保全担当 TEL:0263-34-3267 FAX:0263-34-3202 E-mail:kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp	環境・地域エネルギー課環境政策担当 TEL:0263-34-3268 FAX:0263-34-3202 E-mail:s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp		環境・地域エネルギー課 （一般廃棄物処理計画に関する こと） TEL:0263-34-3268 FAX:0263-34-3202 E-mail:s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp 環境保全課生活衛生担当 （し尿・浄化槽に関する こと） TEL:0263-34-3024 FAX:0263-34-3202 E-mail:kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp 廃棄物対策課許可担当 （廃棄物処理に係る許可に 関すること） TEL:0263-47-1350 FAX:0263-40-1335 E-mail:haikibutsu-t@city.matsumoto.lg.jp 廃棄物対策課監視指導担当 （産業廃棄物関連指導に 関すること） TEL:0263-47-1350 FAX:0263-40-1335 E-mail:haikibutsu-t@city.matsumoto.lg.jp 環境業務課 廃棄物減量推進担当・業務担当 （上記以外の業務に 関すること） TEL:0263-47-1096 FAX:0263-40-1335 E-mail:kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp	環境・地域エネルギー課 温暖化対策エネルギー担当 TEL:0263-34-3268 FAX:0263-34-3202 E-mail:s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp
上田市	環境政策課環境保全担当 TEL:0268-23-5120 FAX:0268-22-4127 E-mail:kankyo@city.ueda.nagano.jp		真田市民サービス課 生活環境担当 （上信越高原国立公園（菅平高 原）に関する こと） TEL:0268-72-0154 FAX:0268-72-4140 E-mail:ssimin@city.ueda.nagano.jp 武石市民サービス課 生活環境担当 （ハケ岳中信高原国定公園 （美ヶ原高原）に 関すること） TEL:0268-85-2312 FAX:0268-85-2313 E-mail:tsimin@city.ueda.nagano.jp	廃棄物対策課 リサイクル推進係・廃棄物指導係 （一般廃棄物に 関すること） TEL:0268-22-0666 FAX:0268-26-0815 E-mail:haiki@city.ueda.nagano.jp ごみ減量企画室ごみ減量企画係 （ごみの減量化及び再資源化 の企画等に 関すること） TEL:0268-22-0666 FAX:0268-26-0815 E-mail:genryo@city.ueda.nagano.jp 環境政策課環境保全担当 （浄化槽に 関すること） TEL:0268-23-5120 FAX:0268-22-4127 E-mail:kankyo@city.ueda.nagano.jp	環境政策課ゼロカーボン シティ推進担当 TEL:0268-71-6428 FAX:0268-22-4127 E-mail:kankyo@city.ueda.nagano.jp
岡谷市	環境課環境政策・ゼロカーボン推進担当 TEL:0266-23-4811（内線1445、1446） FAX:0266-22-7281 E-mail:seisou@city.okaya.lg.jp		土木課公園緑化担当 TEL:0266-23-4811 （内線1319、1320） FAX:0266-23-5400 E-mail:doboku@city.okaya.lg.jp	環境課資源化担当 TEL:0266-23-4811 （内線1447、1448） FAX:0266-22-7281 E-mail:seisou@city.okaya.lg.jp	環境課環境政策・ ゼロカーボン推進担当 TEL:0266-23-4811 （内線1445、1446） FAX:0266-22-7281 E-mail:seisou@city.okaya.lg.jp

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化対策担当課・係
飯田市	環境課環境保全係 TEL:0265-22-4511 (内線 5463) FAX:0265-22-4673 E-mail:ikankyou@city.iida.lg.jp		商業観光課観光係 TEL:0265-22-4852 FAX:0265-22-4567 E-mail:shoukan@city.iida.lg.jp	環境課廃棄物対策係 TEL:0265-22-4511 (内線 5464) FAX:0265-22-4673 E-mail:ikankyou@city.iida.lg.jp	ゼロカーボンシティ推進課 気候変動対策係、 地域エネルギー政策係 TEL:0265-22-4511 (内線 5471~5475) FAX:0265-22-4673 E-mail:sakugen_co2@city.iida.lg.jp
諏訪市	環境課環境保全係 TEL:0266-52-4141 (内線 214、215) FAX:0266-57-0660 E-mail:kankyou@city.suwa.lg.jp			環境課環境衛生係 TEL:0266-52-4141 (内線 211、212) FAX:0266-57-0660 E-mail:kankyou@city.suwa.lg.jp	ゼロカーボンシティ推進室 TEL:0266-52-4141 (内線 214) FAX:0266-57-0660 E-mail:zero-carbon@city.suwa.lg.jp
須坂市	生活環境課環境政策係 TEL:026-248-9019 FAX:026-246-0750 E-mail:s-seikatsukankyou@city.suzaka.lg.jp			生活環境課廃棄物対策係 TEL:026-248-9019 FAX:026-246-0750 E-mail:s-seikatsukankyou@city.suzaka.lg.jp	生活環境課環境政策係 TEL:026-248-9019 FAX:026-246-0750 E-mail:s-seikatsukankyou@city.suzaka.lg.jp
小諸市	生活環境課生活環境係 TEL:0267-22-1700 (内線 2274) FAX:0267-23-8857 E-mail:kankyou@city.komoro.lg.jp			生活環境課ごみ減量推進係 TEL:0267-22-1700 (内線 2271) FAX:0267-23-8857 E-mail:genryo@city.komoro.lg.jp	ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係 (※生活環境係兼務) TEL:0267-22-1700 (内線 2275) FAX:0267-23-8857 E-mail:zeroc@city.komoro.lg.jp
伊那市	生活環境課環境衛生係 TEL:0265-78-4111 (内線 2213) FAX:0265-73-4151 E-mail:sei@inacity.jp	生活環境課環境政策係 TEL:0265-78-4111 (内線 2211) FAX:0265-73-4151 E-mail:sei@inacity.jp		生活環境課環境衛生係 TEL:0265-78-4111 (内線 2215) FAX:0265-73-4151 E-mail:sei@inacity.jp	生活環境課環境政策係 TEL:0265-78-4111 (内線 2211) FAX:0265-73-4151 E-mail:sei@inacity.jp
駒ヶ根市	生活環境課環境衛生係 TEL:0265-83-2111 (内線 542、543) FAX:0265-83-1278 E-mail:kankyo-ei@city.komagane.lg.jp	生活環境課環境保全係 TEL:0265-83-2111 (内線 541、542) FAX:0265-83-1278 E-mail:kankyo-ho@city.komagane.lg.jp		生活環境課環境衛生係 TEL:0265-83-2111 (内線 542、543) FAX:0265-83-1278 E-mail:kankyo-ei@city.komagane.lg.jp	生活環境課環境保全係 TEL:0265-83-2111 (内線 541、542) FAX:0265-83-1278 E-mail:kankyo-ho@city.komagane.lg.jp
中野市	生活環境課環境係 TEL:0269-22-2111 (内線 247) FAX:0269-22-5923 E-mail:kankyo@city.nakano.nagano.jp			生活環境課衛生係 TEL:0269-22-2111 (内線 245) FAX:0269-22-5923 E-mail:kankyo@city.nakano.nagano.jp	生活環境課環境係 TEL:0269-22-2111 (内線 247) FAX:0269-22-5923 E-mail:kankyo@city.nakano.nagano.jp
大町市	生活環境課環境保全係 TEL:0261-22-0420 (内線 465) FAX:0261-23-4304 E-mail:seikatsu@city.omachi.nagano.jp	①生活環境課環境保全係 TEL:0261-22-0420 (内線 465) FAX:0261-23-4304 E-mail:seikatsu@city.omachi.nagano.jp ②教育委員会山岳博物館 TEL:0261-22-0211 FAX:0261-21-2133 E-mail:sanpaku@city.omachi.nagano.jp ③教育委員会生涯学習課文化財係 TEL:0261-23-4760 FAX:0261-23-4773 E-mail:bunkazai@city.omachi.nagano.jp	①生活環境課環境保全係 TEL:0261-22-0420 (内線 465) FAX:0261-23-4304 E-mail:seikatsu@city.omachi.nagano.jp ②観光文化課観光企画係 TEL:0261-22-0420 (内線 561、562) FAX:0261-23-4660 E-mail:kankou@city.omachi.nagano.jp	生活環境課環境衛生係 TEL:0261-22-0420 (内線 461、462) FAX:0261-23-4304 E-mail:seikatsu@city.omachi.nagano.jp	生活環境課環境保全係 TEL:0261-22-0420 (内線 465) FAX:0261-23-4304 E-mail:seikatsu@city.omachi.nagano.jp
飯山市	市民環境課生活環境係 TEL:0269-67-0726 FAX:0269-62-3127 E-mail:shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp				ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係 TEL:0269-67-0732 FAX:0269-62-3127 E-mail:zerocarbon@city.iiyama.nagano.jp
茅野市	環境課公害衛生係 TEL:0266-72-2101 (内線 264、265) FAX:0266-82-0236 E-mail:kankyo@city.chino.lg.jp	環境課環境保全係 TEL:0266-72-2101 (内線 262、263) FAX:0266-82-0236 E-mail:kankyo@city.chino.lg.jp		美サイクルセンター業務係 TEL:0266-72-2905 又は 2101 (内線 380、381、382) FAX:0266-71-1634 E-mail:bisaikuru.c@city.chino.lg.jp	ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進係 TEL:0266-72-2101 (内線 272) FAX:0266-82-0236 E-mail:zerocarbon@city.chino.lg.jp

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化対策担当課・係
塩 尻 市	生活環境課環境係 TEL:0263-52-0744 FAX:0263-54-7661 E-mail:kankyo@city.shiojiri.lg.jp			生活環境課廃棄物対策係 TEL:0263-52-0679 FAX:0263-54-7661 E-mail:kankyo@city.shiojiri.lg.jp	生活環境課環境係 TEL:0263-52-0744 FAX:0263-54-7661 E-mail:kankyo@city.shiojiri.lg.jp
佐 久 市	環境政策課環境保全係 TEL:0267-62-2917 FAX:0267-62-2289 E-mail:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp	①公園緑地課公園管理係 TEL:0267-62-3424 FAX:0267-63-7750 E-mail:koenryokuti@city.saku.nagano.jp ②環境政策課環境政策係 TEL:0267-62-2917 FAX:0267-62-2289 E-mail:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp	公園緑地課公園管理係 TEL:0267-62-3424 FAX:0267-63-7750 E-mail:koenryokuti@city.saku.nagano.jp	生活環境課環境衛生係 TEL:0267-62-3094 FAX:0267-62-2289 E-mail:seikan@city.saku.nagano.jp	環境政策課環境政策係 TEL:0267-62-2917 FAX:0267-62-2289 E-mail:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp
千 曲 市	環境課環境政策係 TEL:026-273-1111（内線 2201、2202） FAX:026-273-1924 E-mail:kankyou@city.chikuma.lg.jp			環境課リサイクル推進係 TEL:026-273-1111 （内線 2221、2222、2223） FAX:026-273-1924 E-mail:haiki@city.chikuma.lg.jp	環境課環境政策係 TEL:026-273-1111 （内線 2201、2202） FAX:026-273-1924 E-mail:kankyou@city.chikuma.lg.jp
東 御 市	生活環境課生活安全係 TEL:0268-64-5896 FAX:0268-63-6908 E-mail:seikan@city.tomi.nagano.jp		商工観光課観光係 TEL:0268-64-5895 FAX:0268-64-5881 E-mail:kanko@city.tomi.nagano.jp	生活環境課 クリーンリサイクル係 TEL:0268-63-6814 FAX:0268-63-6814 E-mail:clean-center@city.tomi.nagano.jp	生活環境課 ゼロカーボン推進係 TEL:0268-64-5896 FAX:0268-63-6908 E-mail:seikan@city.tomi.nagano.jp
安曇野市	環境課環境保全係 TEL:0263-71-2491 FAX:0263-72-3176 E-mail:kankyou@city.azumino.lg.jp	環境課環境政策担当 TEL:0263-71-2492 FAX:0263-72-3176 E-mail:kankyou@city.azumino.lg.jp		環境課資源循環推進担当 TEL:0263-71-2490 FAX:0263-72-3176 E-mail:haikibutsutaisaku@city.azumino.lg.jp	ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係 TEL:0263-71-2085 FAX:0263-72-3176 E-mail:zerocarbon@city.azumino.lg.jp
小 海 町	町民課生活環境係 TEL:0267-92-2525 FAX:0267-92-4335 E-mail:koumi@koumi-town.jp	産業建設課農林係 TEL:0267-92-2525 FAX:0267-92-4335 E-mail:koumi@koumi-town.jp	産業建設課商工観光係 TEL:0267-92-2525 FAX:0267-92-4335 E-mail:koumi@koumi-town.jp	町民課生活環境係 TEL:0267-92-2525 FAX:0267-92-4335 E-mail:koumi@koumi-town.jp	
川 上 村	建設課環境係 TEL:0267-97-2124 FAX:0267-97-2125 E-mail:kankyou@vill.kawakami.nagano.jp	産業課商工観光係 TEL:0267-97-2123 FAX:0267-97-2125 E-mail:shinkou@vill.kawakami.nagano.jp		建設課環境係 TEL:0267-97-2124 FAX:0267-97-2125 E-mail:kankyou@vill.kawakami.nagano.jp	
南 牧 村	産業建設課環境衛生係 TEL:0267-96-2211 FAX:0267-96-2227 E-mail:kankyoueisei@vill.minamimaki.nagano.jp		産業建設課商工観光係 TEL:0267-96-2211 FAX:0267-96-2227 E-mail:shouko@vill.minamimaki.nagano.jp	産業建設課環境衛生係 TEL:0267-96-2211 FAX:0267-96-2227 E-mail:kankyoueisei@vill.minamimaki.nagano.jp	
南相木村	総務課総務係 TEL:0267-78-2121 FAX:0267-78-2139 E-mail:kankyou@vill.minamiaiki.lg.jp		住民課住民係 TEL:0267-78-1050 FAX:0267-78-1051 E-mail:jyumin@vill.minamiaiki.lg.jp	総務課総務係 TEL:0267-78-2121 FAX:0267-78-2139 E-mail:kankyou@vill.minamiaiki.lg.jp	
北相木村	住民福祉課 TEL:0267-77-2111 FAX:0267-77-2879 E-mail:jyuminhukusi@vill.kitaaiki.nagano.jp	経済建設課 TEL:0267-77-2111 FAX:0267-77-2879 E-mail:keizaikensetu@vill.kitaaiki.nagano.jp		住民福祉課 TEL:0267-77-2111 FAX:0267-77-2879 E-mail:jyuminhukusi@vill.kitaaiki.nagano.jp	総務企画課 TEL:0267-77-2111 FAX:0267-77-2879 E-mail:soumukikaku@vill.kitaaiki.nagano.jp
佐久穂町	住民税務課生活環境係 TEL:0267-86-2552 FAX:0267-86-2633 E-mail:seikatukankyou@town.sakuho.nagano.jp				
軽井沢町	環境課衛生係 TEL:0267-45-8556（内線 148） FAX:0267-46-3165 E-mail:eisei@town.karuizawa.nagano.jp	環境課自然保護対策係 TEL:0267-45-8556（内線 146） FAX:0267-46-3165 E-mail:shizen@town.karuizawa.nagano.jp		環境課衛生係 TEL:0267-45-8556（内線 148） FAX:0267-46-3165 E-mail:eisei@town.karuizawa.nagano.jp	環境課環境政策係 TEL:0267-45-8556 （内線 149） FAX:0267-46-3165 E-mail:kankyoseisaku@town.karuizawa.nagano.jp
御代田町	町民課環境衛生係 TEL:0267-32-3114 FAX:0267-32-3929 E-mail:kan-eisei@town.miyota.nagano.jp	産業経済課商工観光係 TEL:0267-32-3113 FAX:0267-32-3929 E-mail:shokan@town.miyota.nagano.jp		町民課環境衛生係 TEL:0267-32-3114 FAX:0267-32-3929 E-mail:kan-eisei@town.miyota.nagano.jp	
立 科 町	建設環境課生活環境係 TEL:0267-88-8411 FAX:0267-56-2310 E-mail:t-kankyou@town.tateshina.nagano.jp		産業振興課観光商工係 TEL:0267-88-8412 FAX:0267-56-2310 E-mail:kankou@town.tateshina.nagano.jp	建設環境課生活環境係 TEL:0267-88-8411 FAX:0267-56-2310 E-mail:t-kankyou@town.tateshina.nagano.jp	

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化対策担当課・係
青木村	住民福祉課保健衛生係 TEL:0268-49-0111 (内線 141) FAX:0268-49-3670 E-mail:webmaster@vill.aoki.nagano.jp		建設農林課建設係 TEL:0268-49-0111 (内線 133) FAX:0268-49-3670 E-mail:webmaster@vill.aoki.nagano.jp	住民福祉課保健衛生係 TEL:0268-49-0111 (内線 141) FAX:0268-49-3670 E-mail:webmaster@vill.aoki.nagano.jp	(全般) 住民福祉課保健衛生係 TEL:0268-49-0111 (内線 141) FAX:0268-49-3670 E-mail:webmaster@vill.aoki.nagano.jp (再生可能エネルギー・景観関係) 総務企画課企画財政係 TEL:0268-49-0111 (内線 111) FAX:0268-49-3670 E-mail:webmaster@vill.aoki.nagano.jp
長和町	住民生活課環境温暖化対策係 TEL:0268-75-2081 FAX:0268-68-4011 E-mail:kankyo@town.nagano-nagawa.lg.jp				
下諏訪町	住民環境課環境衛生係 TEL:0266-27-1111 (内線 142) FAX:0266-28-9936 E-mail:kankyou@town.shimosuwa.lg.jp	産業振興課観光係 TEL:0266-27-1111 (内線 272) FAX:0266-28-1511 E-mail:kankou@town.shimosuwa.lg.jp		住民環境課環境衛生係 TEL:0266-27-1111 (内線 141) FAX:0266-28-9936 E-mail:kankyou@town.shimosuwa.lg.jp	住民環境課 ゼロカーボン推進室 TEL:0266-27-1111 (内線 142) FAX:0266-28-9936 E-mail:zerocarbon@town.shimosuwa.lg.jp
富士見町	建設課環境係 TEL:0266-62-9114 FAX:0266-62-4481 E-mail:kensetsu@town.fujimi.lg.jp	総務課企画統計係 TEL:0266-62-9332 FAX:0266-62-4481 E-mail:kikakutoukei@town.fujimi.lg.jp	産業課商業観光係 TEL:0266-62-9342 FAX:0266-62-4481 E-mail:kankou@town.fujimi.lg.jp	建設課環境係 TEL:0266-62-9114 FAX:0266-62-4481 E-mail:kensetsu@town.fujimi.lg.jp	
原村	建設水道課環境係 TEL:0266-79-7933 FAX:0266-79-5504 E-mail:kankyo@vill.hara.lg.jp		商工観光課商工観光係 TEL:0266-79-7929 FAX:0266-79-5504 E-mail:shokan@vill.hara.lg.jp	建設水道課環境係 TEL:0266-79-7933 FAX:0266-79-5504 E-mail:kankyo@vill.hara.lg.jp	
辰野町	住民税務課生活環境係 TEL:0266-41-1111 (内線 2114、2115) FAX:0266-41-0575 E-mail:ch-seikatu@town.tatsuno.lg.jp				総務課ゼロカーボン推進室 TEL:0266-41-1111 (内線 2212) FAX:0266-41-3976 E-mail:soumu@town.tatsuno.lg.jp
箕輪町	くらしの安全安心課生活環境・交通係 TEL:0265-79-3154 FAX:0265-79-0230 E-mail:kurashi@town.minowa.lg.jp				総務課ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進係 TEL:0265-79-3144 FAX:0265-79-0230 E-mail:zero@town.minowa.lg.jp
飯島町	住民税務課生活環境係 TEL:0265-86-3111 (内線 155) FAX:0265-86-2225 E-mail:jyumin@town.iijima.lg.jp		地域創造課魅力デザイン係 TEL:0265-86-3111 (内線 126) FAX:0265-86-2051 E-mail:chisou@town.iijima.lg.jp	住民税務課生活環境係 TEL:0265-86-3111 (内線 155) FAX:0265-86-2225 E-mail:jyumin@town.iijima.lg.jp	
南箕輪村	住民環境課生活環境係 TEL:0265-72-2106 FAX:0265-73-9799 E-mail:seikatsu-c@vill.minamiminowa.lg.jp				
中川村	建設環境課環境係 TEL:0265-88-3001 (59、63) FAX:0265-88-3890 E-mail:kankyo@vill.nagano-nakagawa.lg.jp				
宮田村	住民課住民係 TEL:0265-85-3183 FAX:0265-85-4725 E-mail:kankyo@vill.miyada.nagano.jp				みらい創造課協働係 TEL:0265-85-3181 FAX:0265-85-4725 E-mail:kikaku@vill.miyada.nagano.jp
松川町	住民税務課環境係 TEL:0265-36-7046 FAX:0265-36-5091 E-mail:jyuuzei@town.matsukawa.lg.jp	産業観光課農林係 TEL:0265-36-7027 FAX:0265-36-5091 E-mail:sangyou@town.matsukawa.lg.jp		住民税務課環境係 TEL:0265-36-7046 FAX:0265-36-5091 E-mail:jyuuzei@town.matsukawa.lg.jp	
高森町	環境水道課環境係 TEL:0265-35-9409 FAX:0265-35-6854 E-mail:kansui@town.nagano-takamori.lg.jp		産業課森林保全係 TEL:0265-35-9405 FAX:0265-35-8294 E-mail:sangyo@town.nagano-takamori.lg.jp	環境水道課環境係 TEL:0265-35-9409 FAX:0265-35-6854 E-mail:kansui@town.nagano-takamori.lg.jp	

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化対策担当課・係
阿 南 町	建設環境課環境水道係 TEL:0260-22-4053 FAX:0260-22-2576 E-mail:kankyo@town.anan.nagano.jp				
阿 智 村	環境課環境係 TEL:0265-43-5513 FAX:0265-43-3940 E-mail:kankyo@vill.achi.lg.jp		商工観光課観光係 TEL:0265-43-5514 FAX:0265-43-2230 E-mail:kanko@vill.achi.lg.jp	環境課環境係 TEL:0265-43-5513 FAX:0265-43-3940 E-mail:kankyo@vill.achi.lg.jp	
平 谷 村	住民課 TEL:0265-48-2211（内線 33） FAX:0265-48-2212 E-mail:juumin@vill.hiraya.lg.jp	産業建設課 TEL:0265-48-2211（内線 43） FAX:0265-48-2212 E-mail:sanken@vill.hiraya.lg.jp		住民課 TEL:0265-48-2211（内線 33） FAX:0265-48-2212 E-mail:juumin@vill.hiraya.lg.jp	
根 羽 村	住民課住民環境係 TEL:0265-49-2111 FAX:0265-49-2277 E-mail:eisei@vill.neba.lg.jp	振興課産業係 TEL:0265-49-2111 FAX:0265-49-2277 E-mail:shinkou4102@nebamura.jp		住民課住民環境係 TEL:0265-49-2111 FAX:0265-49-2277 E-mail:eisei@vill.neba.lg.jp	
下 條 村	振興課・建設係 TEL:0260-27-2311（内線 111） FAX:0260-27-3536 E-mail:sjkensetu@vill-shimojo.jp				
売 木 村	住民課 TEL:0260-28-2311 FAX:0260-28-2135 E-mail:jumin@urugi.jp				
天 龍 村	建設課環境水道係 TEL:0260-32-1022 FAX:0260-32-2525 E-mail:seikan@vill.tenryu.lg.jp				
泰 阜 村	住民福祉課住宅水道係 TEL:0260-26-2111 FAX:0260-26-2553 E-mail:kankyou@vill.yasuoka.lg.jp				
喬 木 村	生活環境課環境林務係 TEL:0265-33-5127 FAX:0265-33-4511 E-mail:kankyou@vill.takagi.lg.jp				
豊 丘 村	建設環境課環境係 TEL:0265-35-9057 FAX:0265-35-9065 E-mail:kankyo@vill.nagano-toyooka.lg.jp				
大 鹿 村	住民税務課住民係 TEL:0265-39-2001（内線 231） FAX:0265-39-2269 E-mail:jyuu-zei@vill.ooshika.lg.jp	産業建設課商工観光係 TEL:0265-39-2001（内線 230） FAX:0265-39-2269 E-mail:kanko@vill.ooshika.lg.jp		住民税務課住民係 TEL:0265-39-2001（内線 231） FAX:0265-39-2269 E-mail:jyuu-zei@vill.ooshika.lg.jp	
上 松 町	住民福祉課生活環境係 TEL:0264-52-4802 FAX:0264-52-2150 E-mail:seikan@town.agematsu.nagano.jp	産業観光課商工観光係 TEL:0264-52-4804 FAX:0264-52-2150 E-mail:syokan@town.agematsu.nagano.jp		住民福祉課生活環境係 TEL:0264-52-4802 FAX:0264-52-2150 E-mail:seikan@town.agematsu.nagano.jp	
南木曽町	建設環境課環境住宅係 TEL:0264-57-2001（内線 166） FAX:0264-57-2270 E-mail:kankyou@town.nagiso.lg.jp	産業観光課商工観光係 TEL:0264-57-2001（内線 158） FAX:0264-57-2270 E-mail:kankou@town.nagiso.lg.jp		建設環境課環境住宅係 TEL:0264-57-2001（内線 166） FAX:0264-57-2270 E-mail:kankyou@town.nagiso.lg.jp	
木 祖 村	住民福祉課住民係 TEL:0264-36-2001 FAX:0264-36-3344 E-mail:kankyou@kisomura.com	産業振興課商工観光係 TEL:0264-36-2001 FAX:0264-36-3344 E-mail:kankou@kisomura.com		住民福祉課住民係 TEL:0264-36-2001 FAX:0264-36-3344 E-mail:kankyou@kisomura.com	
王 滝 村	経済産業課環境水道係 TEL:0264-48-2001 FAX:0264-48-2172 E-mail:seikatsu@vill.otaki.nagano.jp	経済産業課観光係 TEL:0264-48-2001 FAX:0264-48-2172 E-mail:kanko@vill.otaki.nagano.jp	福祉健康課住民係 TEL:0264-48-2001 FAX:0264-48-2172 E-mail:seikatsu@vill.otaki.nagano.jp	経済産業課環境水道係 TEL:0264-48-2001 FAX:0264-48-2172 E-mail:seikatsu@vill.otaki.nagano.jp	
大 桑 村	住民課生活環境係 TEL:0264-55-3080（内線 161） FAX:0264-55-4134 E-mail:kankyo@vill.okuwa.lg.jp	産業振興課商工観光係 TEL:0264-55-3080（内線 133） FAX:0264-55-4134 E-mail:syokan@vill.okuwa.lg.jp		住民課生活環境係 TEL:0264-55-3080（内線 161） FAX:0264-55-4134 E-mail:kankyo@vill.okuwa.lg.jp	
木 曽 町	環境水道課生活環境係 TEL:0264-22-3320 FAX:0264-24-3601 E-mail:kankyo_ct@town.kiso.lg.jp	観光商工課観光係 TEL:0264-22-4285 FAX:0264-24-3602 E-mail:kanko@town.kiso.lg.jp		環境水道課生活環境係 TEL:0264-22-3320 FAX:0264-24-3601 E-mail:kankyo_ct@town.kiso.lg.jp	

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化対策担当課・係
麻 績 村	住民課環境衛生係 TEL:0263-67-4854 FAX:0263-67-3094 E-mail:omi-jumin@vill.omi.lg.jp				
生 坂 村	住民課生活環境係 TEL:0263-69-3113 FAX:0263-69-3115 E-mail:jumin@vill.ikusaka.nagano.jp	振興課産業係 TEL:0263-69-3112 FAX:0263-69-3115 E-mail:sinkoka@vill.ikusaka.nagano.jp		住民課生活環境係 TEL:0263-69-3113 FAX:0263-69-3115 E-mail:jumin@vill.ikusaka.nagano.jp	
山 形 村	住民課環境係 TEL:0263-98-3112 FAX:0263-98-3078 E-mail:kankyo@vill.nagano-yamagata.lg.jp				
朝 日 村	建設環境課 TEL:0263-99-4103 FAX:0263-99-2745 E-mail:kensetsu@vill.asahi.nagano.jp				
筑 北 村	住民福祉課住民係 TEL:0263-66-2606 FAX:0263-66-3370 E-mail:jyumin@vill.chikuhoku.lg.jp				
池 田 町	住民課環境係 TEL:0261-62-2203 FAX:0261-62-9404 E-mail:kankyo@town.ikeda.nagano.jp			住民課環境係 TEL:0261-62-2203 FAX:0261-62-9404 E-mail:kankyo@town.ikeda.nagano.jp	
松 川 村	住民課生活環境係 TEL:0261-62-3112 FAX:0261-62-9405 E-mail:kankyou@vill.matsukawa.nagano.jp	①経済課農林係 TEL:0261-62-3109 FAX:0261-62-9405 E-mail:nourin@vill.matsukawa.nagano.jp ②住民課生活環境係 TEL:0261-62-3112 FAX:0261-62-9405 E-mail:kankyou@vill.matsukawa.nagano.jp	総務課政策企画係 TEL:0261-62-3111 FAX:0261-62-9405 E-mail:s-kikaku@vill.matsukawa.nagano.jp	住民課生活環境係 TEL:0261-62-3112 FAX:0261-62-9405 E-mail:kankyou@vill.matsukawa.nagano.jp	
白 馬 村	住民課環境衛生係 TEL:0261-85-0715 FAX:0261-72-7001 E-mail:jumin@vill.hakuba.lg.jp	総務課情報環境係 TEL:0261-72-7002 FAX:0261-72-7001 E-mail:somu@vill.hakuba.lg.jp		住民課環境衛生係 TEL:0261-85-0715 FAX:0261-72-7001 E-mail:jumin@vill.hakuba.lg.jp	総務課情報環境係 TEL:0261-72-7002 FAX:0261-72-7001 E-mail:somu@vill.hakuba.lg.jp
小 谷 村	住民福祉課住民係 TEL:0261-82-2581 FAX:0261-82-2232 E-mail:zyumin@vill.otari.lg.jp	観光振興課観光商工係 TEL:0261-82-2585 FAX:0261-82-2232 E-mail:kanko@vill.otari.lg.jp		住民福祉課住民係 TEL:0261-82-2581 FAX:0261-82-2232 E-mail:zyumin@vill.otari.lg.jp	総務課企画財政係 TEL:0261-82-2038 FAX:0261-82-2232 E-mail:kikakuzaisei@vill.otari.lg.jp
坂 城 町	住民環境課環境保全係 TEL:0268-75-6204 FAX:0268-82-8307 E-mail:kankyou@town.sakaki.lg.jp			住民環境課環境保全係 TEL:0268-75-6204 FAX:0268-82-8307 E-mail:kankyou@town.sakaki.lg.jp	
小布施町	企画財政課環境ランドデザイン推進室 TEL:026-214-9102 FAX:026-247-3113 E-mail:kankyo@town.obuse.nagano.jp				
高 山 村	住民税務課生活環境係 TEL:026-214-9267 FAX:026-248-0066 E-mail:jumin@vill.takayama.nagano.jp	産業振興課商工観光係 TEL:026-214-9296 FAX:026-248-0066 E-mail:sangyou@vill.takayama.nagano.jp		住民税務課生活環境係 TEL:026-214-9267 FAX:026-248-0066 E-mail:jumin@vill.takayama.nagano.jp	
山ノ内町	住民税務課住民環境係 TEL:0269-33-3118 FAX:0269-33-1109 E-mail:jumin@town.yamanouchi.lg.jp	産業振興課国立公園係 TEL:0269-33-1107 FAX:0269-33-1104 E-mail:kanko@town.yamanouchi.lg.jp		住民税務課住民環境係 TEL:0269-33-3118 FAX:0269-33-1109 E-mail:jumin@town.yamanouchi.lg.jp	未来創造課地域創造係 TEL:0269-33-3113 FAX:0269-33-4527 E-mail:sozo@town.yamanouchi.lg.jp
木島平村	民生課生活環境係 TEL:0269-82-3111（内線 122） FAX:0269-82-4121 E-mail:kankyo@vill.kijimadaira.lg.jp	産業課商工観光係 TEL:0269-82-3111（内線 134、135） FAX:0269-82-4121 E-mail:shokan@vill.kijimadaira.lg.jp		民生課生活環境係 TEL:0269-82-3111（内線 122） FAX:0269-82-4121 E-mail:kankyo@vill.kijimadaira.lg.jp	総務課政策情報係 TEL:0269-82-3111（内線 115） FAX:0269-82-4121 E-mail:seisaku@vill.kijimadaira.lg.jp
野沢温泉村	民生課住民係 TEL:0269-85-3112 FAX:0269-85-4760 E-mail:jusei@vill.nozawaonsen.nagano.jp	観光産業課観光施設係 TEL:0269-85-3114 FAX:0269-85-3803 E-mail:shoko@vill.nozawaonsen.nagano.jp		民生課住民係 TEL:0269-85-3112 FAX:0269-85-4760 E-mail:jusei@vill.nozawaonsen.nagano.jp	

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化対策担当課・係
信濃町	住民福祉課環境係 TEL:026-255-5924 FAX:026-255-6207 E-mail:kankyou@town.shinano.lg.jp	産業観光課 商工観光・癒しの森係 TEL:026-255-3114 FAX:026-255-4470 E-mail:syokoukankou@town.shinano.lg.jp	建設水道課管理・国土調査係 TEL:026-255-5922 FAX:026-255-5460 E-mail:kanri@town.shinano.lg.jp	住民福祉課環境係 TEL:026-255-5924 FAX:026-255-6207 E-mail:kankyou@town.shinano.lg.jp	
小川村	住民福祉課住民係 TEL:026-269-2323 FAX:026-269-3578 E-mail:kankyo@vill.ogawa.nagano.jp				
飯綱町	住民環境課生活環境係 TEL:026-253-4762 FAX:026-253-6887 E-mail:seikan@town.iizuna.nagano.jp	産業環境課商工観光係 TEL:026-253-4765 FAX:026-253-6889 E-mail:kanko@town.iizuna.nagano.jp	住民環境課生活環境係 TEL:026-253-4762 FAX:026-253-6887 E-mail:seikan@town.iizuna.nagano.jp	①住民環境課生活環境係 TEL:026-253-4762 FAX:026-253-6887 E-mail:seikan@town.iizuna.nagano.jp ②企画課企画係 TEL:026-253-2512 FAX:026-253-5055 E-mail:kikaku@town.iizuna.nagano.jp	
栄村	民生課 TEL:0269-87-3114 FAX:0269-87-3083 E-mail:kankyo@vill.sakae.nagano.jp	教育委員会 TEL:0269-87-3118 FAX:0269-87-1025 E-mail:syougai@vill.sakae.nagano.jp	商工観光課 TEL:0269-87-3355 FAX:0269-87-2208 E-mail:kankou@vill.sakae.nagano.jp	民生課 TEL:0269-87-3114 FAX:0269-87-3083 E-mail:kankyo@vill.sakae.nagano.jp	

5 | 環境関係用語の解説

※ページは本文中で最初に記載されているページ

	用語	ページ	解説
ア	アスベスト	77	石綿。天然にできた鉱物繊維で、熱に強く摩耗に強い、丈夫で変化しにくい等の特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきたが、繊維は、髪の毛の5,000分の1と細かいため飛散しやすく、吸い込んだ場合、20～50年で肺ガンや中皮腫になる可能性があることから、現在国を挙げて対策に取り組んでいる。
イ	一般粉じん	76	物の破砕、選別等に伴い発生し、飛散する物質（粉じん）のうち、アスベスト（特定粉じん）以外の粉じん
エ	栄養塩類	71	植物性プランクトンなどの植物体の生育に不可欠なケイ素、りん、窒素などの元素を含む塩類
	エコツーリズム	60	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動
	エネルギー供給温暖化対策計画書制度	36	エネルギー供給者側から温暖化対策や再生可能エネルギーの普及・供給拡大を促進するため、県内に電気を供給している事業者を対象に、最大3か年の温暖化対策等の促進に係る計画書と毎年度の実施状況等報告書の作成・提出・公表を求めるもの
オ	汚濁負荷	9	陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質により水環境に与える負荷のこと
	温室効果ガス	8	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより気温上昇をもたらす気体の総称。地球温暖化対策推進法において規定されている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO ₂ ）・メタン（CH ₄ ）・一酸化二窒素（N ₂ O）・ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）・パーフルオロカーボン類（PFCs）・六フッ化硫黄（SF ₆ ）・三フッ化窒素（NF ₃ ）の7種類
カ	外来生物	8	国外や国内の他地域から、ある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布を越えて生息又は生育することとなる生物種
	合併処理浄化槽	69	下水道、農業集落排水に接続しない個人宅等に設置される污水处理施設で、し尿と生活雑排水を併せて処理する方式の浄化槽 ⇒cf. 単独処理浄化槽（用語解説P144）
	環境影響評価制度	23	大規模な開発事業を実施する際に、事業者自らが、あらかじめ、環境に与える影響を住民や関係自治体などの意見を聴きながら、調査・予測・評価し、環境に配慮した事業にしていけるための制度
	環境基準	9	大気の汚染、水質の汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたもの
	環境配慮型トイレ	52	し尿の処理方式が地下浸透方式（垂れ流し）でないトイレ。処理方式によっていくつかの種類があり、し尿を微生物に分解させるバイオトイレや、し尿を溜めたタンクをヘリコプター等により搬出するカートリッジ式トイレ等がある。

	用語	ページ	解説
カ	慣行水利権	67	旧河川法（明治29年法律第71号）施行以前あるいは河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける法定河川（一級、二級、準用河川）として指定される以前から、特定の者による排他継続的な事実上の水の支配をもとに社会的に承認された権利をいわゆる慣行水利権といい、これについては、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされる。
キ	企業版ふるさと納税	20	企業が、本社所在地以外の地方公共団体が行う地方創生を推進するための事業に対する寄付を行った場合に、税額控除の特例が受けられる制度
	気候変動	1	大気の状態（気候）が様々な要因により、様々な時間スケールで変動すること。気候変動の要因としては、自然要因と人為的要因がある。自然要因には海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾル（大気中の微粒子）の増加、太陽活動の変化などがある。人為的要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがある。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。
	希少野生動植物	48	生息数が少なく、まれにしか見ることが出来ない動植物のこと。レッドリストに掲載された種や、「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動植物種（捕獲・殺傷等禁止）、国際希少野生動植物種（国際取引の規制）その他、分布が局限される固有種などを指して使われる。
	希少野生動植物保護監視員	49	長野県希少野生動植物保護条例に基づき、県の委嘱（自然保護レンジャー等の中から一定の知識・経験を有する者を委嘱）により、希少野生動植物の生息・生育地の監視活動を行うボランティア
	郷土環境保全地域	57	長野県自然環境保全条例により、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境を形成している地域などを保全するため長野県知事が指定している地域
	許可水利権	67	河川法（昭和39年法律第167号）第23条の規定による許可を受けた水利権。水利権とは、特定の目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、河川の流水を占有（排他的・継続的に使用）する権利をいう。
ケ	景観育成基準	42	県又は市町村が地域の景観特性に応じ、景観法に基づき策定する景観計画において、建築物もしくは工作物の配置、規模、形態意匠、色彩、敷地の緑化等について定めた基準
コ	光化学オキシダント	9	工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。主成分はオゾンであり、人や植物に有害である。
	こどもエコクラブ	14	子どもたちが地域において主体的に環境教育や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つことを支援するために、公益財団法人日本環境協会が幼児から高校生までを対象に参加を呼びかけている環境活動クラブ

	用語	ページ	解説
サ	30by30	52	2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（C O P 15）で採択された。国では目標達成に向け、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上等に取り組むこととしている。
	再生可能エネルギー	8	太陽光や太陽熱、水力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと
	里地里山	8	長い歴史の中で、様々な人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される地域
	山岳の環境保全及び適正利用の方針	9	2016（平成28）年度に開催した長野県山岳環境連絡会において、登山安全条例の規定に基づき、長野県が策定した方針。近年の登山者の多様化や増加等による山岳環境への影響（登山道周辺の崩壊、高山植物の踏み荒し等）を防ぎ、安全な登山が行えるよう、登山道の整備及び維持管理と山岳の適正利用に関する統一ルールを定めた。
シ	事業活動温暖化対策計画書制度	30	温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者を対象として、最大3か年の温室効果ガスの排出抑制に係る計画書と毎年度の実施状況等報告書の作成・提出・公表を求めるもの
	自然エネルギー信州ネット	18	平成23年7月末に設立された産学官民連携・協働で自然エネルギー普及に取り組む全県ネットワーク組織で、359の個人・団体の会員数を有する（平成31年1月現在）。地域レベルでは連携する17の地域協議会の設立支援や地域特性を生かした普及モデルの構築など、県内における先進的な自然エネルギー事業の普及及び推進を図っている。
	自然環境保全地域	57	高山性植生や優れた天然林など、自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣又は都道府県知事が指定する地域。特別地区・普通地区等に分けられ、一定の行為が規制される。
	自然共生サイト	52	民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（企業緑地、里地里山、都市緑地、社寺林等）を、環境省が認定するもの。認定された区域をO E C M国際データベースに登録することで、企業や団体の貢献が明示できる。
	自然公園	8	優れた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園・国定公園と、県が指定する県立自然公園の3種類がある。
	自然保護レンジャー	49	県の委嘱により、自然公園などにおける動植物の保護や施設の適切な利用指導を行うボランティア
	準多量排出事業者	84	前年度の産業廃棄物の発生量が500t以上1,000t未満である事業場を県内に設置している事業者
	食品ロス	83	消費・賞味期限が切れた食品、売れ残り、食べ残しなど本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品。食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など様々な過程で発生
	信州やまほいく	13	豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用して、様々な体験活動を行い、子どもの主体性や創造性、社会性、協調性などを育み、心身ともに健康的に成長することを目指した保育

	用語	ページ	解説
シ	信州・気候変動適応プラットフォーム	46	気候変動に適応する製品や技術、サービスの創出や政策の立案を促進するために県が2016（平成28）年10月に設立したプラットフォーム。行政や企業、大学などの52機関で構成され、気候変動の影響に関する情報共有や具体的な適応策の検討を行っている。
	信州・気候変動モニタリングネットワーク	46	県内の気候変動の実態を把握するために県が2014（平成26）年11月に設立したネットワーク。県内で気象観測を行っている行政や大学などの48機関から構成され、各機関が保有している観測データの収集・整理・発信を行っている。
	信州の名水・秘水	73	県は、水の大切さを再認識し、水環境を保全する意識の高揚を図るとともに、地域の活性化に役立てるため、2010（平成22）年1月に「信州の名水・秘水」選定委員会により、湧水などの中から特に優れたもの15箇所を「信州の名水・秘水」として選定した。
	森林の公益的機能	52	森林は、土砂災害等の防止、水源の涵養、木材などの林産物の供給、保健休養の場や生き物の生息・生育する場の提供、地球温暖化防止等、様々な働きを持つ。この様々な働きのうち、木材等の林産物を供給する機能を除いたもの
	森林の多面的機能	54	土砂災害等の防止、水源の涵養、木材などの林産物の供給、保健休養の場や生き物の生息・生育する場の提供、地球温暖化防止等の多面にわたる機能
	森林セラピー基地	52	セラピー効果のある森林、遊歩道、休憩・宿泊施設、癒しのプログラムを提供できる森林セラピーガイド等の体制が整っているなど一定基準を満たした地域
ス	水源の涵養機能	62	森林の土壌や水田等が、降水等を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能
	3 R（スリーアール）	84	Reduce（リデュース：発生抑制）・Reuse（リユース：再利用）・Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった言葉。2000（平成12）年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、①リデュース、②リユース、③リサイクル、④熱回収（サーマルリサイクル）、⑤適正処分の優先順位で廃棄物処理やリサイクルが行われるべきであると定められている。
	諏訪湖創生ビジョン	71	諏訪湖を取り巻く状況が変化してきている中、諏訪湖に関する個々の課題を個別に解決するのではなく、水質・生態系保全など“諏訪湖の水環境保全”と、多くの人々が諏訪湖を訪れることのできる環境整備など“諏訪湖を活かしたまちづくり”を一体的に取り組む必要があると考え、2018年3月に策定された。諏訪湖の20年後の目指す姿として「人と生き物が共存し、誰もが訪れたくなる諏訪湖」を掲げている。

	用語	ページ	解説
セ	生物多様性	6	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念
	生物多様性ながの県戦略	6	生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略であり、長野県の自然的社会的特性を活かした生物多様性の保全及びその持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画
	生物多様性のホットスポット	8	英語のhot spotは「危険な場所」、「注目されている場所」の意。生物多様性のホットスポットとは、生物多様性が高く、かつ破壊が進んでいる地域のこと。地球上に36箇所あるホットスポットのうちの1つとして、日本列島全体が指定されている。また、日本列島の中でも、特に長野県内やその周辺は生物多様性の豊かな場所であり、ホットスポット中のホットスポットといわれている。
	生物多様性保全パートナーシップ協定	8	市民団体等が行っている生物多様性の保全活動に企業や学校等の参画を促し、資金的・人的支援を得る取組
	ゼロカーボン	27	温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすること。実質ゼロとは、排出と吸収のバランスがとれているということ。
タ	ダイオキシン類	9	物の燃焼などの過程で非意図的に生成される炭素、水素、（酸素）、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって222種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性の強いものがある。
	多量排出事業者	84	前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000t以上又は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上である事業場を県内に設置している事業者
	単独処理浄化槽	69	し尿のみを処理し、生活雑排水を処理しない方式の浄化槽。2000（平成12）年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の設置はできなくなった。 ⇒cf. 合併処理浄化槽（用語解説P140）
チ	地域主導型の再生可能エネルギーの普及	18	地域の主体が、自ら事業費の過半を出資し、意思決定を行って実施する再生可能エネルギー事業の形態であり、利益の大部分を地域で得ることが可能
ト	特定汚染源	69	家庭や工場・事業場のように、特定の場所から汚染物質が排出される汚染源のこと ⇒cf. 非特定汚染源（用語解説P146）
	特定粉じん排出等作業	77	吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもの

	用語	ページ	解説
ナ	長野県希少野生動植物保護条例	8	長野県内に生息・生育する希少野生動植物に対して、本県の実情に即し、より広範な種の保護を図るため制定した条例（2004（平成16）年1月1日施行） 条例に基づき、保護の必要のある種を指定種又は特別指定種として捕獲規制を行うほか、保護回復事業計画を策定し希少野生動植物の保護を図っている。
	長野県産業廃棄物3R実践協定	85	産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理に関して、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の自主的な取組を進めるため、県と協定を結ぶ制度
	長野県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン	30	電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）の普及促進を図るため、2013（平成25）年6月に策定。本ビジョンでは、目指すべき充電インフラ等の姿を具体化
	長野県森林づくり県民税	44	森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくために、2008（平成20）年4月1日から県が導入した独自課税制度。荒廃した里山の森林整備等を推進するための財源として使われる。
	長野県水道ビジョン	71	安心安全な水道を将来にわたって維持し、持続的な供給体制を確保するため、県内の水道が目指すべき方向性や、とるべき方策・連携策を示すため2016（平成28）年度に策定
	長野県版レッドリスト	18	長野県内に生息する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅の恐れのある種を選定してリストにまとめたもの
	長野県産業振興プラン	33	長野県経済のけん引役であるとともに、県民生活を豊かにする上で、重要な役割を果たす製造業の振興を図るために策定したプラン。本プランに基づき、グローバル競争が激化する中、新しい価値を生み出し発展していけるよう、産学官金の共創による企業の競争力強化や人材育成・確保、新産業創出、海外展開等を通じ、世界で稼げる・世界で通用する産業の創出・振興を推進する。
	75%値	68	BOD（COD）の水質測定結果の評価方法の一つであり、水質環境基準の適否の判定などに利用される。全データを小さい方から並べた時に、（データ数×0.75）番目の値をいう。例えば、年間のデータ数が12個の場合、小さい方から9番目の値となる。これは河川の低水流量（1年を通じて275日はこれより低下しない流量）における水質を反映している。
ニ	日本型直接支払制度	54	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度
ネ	ネイチャーポジティブ	52	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。 2030年までにネイチャーポジティブを実現することが、昆明・モントリオール生物多様性枠組（2022年COP15）の2050年ビジョン達成に向けた短期目標となっている。

	用語	ページ	解説
ハ	ばい煙	76	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴って発生する硫黄酸化物及びばいじんや、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴って発生する物質のうち、カドミウムや鉛などの人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある有害物質
	バイオマス	8	再生可能エネルギーのうち、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの（化石燃料を除く）。バイオマス資源は、発電や熱利用による活用が可能
	ヒシ	68	水生植物の一種のヒシは1年草で、春に湖底に沈んだ種から芽を出し、夏にかけて湖面で葉を広げて繁茂し種子をつけて秋に枯れる。かつての諏訪湖は、湖岸から沖に向け、ヨシ帯などの抽水植物→ヒシ帯などの浮葉植物→エビモなどの沈水植物と、水生植物が移り変わっていたが、現在は、その生態系のバランスが崩れ大量に繁茂している。
	微小粒子状物質（PM2.5）	21	大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子。浮遊粒子状物質のうち特に粒径が小さいために肺の奥深くまで入りやすいことから、その健康影響が懸念されている。
	非特定汚染源	9	市街地、農地、森林のように面的な広がりを有するため、汚染物質が排出される場所が特定できない汚染源のこと ⇒cf. 特定汚染源（用語解説P145）
フ	不法投棄情報ながの	92	不法投棄・野外焼却の発見件数等統計情報や産業廃棄物収集運搬車両の指導状況などを、市町村向けに県のホームページに掲載している情報提供の名称
	不法投棄ホットライン	92	不法投棄等不適正処理の早期発見につなげるため、24時間体制で通報を受け付ける県が設置しているフリーダイヤルの名称 電話番号は「0120-530-386（ごみをみはろう）」
	フロン類	42	フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称。主にCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類に分類される。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低く、燃えない、油を溶かすなどの性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、エアコンの冷媒などに広く使われているが、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、今日では様々な条約・法律によって製造及び使用について大幅な制限がかけられている。
ホ	保安林	52	水源の涵養、土砂の流出や干害その他の災害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限（立木の伐採、土地の形質の変更などの制限、植栽の義務）が課せられている特定の森林。その指定の目的により17種類ある。
ミ	みどりの食料システム法	44	土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用削減の取組や、温室効果ガスの排出削減に資する取組など環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者が作成する計画を都道府県が認定し、その事業活動を資金の貸付けや投資促進税制等の特例措置により支援する認定制度を含む法律

	用語	ページ	解説
メ	名水百選・平成の名水百選	73	環境省では1985（昭和60）年に「名水百選」、2008（平成20）年に「平成の名水百選」を選定した。県内から名水百選に3箇所、平成の名水百選に4箇所が選定されている。 ○県内の「名水百選」 猿庫の泉（飯田市）、安曇野わさび田湧水群（安曇野市）、姫川源流湧水（白馬村） ○県内の「平成の名水百選」 観音霊水（飯田市）、木曽川源流の里 水木沢（木祖村） まつもと城下町湧水群（松本市）、龍興寺清水（木島平村）
モ	森林（もり）の里親	21	森林保全活動を支援する企業などと、森林を所有する市町村・団体とが契約を締結し、森林の整備や地域住民との交流などを行うもの。県は、企業と地域との里親契約に向けた調整（仲介）を行う。
	モビリティ・マネジメント	30	環境や個人の健康などに配慮し、過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段をかしこく利用する状態へと自発的に行動転換を促す一連の取組。
ユ	優良産業廃棄物処理業者認定制度	89	産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として国が定める基準に適合する事業者を、都道府県知事等が認定する制度。排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を推進することを目的としている。
	ユニバーサルデザイン	59	障がい（ハンディキャップ）の有無、年齢や性別、国籍や民族などに関わらず、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方
	ユネスコスクール	13	ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、①地球規模の問題に対する国連システムの理解、②人権、民主主義の理解と促進、③異文化理解、④環境教育、といったテーマについて、質の高い教育を実践する学校。国では、ユネスコスクールをE S Dの推進拠点として位置付けている。
ヨ	4 R（ヨンアール）	83	3 R（ごみを減らす、繰り返し使う、再生して利用する）に、使い捨てプラスチック製品等から植物性由来など環境にやさしい素材・製品への転換という意味の「リプレイス」加えた名称
B	B O D	68	Biochemical Oxygen Demandの略称。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。生物化学的酸素要求量
C	C O D	68	Chemical Oxygen Demandの略称。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。化学的酸素要求量

	用語	ページ	解説
E	E S C O	35	Energy Service Companyの略称。民間事業者が省エネルギー量を保証した省エネルギー提案を行い、その保証した削減額を財源として、省エネルギー改修工事の施工、維持・管理などの包括的なサービスを行うこと
	E S D	13	Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略称。地球規模の課題（平和、貧困、人権、環境等）を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分でできることを考え、実践していくこと（think globally, act locally）を身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動
0	O E C M	52	保護地域以外の生物多様性保全に資する地域のこと。2018年にエジプトで開催された生物多様性条約第14回締約国会議（C O P 14）において採択されたO E C Mの定義は以下のとおり。 Other Effective area-based Conservation Measuresの略称。保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの
P	P C B（ポリ塩化ビフェニル）	89	安定性・耐熱性・絶縁性に優れ、変圧器や蛍光灯の安定器など様々な用途に利用されていたが、発がん性などが問題となり、1972（昭和47）年6月に生産が中止された。
	P D C Aサイクル	33	「Plan→Do→Check→Act」の4段階を繰り返すことによって事業の効率化を目指す手法
	P R T R	81	Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略称。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業場から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度

	用語	ページ	解説
S	SDGs	6	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015（平成27）年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17のゴール（目標）のこと。17のゴールとゴールごとに設定された169のターゲットから構成される。 ○17のゴール SDGsの目標のことで、内容は次のとおり。長期的なビジョンに近い。 ゴール1（貧困） ゴール2（飢餓） ゴール3（健康な生活） ゴール4（教育） ゴール5（ジェンダー平等） ゴール6（水） ゴール7（エネルギー） ゴール8（雇用） ゴール9（インフラ） ゴール10（不平等の是正） ゴール11（安全な都市） ゴール12（持続可能な生産・消費） ゴール13（気候変動） ゴール14（海洋） ゴール15（生態系・森林） ゴール16（法の支配等） ゴール17（パートナーシップ） ○169のターゲット SDGsの17のゴールごとに設定されている、ゴールよりも具体的な達成目標のこと。合計で169のターゲットがある。
Z	ZEB	33	Net Zero Energy Buildingの略称 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。 「ZEB」、「Nearly ZEB」、「ZEB Ready」の3段階により定性的及び定量的に定義している※。 ※経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」（平成27年12月）による定義



小学生・低学年の部 最優秀賞

金井 泰雅さん（上田市立城下小学校3年）

【審査委員 講評】

小学校低学年の中では、ダントツで丁寧・上手でメッセージ性もあり、とても訴えかけてくるものがありました。何気ない生活のワンシーンと、一方「海底ではこういう状況」という時間軸が感じられ、こうしている間にも生活環境は刻一刻と変わっているんだよというメッセージが伝わってくる1枚。小学3年生でここまで描けるのは将来が楽しみです。



小学生・高学年の部 最優秀賞

濱 唯花さん（岡谷市立長地小学校6年）

【審査委員 講評】

この作品は色もすごく鮮やかで一見とても明るく楽しい作品に見えますが、よく見るとおなかの中に色々なお菓子のゴミ、花火のゴミがいっぱい描かれています。クラゲと一緒にたゆたっているのもビニール袋、よく描けています。海洋汚染の問題をどのように表現できるか気づかせてくれる作品です。海のSOSと書いてありますが、その声を私たちはよく聞かなければならないと改めて感じさせます。



中学生の部 最優秀賞

安藤 奈南さん（松本市立波田中学校1年）

【審査委員 講評】

本当に細かく描かれているところもすごいと思いますが、泣いている動物ときれいな海の中で幸せそうに目を輝かせている動物の、その絵の描き分けがすごくしっかりできている。線の太さの違いを出すことによって奥行きも表現されていますし、文字とモチーフの対比がぱっと目に入ってくるような作品になっています。ポスターはメッセージを一発で相手の心に伝えることが大切。そういった面で非常にレベルの高い絵が今回最優秀作品になったと思っています。

令和 6 年版長野県環境白書

2025（令和 7）年 2 月発行

編集・発行

長野県環境部環境政策課

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2

電話 026(232)0111（代表）

026(235)7169（環境政策課直通）

長野県公式ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp>

環境政策課 E-mail kankyo@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州



2050 ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです